

平成24年度定期監査結果に基づき講じた措置

(個表)

個表1

防災対策部	1
戦略企画部	11
総務部	17
健康福祉部	40
環境生活部	74
地域連携部	95

個表2

農林水産部	109
雇用経済部	153
県土整備部	171
出納局	206
企業庁	212
病院事業庁	225
議会事務局	239
人事委員会事務局	245

個表3

教育委員会事務局	246
警察本部	291

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (地域活性化プランの推進)</p> <p>(1)「地域活性化プラン」については、市町や農業協同組合等と支援チームを結成し、集落や産地等の支援に取り組んだ結果、平成 23 年度中に県内で 52 の地域においてプランが策定され、さまざまな取組が開始されている。</p> <p>今後は、策定されたプランの実践を継続的に支援していくとともに、その実践成果の情報発信と実践に取り組むにあたって課題を持った地域・産地への支援を積極的に進め、取組地域の拡大を継続的かつ円滑に図りたい。</p> <p style="text-align: right;">(農産振興担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>地域活性化プランの策定・実践に向けて、各事務所に「地域活性化プラン支援チーム」(以下、支援チームという。)を推進対象ごとに編成し、平成 23 年度に策定された 52 プランの実践取組を支援するとともに、新たな地域においてプラン実践事例の紹介や課題設定のための座談会等を行ない、集落・産地等の今後の取組の方向性を整理することで、61 か所においてプラン策定・実践を支援しました。</p> <p>また、販路開拓や商品開発等の新たな価値の創出につながる初度的取組が明確となった 37 か所(H23 策定 14 プラン含む)においては、その取組のスタートアップを促す試作・試行等のハンズオン支援を行うとともに、その実践成果、課題解決手法や成功要因の共有を図るため、成果発表会や HP 等による情報発信を行っています。</p> <p>(1)地域活性化プラン策定支援推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①研修会、セミナーの開催 ②プラン策定に向けた情報収集の支援 ③プラン策定のための市場・企業調査 など <p>(2)地域活性化プランスタートアップ促進(委託先:三重大学)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①専門家等派遣:37 か所、延べ 140 人・日 ②ハンズオン支援:37 か所(6,969 千円) ③情報発信等:実践成果発表会(3月22日、約 200 名)など <p>2 取組の成果</p> <p>新たに 61 プランが策定され累計 113 プランになりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定プラン数(累計 113 プラン:H23 策定 52、H24 策定 61)
<p>平成 25 年度以降(取組予定等)</p> <p>地域の課題や目指すべき方向に応じて、市町や J A など関係機関と連携した支援体制を引き続き整備し、必要な専門人材の配置や初度的取組への重点的サポートを外部機関(委託)と連携して進めるとともに、策定されたプランの実践を継続的に支援し、その実践成果の情報発信や課題を抱えた地域・産地への働きかけなどを積極的に進め、取組地域を着実に増やしていきます。</p> <p>具体的には、プラン策定支援(50 か所)と販路開拓や商品開発等の新たな価値の創出につながる取組へのスタートアップ支援(33 か所)のほか、販路開拓等の人材養成や 6 次産業化関係事業の活用を積極的に誘導するとともに、ビジネス指向の比較的弱い農村地域団体のリーダー等を対象にビジネス展開へ向けた意欲醸成を図るブラッシュアップ支援を行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (多様な農業経営体の確保・育成)</p> <p>(2) 認定農業者等への農用地利用集積率については、平成 22 年度末実績は 32.6%と前年度より 0.7 ポイント増加し、経営規模の拡大は進んでいるものの、認定農業者等の経営体数については、23 年度末実績は 2,306 経営体であり、前年度と比較し、53 経営体減少している。</p> <p>このため、今後一層、認定農業者等中核的経営体の経営基盤の強化、収益力の向上に係る支援を推進するとともに、新規就農者が円滑に就農できる環境づくり、雇用力のある農業経営体の育成、企業等の新規参入等、多様な農業経営体の確保・育成に係る取組を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(農産振興担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>経営者の高齢化と後継者不足、農産物価格の低迷等、認定農業者等の経営環境は非常に厳しい状況にありますが、次の取組により、認定農業者等の経営基盤の強化を図るとともに、新規就農者や農業参入企業等多様な農業経営体の確保・育成を図りました。</p> <p>(1) 認定農業者等への支援</p> <p>普及指導員のスペシャリスト機能を生かし、意欲ある農業者や生産組織に対し高度な生産・経営管理技術の普及など経営指導に取り組むとともに、市町や関係団体と連携して融資制度の利用促進等の支援を進めました。また、農業者の研修機関である三重県農業大学の研修カリキュラムの充実を図り、県農業の担い手となる人材の育成に努めました。</p> <p>(2) 持続的な営農の仕組みづくり、集落営農組織の新規設立、法人化等の推進</p> <p>集落等を単位に農業者の話し合いにより担い手農家や集落営農組織に農地を集積する取組、及び集落営農組織を安定的に継続させるための取組(規模拡大、法人化、6次産業化等)を、各農林水産商工環境事務所の関係室で構成する推進チーム、並びに地域活性化プランの推進と連携して進めました。</p> <p>(3) 雇用力のある農業経営体の育成</p> <p>農業版地域人材育成緊急雇用創出事業を実施し、農業経営体の新規雇用の支援により、農業への就業・定着に結びつけるとともに、雇用力のある農業経営体の育成を図りました。</p> <p>(4) 新規就農者の受入体制の構築、企業等の新規参入支援</p> <p>平成 24 年 6 月に「みえの就農サポートリーダー制度」を創設するとともに、国の新たな対策である「青年就農給付金制度」を活用し、就農希望者等の受入体制の構築と就農前の研修、就農後の経営安定への支援を行いました。また、企業が農業参入する際の農地の確保、技術の習得、地域住民との調整について、関係機関と連携して支援しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 認定農業者等の経営改善に向け、経営改善計画の指導、マーケティングや法人化に関する研修等を通じて経営体質の強化に取り組むとともに、199 の農業経営体で融資制度(農業近代化資金:認定農業者特例)が活用されました。</p> <p>(2) 新たに土地利用調整等の合意形成を 23 集落、集落営農組織を 9 集落で確立するとともに、3 集落営農組織が法人化を行い、組織体制の強化を図りました。</p> <p>(3) 35 の農業経営体で新たに 41 人が雇用され、農業を担う人材の育成・確保とともに、雇用型農業経営への発展につなげました。</p> <p>(4) 119 人の農業者に就農サポートリーダーに登録いただき、就農希望者 13 人に対するサポート活動が実施されました。さらに、82 人に青年就農給付金を支給し、新規就農者の確保と就農後の定着につなげました。平成 24 年度は、新たに 117 人が新規就農、7 社が農業参入しています。</p>

平成 25 年度以降（取組予定等）

将来の認定農業者の確保につなげるため、国の新規就農・経営継承総合支援事業の活用、みえの就農サポートリーダー制度を充実し、新規就農者の育成・確保を図るとともに、引き続き、意欲ある農業経営体や農業参入企業等に対する高度な生産・経営管理技術の普及など経営指導、マーケティング研修等の活用、新規雇用者の就業・定着支援による雇用力のある農業経営体の育成、市町や関係団体と連携して地域の実情に即した融資制度の利用促進等の支援を進めます。

また、市町が策定する「人・農地プラン」の策定支援、集落が主体的に土地利用調整を行い認定農業者等へ農地を集積する取組を進め、持続的な営農の仕組みづくりとともに集落営農組織の新規設立、法人化等を推進します。

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (高病原性鳥インフルエンザへの対応)</p> <p>(3) 平成 23 年 2 月に県内で発生した高病原性鳥インフルエンザへの対応を踏まえ、家畜保健衛生所が中心となり、各地域機関が協力して、養鶏農家ごとに発生時における消毒ポイント、埋却候補地、防疫作業のための動線等を取りまとめた農場カルテを作成して、各関係機関で役割分担をはじめとした情報の共有を図り、今後の発生に備えた連携体制の強化を進めている。</p> <p>しかし、当該農場カルテについては、各地域間において内容の精度に差異がみられることから、各地域で収集した情報を集積、分析するなどして、その精度の向上に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(農産振興担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>家畜伝染病予防法第 12 条の 4 に基づき、各養鶏農場から提出された農場場所・飼養羽数・畜舎見取り図等の定期報告の内容を農場カルテに反映させました。また、飼育羽数 100 羽未満の愛玩鶏飼養者についても、緊急雇用創出事業を利用した調査により、飼育場所を確認し地図上に位置情報を入力、高病原性鳥インフルエンザ発生時の告示案を作成整備しました。</p> <p>また、家畜保健衛生所、地域農環事務所の各担当者を参集して推進会議を開催し、地域における課題等を検討し情報の共有を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>農家からの定期報告を受け、地域間で農場カルテの内容に差が生じないように、特に飼養頭羽数等基礎情報に関して更新を実施しました。愛玩鶏飼養者の基礎調査は概ね終了しデータベースを作成することができました。また、既存の農場カルテにおいても地図情報として反映させることができました。さらに、推進会議の開催により家畜保健衛生所と地域農環事務所の連携が強化されました。</p>
<p>平成 25 年度以降 (取組予定等)</p> <p>発生時に必要となる作業の中で民間業者に委託することで対応可能な作業について、民間業者との事前調整を図るとともに、処分方法の多角化についても検討のうえ関係機関と調整を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (獣害対策)</p> <p>(4) 獣害対策については、農林水産被害等の軽減と野生獣の適正な生息管理を組み合わせた総合的な獣害対策を実施するとともに、「獣害につよい地域づくり」を進めているところである。</p> <p>しかし、野生鳥獣による農林水産被害は増加を続け、平成 22 年度においては、約 7 億 5 千万円となっており、「みえ県民力ビジョン」においても「緊急課題解決プロジェクト」の一つとして位置づけられていることから、今後も関係機関、市町と連携を図りながら、被害対策、生息管理、利活用の 3 つの柱を効果的に組み合わせた獣害対策を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(農業基盤整備・獣害担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>本年度から被害対策と生息管理等を一括して所管する獣害対策課を設置し、選択・集中プログラム「緊急課題解決 9 暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト」により、「被害対策」「生息管理」「利活用」を重点的に取り組みました。</p> <p>また、地域事務所等に設置している「地域獣害対策チーム」や「獣害対策支援チーム」により、市町や集落での獣害対策の取組を支援しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 被害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町が策定した「被害防止計画」の着実な実施に向け、「獣害につよい集落」づくりを積極的に進めるとともに、広域による取組や地域間の連携強化を進めました。また、集落づくりの取組と連携させつつ、野生鳥獣侵入防止柵や緩衝帯の整備に対する支援を行うとともに、集落リーダーや幅広い知識を持った人材を育成することができました。 ・鳥獣捕獲実施隊や捕獲隊の設置についての支援や有害鳥獣駆除の経費にかかる補助を行い、有害鳥獣駆除の促進化を図りました。 ・ニホンジカ専用の大量捕獲わなであるドロップネットについて、企業や町等と連携し実証試験を行い、遠隔操作で捕獲できるシステムを開発・商品化しました。また、ドロップネットの導入が進み、現在、県内で 8 基設置されています。 ・9 月の「農林水産物の被害について考える月間」期間中に開催したフォーラム (300 人参加) では、講演会において被害対策、保護・共生、獣肉の利活用等についての取組を紹介するとともに、獣害資材展示を行い被害者への情報提供等の支援、被害者以外の方への啓発を行うことができました。 <p>(2) 生息管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカやイノシシにおける禁止猟法の一部地域での解禁、ニホンジカの 1 日あたりの捕獲頭数の制限撤廃 (ただし、銃猟においては、オスは、1 頭)、狩猟期間の延長 (11 月 1 日から 3 月 15 日) などにより、捕獲圧を高め農林被害の軽減を図ることができました。 <p>(3) 利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・獣肉の消費拡大や認知度向上を図るため獣肉解体処理者と飲食店や食品会社などのマッチングによりシカ肉を利用したコロッケカレー、クッキー、調味料、ペットフードなどの商品を開発・販売しました。また、より安全・安心な獣肉を供給するため、「みえジビエ」品質・衛生マニュアルに基づく解体処理施設の整備を支援しました。さらに、シカ肉やイノシシ肉を利用した料理教室の開催や出展による PR を行い獣肉の普及・拡大を行うことができました。
<p>平成 25 年度以降 (取組予定等)</p>
<p>獣害対策課を中心に選択・集中プログラム「緊急課題解決 9 暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト」により、関係部所がより一層連携して「被害対策」「生息管理」「利活用」を重点的に取り組みます。</p> <p>具体的には、獣害につよい地域づくりを進めるとともに、大量捕獲技術の確立や捕獲技術の向上、解体処理施設への支援等に取り組みます。また、本年度から実施したニホンジカやイノシシにおける禁止猟法の一部地域での解禁等、狩猟における規制緩和を継続します。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (森林環境創造事業の計画見直し)</p> <p>(5) 森林環境創造事業については、平成 16 年度以降、整備計画策定の最終目標面積に対する策定の着手率が目標とする着手率から年々乖離し、23 年度は目標 50.6%のところ実際の着手率は 25.7%にとどまっているとともに、目標の整備計画策定面積（累計）に対する策定面積の率である達成率も 50.9%と低下している。</p> <p>かねてから事業計画の見直しについて早急に取り組むよう意見を示してきたところであるが、依然として見直しが行われていないので、事業目的が達成できるよう、現状を踏まえた事業計画の見直しに速やかに取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>事業計画の見直しについては、これまで、森林所有者へのアンケート調査や森林の現況調査などに日数を要し、見直しが遅れていましたが、平成 24 年 12 月末に、アンケート調査の分析や森林現況調査の結果などを踏まえて、事業対象面積 45,000ha のうち、実際に整備計画を策定する面積を 15,400ha へと見直しました。</p> <p>また、今後、新規に策定される整備計画の終期を平成 43 年度末までとし、整備完了の目標年度を 10 年間縮減することとしました。この他、着手率の向上を図るため、団地面積の要件をこれまでの 30ha から 5ha へと緩和することとしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>これらの見直し内容について、平成 25 年 1 月 10 日及び 1 月 17 日に市町の担当者や林業事業体の担当者に対し説明し、理解を得たところです。</p> <p>なお、整備計画策定目標面積の見直しにより、平成 23 年度末の着手率が 75.2%となりました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>見直し作業が完了するまでの間、新規箇所の採択を見合わせていましたが、見直し作業が完了したことから、新規箇所を採択することとし、今後も市町への働きかけにより着手率の向上を図ることとします。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (水産業・漁村のマネジメント体制の確立)</p> <p>(6) 県では、平成24年3月に策定した「三重県水産業・漁村振興指針」に基づき、地域自らが考え実行していく水産業・漁村の活性化を促進するため、「地域水産業・漁村振興計画」の策定を支援している。</p> <p>現在、計画策定中の取組や今後策定を予定している取組の中には、付加価値の向上やブランド化等、「もうかる水産業」へ向けた取組も多数みられ、これらの計画が着実に実践されていくよう、関係団体や市町等と連携して地域を支援されたい。</p> <p>さらに、水産業・漁村を総合的にコーディネートできる組織として、漁業協同組合の経営基盤の強化が重要となっていることから、今後も、引き続き漁協系統団体等との連携を図りながら、合併の支援等に一層取り組み、水産業・漁村のマネジメント体制の確立に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(水産振興担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>「三重県水産業・漁村振興指針」に基づき、地域自らが取り組む「地域水産業・漁村振興計画」については、昨年度に策定した3地区での計画の実践を支援するとともに、地域の漁業者を中心とした話し合いが進んでいる新たな10地区で計画の策定を支援しています。</p> <p>また、県漁連等系統団体とともに漁協組織改革推進本部会議及び同会議専門委員会に参加し、県1漁協合併に向けた協議を進めています。</p> <p>県1漁協に先行して合併した三重外湾漁業協同組合の経営改善の取組に対し、県漁連等系統団体や関係市町と連携して財政的支援や助言を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>「地域水産業・漁村振興計画」については、昨年度に計画を策定した錦地区等3地区での計画の実践を支援するとともに、赤須賀地区、浦村地区、海野地区など10地区について新たに地域計画を策定しました。</p> <p>県1漁協合併に向けては、平成24年5月には、全ての沿海漁協(21漁協)と県漁連、県信漁連が参加して「第1回三重県漁協合併推進協議会」を開催し、合併参加予定組織による具体的な合併協議が開始されました。組合員の合併への理解促進の取組や、県漁連、県信漁連の包括承継に係る十分な議論が必要であること等が課題となっています。</p> <p>三重外湾漁業協同組合の経営改善については、当該漁協役員に加え、県、全漁連、農林中央金庫、県漁連、県信漁連も参加して実績検討会を毎月開催し、計画と実績の対比をする等の進捗管理と対策検討を行いました。当該漁協は設立以降、計画を上回る改善実績をあげており、平成24年度についても当期利益を確保し、計画の達成が可能と見込まれています。</p>
<p>平成25年度以降(取組予定等)</p> <p>市町・水産団体等との連携を強化し、地域の漁業者等の思いや考えをくみ上げ、関係者の話し合いの中から「地域水産業・漁村振興計画」の策定地区の拡大を図ります。また、地区の状況に応じて漁村の活性化につながるスキルアップを促していきます。</p> <p>また、水産業・漁村のマネジメント体制の確立に向けて、引き続き、漁協系統団体等と連携を図りながら、合併の支援等に取り組みとともに、三重外湾漁業協同組合の早期自立に向けた取組についても支援を継続します。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 貸付金</p> <p>林業改善資金等の貸付金の収入未済額が 99,213,703 円（対前年度比 102.3%）あり、前年度と比べて 2,276,463 円増加している。</p> <p>農業改良資金、沿岸漁業改善資金貸付金については、債権管理を強化し、新たな未収金の発生防止と過年度未収金の回収に努めた結果、昨年度末と比較し 3,210,661 円減少しているものの、林業改善資金については、現年度分、過年度分とも増加しているため、今後も債権者の経営状況等の把握に努め、積極的な債権回収を図ることにより、その収入未済額の減少と発生防止に一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（農産振興担当分野、森林・林業担当分野、水産振興担当分野）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>（農産振興担当分野）</p> <p>未収金については、書面・電話・面談による督促を行い、償還が止まっている者に対しては、償還の再開を求め、少額の償還に留まっている者に対しては償還額の増額を求めました。</p> <p>督促回数 53 回（うち 訪問・面談：16 回、電話：14 回、書面：23 回）</p> <p>（森林・林業担当分野）</p> <p>今回、収入未済額が増加した理由は、借受者の自己破産手続きによるものであり、県は、これまで債権者集会へ 4 回（平成 24 年 3 月 28 日・6 月 27 日・10 月 3 日・平成 25 年 1 月 16 日）出席しています。借受人の税金の未払いが大きいため、県等の債権者への配当見込みは低い状況ですが、連帯保証人の資産処分で若干の配当がある見込みのため、今後も債権者集会に出席し、回収に努めます。</p> <p>また、償還が困難な事業者とは、書面、電話、訪問等による督促の強化を図りました。</p> <p>平成 24 年度訪問回数 30 回（対象 4 名中 4 名）</p> <p>（水産振興担当分野）</p> <p>沿岸漁業改善資金貸付金では、水揚の不振や魚価の低迷等による漁業経営の悪化から、平成 23 年度末で 3,048 万円（6 件）の未収金が発生しており、その延滞期間は長期化しています。</p> <p>延滞先に対しては、書面・訪問・電話等により督促を実施し、未収金の回収を図りました。</p> <p>過年度に延滞が発生し、長期に渡り償還が滞っている貸付先に対しては、必要に応じて連帯保証人への督促を行いました。</p> <p>督促回数 28 回（うち訪問・面談：15 回、電話 8 回、書面 5 回）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>（農産振興担当分野）</p> <p>平成 23 年度末の未収金約 4,780 万円（55 件）のうち、約 249 万円（1 件）の回収を行いました。また、返済に伴い新規に発生した違約金 1 件については、早期に支払いを受けました。</p> <p>（森林・林業担当分野）</p> <p>償還が困難な事業者に対し返済方法について相談に応じ、延滞の固定化の回避に有効であると認められる場合には、分割納入での対応を行い、37 万円（3 名）を回収しました。</p> <p>（水産振興担当分野）</p> <p>平成 23 年度末の未収金 3,048 万円（6 件）のうち平成 25 年 3 月末現在、約 90 万円を回収しました。</p>

平成 25 年度以降（取組予定等）

（農産振興担当分野）

引き続き債務者の経営状況等を訪問・面談等により的確に把握し、早期に完済となるよう指導していきます。特に農業経営を継続している債務者については、経営改善への取組みを支援するとともに、その進捗を的確に管理していきます。

（森林・林業担当分野）

延滞発生の未然防止のため、今後も貸付審査時には適切な審査を継続するとともに、債権者に対する経営指導等を行っていきます。また、新たに発生した債権に対しては、債権者集会を通して、早期回収に努めます。

未収金の回収については、書面・電話・訪問により 3 ヶ月に 1 回以上、督促を行います。また、少額の返済に留まっているものに対しては、償還額の増額を求め早期回収に努めてまいります。

（水産振興担当分野）

引き続き長期の延滞先に対しては、債務者の経営状況等の適切な把握に努め、訪問・電話等による督促を行います。

また、新たに延滞が発生した貸付先に対しては、長期延滞債権化を防止するため、債務者と面談のうえ回収計画を策定し、早期の延滞解消を図ります。

今後新たな延滞が発生しないよう、貸付審査にあたっては、債務者及び連帯保証人の償還能力及び保証能力を慎重に判断するとともに、貸付先に対して水産業普及指導員による積極的な指導援助を実施するよう努めてまいります。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) その他の収入未済</p> <p>施設使用料等(地方卸売市場)の収入未済額が 5,897,060 円(対前年度比 98.0%)あり、前年度と比べて 117,454 円減少しているものの、今後も引き続き、その収納促進に努められたい。 (農産振興担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>旧三重県中央卸売市場のときの平成 14～17 年度に発生した施設使用料等に係る未収金が、平成 23 年度末に 3 事業者で 5,897,060 円あります。</p> <p>3 事業者とも既に市場からは退場しており、現在は病気等の理由から、十分に仕事ができないことからまとまった返済は期待できません。そのため、少額返納による債権回収をすすめるため 5,000 円単位等での納付書を数枚発行し、返納するよう働きかけました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記の取り組みをすすめた結果、平成 25 年 3 月までに 67,352 円の回収ができました。 (平成 25 年 3 月残高 5,829,708 円)</p>
<p>平成 25 年度以降(取組予定等)</p> <p>債務者の 3 事業者については、十分な収入が得られる状況でないことから、今後も引き続き、毎月返納を基本とした少額返納をすすめ、返納状況を確認しながら電話や自宅訪問での督促を中心に回収に取り組むこととしています。</p> <p>なお、同市場における同未収金については平成 21 年度より利用料金制による指定管理者制度による市場管理を実施していることから、制度上の新たな未収金は発生しません。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ウ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) みつばち転飼許可申請手続きにおいて、三重県収入証紙消込日が申請日より前になっていた。</p> <p>(2) 家畜保健衛生所で取り扱う手数料金額の改定について連絡が遅滞したため、手数料の還付・追徴が発生していた。</p> <p style="text-align: right;">(農産振興担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 担当者が消印の日付の確認を怠って押印したため、申請日より前の日付となっていました。今後、担当者が受付日を記入し消印を押印後、副担当と証紙収入実績報告者が確認を行うこととしました。</p> <p>(2) 家畜保健衛生所が手数料額の根拠としている「家畜共済診療点数表」は今まで定期的に改訂されています。しかし、「家畜共済診療点数表」管轄課に対し改訂確認を怠っていたため、家畜保健衛生所が改訂前の誤った手数料で徴収し還付・追徴が発生しました。今後は関連部署間の連携、連絡を密にするとともに、「家畜共済診療点数表」の改訂時期に管轄課との二重チェックを以下のとおり行うこととしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農畜産課は家畜共済診療点数表の次年度改正の有無を団体検査課に必ず確認。 ・ 団体検査課は、点数表の改正が国から通知された際には、農畜産課にも合議を行うと共に、次年度の改正の有無を農畜産課に必ず連絡する。 ・ 各家畜保健衛生所においても、共済獣医師や近辺の開業獣医師等との情報交換の中で、点数表改正の動向に留意し、情報を把握すれば農畜産課あて連絡する。 <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 職員の意識も向上し、チェック体制の強化を徹底することができました。</p> <p>(2) 職員の意識も向上し、改訂予定の有無について「家畜共済診療点数表」を所管する団体検査課あて確認するなど、関係各（課）所との連携及びチェック体制の強化について図ることができました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、再発防止に向け、上記取組みにより、チェック体制の強化を図るなど、適正な事務処理に努めていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 前払金返還利息等の収入未済額が 1,406,292 円（対前年度比 94.4%）あり、前年度と比べて 83,098 円減少しているものの、減少要因は不納欠損処理によるものであるため、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（四日市農林商工環境事務所、伊勢農林水産商工環境事務所、尾鷲農林水産商工環境事務所、熊野農林商工環境事務所）</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>（四日市農林商工環境事務所）</p> <p>平成 22 年度治山工事の履行不能による契約解除に伴う、過払い前払い金遅延利息が生じ、平成 22 年 3 月に桑名建設事務所の同業者に対する支払債権と遅延利息の一部と相殺し一部を収納したものの、その残額が未収となっています。商業登記簿謄本で会社が存在することを確認するとともに、平成 24 年 8 月 10 日と平成 25 年 1 月 25 日に会社住所地のマンションの一室を訪問しています。しかし、不在のため、督促状と納付書を投函する方法で請求をしていますが、納付はなく、連絡が取れない状況が続いています。</p> <p>（伊勢農林水産商工環境事務所）</p> <p>催告状を 3 回発行（H24. 6. 11 付・H24. 10. 19 付・H24. 11. 20 付）し、債務者に送付しました。また、平成 24 年 10 月 19 日に催告のため会社所在地を訪問しました。</p> <p>（不在のため、催告状をドアに貼り付け帰庁しました。）</p> <p>（尾鷲農林水産商工環境事務所）</p> <p>土地使用料について、債務者を誤って調定したことを、次年度の調定に向けて確認作業中に気づき、正しい債務者で再調定を行ったことにより収入未済が発生しましたが、5 月 7 日に納付され、収納済みとなっています。原因は、担当者が前年度と現年度の債務者をチェックしなかったことによる調定誤りであったため、複数職員で債務者のチェックを行うことにより、適正な事務処理に努めました。</p> <p>（熊野農林商工環境事務所）</p> <p>所在不明の建設業者（平成 17 年度契約業者）については、戸籍謄本等の公的書類等による情報収集とともに、公函等をもとにした事務所の現地調査を行いました。また、休眠状態の建設業者（平成 19 年度契約業者）については、建設事務所と共同して商業登記簿謄本など財産の状況についての情報収集を行い、取締役の住居を昨年度に引き続き訪問し、支払い催促及び事情聴取を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>（四日市農林商工環境事務所）</p> <p>平成 24 年 8 月と平成 25 年 1 月に会社住所地のマンションの一室を訪問し督促状と納付書を投函していますが、現在も進展がないまま未納となっています。</p> <p>（伊勢農林水産商工環境事務所）</p> <p>債務者との連絡がとれないため、進展はありませんでした。</p> <p>（尾鷲農林水産商工環境事務所）</p> <p>調定に誤りがないよう、複数職員でチェックした結果、適正な事務処理を行うことができました。</p> <p>（熊野農林商工環境事務所）</p>

所在不明の建設業者については、以前として所在不明のままの状況です。また、休眠状態の建設業者については、支払い催促及び事情聴取等を行うものの、収納の段階には至っていません。

平成 25 年度以降（取組予定等）

（四日市農林商工環境事務所）

引き続き、会社の確認及び適時財産調査をして、未収金の請求を行い、徴収に努めます。

（伊勢農林水産商工環境事務所）

引き続き催告状の送付、所在地への訪問を行い、催告を継続していきます。

（尾鷲農林水産商工環境事務所）

引き続き、複数職員でチェックを行い、適正な事務処理に努めます。

（熊野農林商工環境事務所）

引き続き、収納に向けての対応を継続するとともに、工事発注に際し、請負業者との連絡を密にすることや建設事務所等他の発注機関との情報共有を行いながら、再発防止に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 海岸使用料に係る督促状の送付が行われていないものがあった。 (伊勢農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 未収金確認は財務端末で行っており、連絡の遅れも生じていました。 任意ではありますが、文書による納付依頼及び電話による督促を行いました。</p> <p>2 取組の成果 平成 25 年 1 月 21 日に納入されました。</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>海岸使用料に係る未収金対策マニュアル等の作成に取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【「平成のおかげまいり in 東京ミッドタウン」発信事業委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 (副部長担当分野) <p>(2) 【三重県地方卸売市場場内側溝修繕業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行伺い時点から施行内容が変更されたにもかかわらず、変更の経緯が書面で整理されていなかった。 <p>(3) 【県産牛肉安心確保対策事業に係る業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 (農産振興担当分野) <p>(4) 【イノシシ肉等利活用情報収集緊急雇用創出事業業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 <p>(5) 【平成 23 年度特定鳥獣モニタリング事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 (農業基盤整備・獣害担当分野) <p>(6) 【平成 23 年度鳥羽ビジターセンター維持業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書に個人情報保護に関する条項等がなかった。 (森林・林業担当分野) <p>(7) 【平成 23 年度希望ある漁業・漁村再生支援業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 <p>(8) 【三重の水産業復興応援フェア開催事業業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の実施にあたって、あらかじめ承認手続きがされていなかった。(水産振興担当分野) <p>(9) 【平成 23 年度農林水産省所管国有財産除草業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (四日市農林商工環境事務所) <p>(10) 【野田地区農業農村整備事業実施計画策定業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の実施にあたって、あらかじめ承認手続きがされていなかった。 (津農林水産商工環境事務所) <p>(11) 【主要農作物種子審査補助業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格が設定されていなかった。 ・契約書に定めた「個人情報の取扱いに関する特記事項」が添付されていなかった。 (伊賀農林商工環境事務所) <p>(12) 【自家用電気工作物保守管理業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (林業研究所) <p>(13) 【水産研究所浄化槽保守点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検収確認の記録が一部行われていなかった。 <p>(14) 【海水用急速濾過装置濾材取替業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (水産研究所)
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 提出物のチェック漏れにより、個人情報の責任体制等報告書が提出されていなかったことに気づかなかったものであり、契約必要書類の再確認、正副担当及びライン職員によるチェックの徹底により、提出物の漏れがないよう職員の意識向上を図る取り組みを実施しました。</p> <p>(2) 当事業は、三重県地方卸売市場の維持修繕業務を行うにあたって、指定管理者との協議により県負担として実施し、指定管理者に委託料を支出したのですが、施行伺い時から委託契約までの間に施工箇所の変更があったものの、変更の経緯を書面により記録することを失念していたもので</p>

す。監査の結果を受け、今後は軽微な変更であったとしてもその理由や経緯を必ず書面により記録を行うことともに、決裁時には複数人でチェックを行うこととしました。

- (3) 契約内容の確認不足により、個人情報保護責任者等の報告確認を行っていませんでした。

個人情報の適正な管理に関して、職員に周知するとともに、契約内容及び報告書等の確認について複数の職員で行うよう徹底しました。

- (4)～(5) 契約書に「個人情報の保護」に関する条項の記載等したものの、個人情報を取り扱わない案件であったため、個人情報保護責任者等の書面での報告を求めなかったもので、契約制度を十分に承知していなかったことが原因です。

職員に対し、契約を行う際には、個人情報を取り扱う契約内容であるかも含め、仕様内容をよく確認し、契約書を作成するよう、課内会議において周知徹底しました。

- (6) 平成 23 年度鳥羽ビジターセンター維持業務委託において、委託業務内容がトイレ、センター施設の清掃の実施とセンター施設の維持であり、個人情報を取り扱うものでないと考え、委託契約書に個人情報保護に関する条項の記載等していませんでしたが、施設の維持業務上、個人情報を取り扱う場合もあるため、本来は個人情報保護に関する条項の記載等が必要なものでした。

職員に対し、契約書を作成する際には、仕様書の内容を確認し、個人情報を取り扱う契約については、契約書に個人情報保護に関する条項の記載等、契約に必要な条項の記載漏れ等がないか注意するよう周知徹底しました。

- (7) 職員の失念により、個人情報保護責任者等の書面での報告を受けていませんでした。

業務執行に必要な会計上の事務について注意するとともに、チェック体制を強化して再発の防止に努めました。

- (8) 本事案は、担当職員が委託契約書内容の認識不足から、業務委託先に対し承認手続きを行うよう周知指導することを怠ったことにより、発生したものです。

監査結果を受け、業務委託先による再委託の実施にあたっては、委託契約書の規定に基づく承認手続きが必要であることを職員に対し周知徹底を行いました。

また、委託業務契約書の締結に係る伺い決裁時において、起案者に対し、委託契約書の規定に基づく承認手続きが必要であることを周知するとともに、委託業務契約先に対し予め周知することを指示し、再発防止に努めました。

- (9) 担当職員が事前検査について失念していたこと及び副務者による確認が不十分であったことが原因と考えられます。そのため、再発防止策として、起案文に「出納局事前検査必要」との表示をするなどして、チェック体制を強化しました。

- (10) 委託契約において、業務の一部を再委託する場合は、事前に県の承認を得ることと規定されています。しかし、野田地区の契約において、市に委託契約したことから、県と市の双方で詳細な確認を行わないまま、市から業務の一部（アンケート調査）が再委託されており、県から事前の承諾を行っていませんでした。

これは、公共機関の間での契約として双方で委託契約内容を十分確認しないまま実施してしまったことが原因であると考えています。公共機関の間での契約は事例が少ないものの、一般の契約においても、再委託については、事前に十分検討しなければならない内容であることから、委託契約に際しては、再委託について両方で契約時に確認することとしました。

- (11) 執行伺い時に確認を怠ったこと並びに会計規則が職員全体に周知されていなかったことが原因であると考えられます。毎週開催している室長会議や課長会議の場で、会計規則等で見落としやすいことや間違いやすい事例等を紹介し、職員全体に周知し再発防止に努めました。

- (12) 予定価格の積算根拠を明確にしたうえで、適正な予定価格を設定するよう周知徹底しました。

- (13) 浄化層保守点検業務については、浄化槽法等に基づき委託契約を行い保守管理を行っており、保守点検の実施周期を 2 週間に 1 回として契約していますが、履行の確認日を毎月月末で確認処理していました。平成 24 年度から、点検業務実施後は、検収確認を行うとともに、その旨記録するようにしました。

- (14) 職員に対し、予定価格を設定する際には、積算根拠を明確にするよう周知徹底しました。

2 取組の成果

- (1)～(7) チェック体制の強化により、職員の意識向上が図られ、適正な事務処理を行うことができました。

- (8) 再委託の実施にあたり承認手続きが必要であることを職員に再認識させ、起案者に意識付けを行ったことにより、再発防止につながっています。

- (9) その後の事前検査が必要な案件について、経理担当者が再認識し、事業課起案者とともに意識付けを行い、チェックを行うことで、適切に事前検査を受けることができました。
- (10) 上記取組により、職員の意識向上が図られ、適正な事務処理を行うことができました。
- (11) チェック体制が強化され、適正な事務処理を行うことができました。
- (12) 職員の意識向上が図られ、適正な事務処理を行うことができました。
- (13)～(14) 点検業務の検査確認、予定価格設定の積算根拠を明確にするなど会計規則に基づいた適切な事務処理が行えるようになりました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

- (1)～(14) 引き続き、チェック機能が十分働くよう、職員間で対話を通じて周知徹底を図るとともに、職員の会計事務に関する知識向上を図るなど、再発防止及び適正な事務処理に努めていきます。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(1) 【源緑輪中地区 県営湛水防除事業（小）除塵機製作据付工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書に「総合評価方式技術提案履行確認協議書等の様式」が添付されていなかった。 (桑名農政環境事務所) <p>(2) 【中勢三期地区 広域農道事業白山工区法面保護工事（その2）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)」が設計書に添付されていなかった。 (津農林水産商工環境事務所) <p>(3) 【小俣地区 高度水利機能確保基盤整備事業農道その1工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事カルテ」の変更登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 (伊勢農林水産商工環境事務所) <p>(4) 【青蓮寺用水地区 基幹農業水利施設ストックマネジメント事業松橋サイホン補修工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)」及び「使用検討チェックリスト(個別表)」が設計書に添付されていなかった。 (伊賀農林商工環境事務所)
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 担当者に「総合評価方式に伴う技術提案書等の取扱」を熟知させるとともに、添付書類チェックリストを作成し、必要書類の添付もれのないようにしました。</p> <p>(2) 使用が可能なリサイクル認定製品が無かったため、「認定製品一覧表(総括表)」は監督員が別途保管していました。使用の可否に関わらず設計書への添付が必須であることを室内に再周知し、決裁時において添付の確認を徹底することとしました。</p> <p>(3) 業者の手続きの遅れと、監督員の添付書類のチェック漏れが原因であります。発注者である県側において、チェックシートの作成及び複数の職員によるチェック体制の強化を図り、再発防止に努めました。</p> <p>(4) 設計書の作成にあたっては、「農村基盤室設計書作成チェックリスト」を用いて、担当者及び決裁者が設計書の内容をチェックしていますが、リサイクル認定製品の使用・検討にかかる設計書への添付資料の取り扱いについての通知(平成23年6月14日付け「認定リサイクル製品選定支援システムについて」)を反映した内容に改定されていなかったことから、事案が発生したものと考えられます。このことから、チェックリストを通知に対応した内容に改定し、添付資料の有無等のチェックを行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 要綱・要領等に則った適正な事務処理が図られるようになりました。</p> <p>(2) 取扱いの再周知と決裁時確認の徹底により、本年度の設計書は全て添付しました。</p> <p>(3) チェックシートの作成及び、チェック体制の強化を図ったことにより、適正な事務処理が行えるようになり、以後「工事カルテ」の変更登録の遅れはありません。</p> <p>(4) 今回を契機として、室内会議等で検討し各担当者が自らチェックリストを、より使いやすく、わかりやすい内容へと充実させるよう随時改定を行っていくとともに、変更、改定通知等の見落としがないようチェック体制の強化を図りました。</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1)～(2) 引き続き上記の周知徹底を行い、再発防止に努めていきます。</p> <p>(3) 「工事カルテ」にかかわらず、他の書類においても、チェックシート及び主務・副務体制によるチェック体制により確認を行なっていくなど、適正な事務処理に努めていきます。</p> <p>(4) 今後も室内会議等で情報共有を図り、各種通知等に的確に対応するとともに、より充実した内容のチェックリストとするよう取り組みを継続します。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 県単工事</p> <p>(1) 【大井田東部地区 県営ふるさと農道緊急整備事業 道路（その1）工事】 ・「工事カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 ・配置技術者の変更について審査会に諮っていないかった。</p> <p>(2) 【大井田東部地区 県営ふるさと農道緊急整備事業道路（その2）工事】 ・契約書に「総合評価方式技術提案履行確認協議書等の様式」が添付されていないかった。 ・「総合評価方式技術提案履行確認協議書」が期限内に提出されていないかった。 (桑名農政環境事務所)</p> <p>(3) 【中央家畜保健衛生所家畜衛生防疫事業防疫資材格納庫場内舗装工事】 ・「工事カルテ」の変更登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 ・「工事カルテ」の竣工登録が完成報告日よりも前になされており監督員の確認が不十分であった。 (津農林水産商工環境事務所)</p> <p>(4) 【自然災害防止事業(県単)第上-2号工事】 ・「工事カルテ」の受注登録が行われておらず、監督員の確認が不十分であった。</p> <p>(5) 【中瀬川南地区 県単土地改良施設整備事業用水管工事】 ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)」及び「使用検討チェックリスト(個別表)」が設計書に添付されていないかった。 ・設計変更積算時の、県共通単価が設定されていない単価の算出根拠について、整理が不十分であった。 (伊賀農林商工環境事務所)</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「三重県公共工事共通仕様書」の条項の認識不足により、受注者の「工事カルテ」の登録が遅れていました。又、「配置予定技術者の取扱について」の認識不足により、配置技術者の変更について審査会に諮っていませんでした。今後は、このようなことのないよう、担当課長と監督員だけでなく、課内の複数の者により、確認を行うとともに受注者の指導を徹底し、再発防止に努めました。</p> <p>(2) 担当者に「総合評価方式に伴う技術提案書等の取扱」を熟知させるとともに、添付書類チェックリストを作成し、必要書類の添付もれのないようにしました。 「総合評価方式に伴う技術提案書等の取扱」の認識不足により、「総合評価方式技術提案履行確認協議書」の提出が遅れました。今後は、このようなことのないよう、監督員だけでなく、課内の複数の者により確認を行うとともに、受注者の指導を徹底し、再発防止に努めました。</p> <p>(3) 建設工事共通仕様書では、工事請負業者は請負金額 500 万円以上の工事について、受注時・変更時・完成時に工事实績情報サービスに基づき「工事カルテ」を監督員の確認を得たうえで、土日・祝日を除く 10 日以内に登録することとなっています。 (変更時と完成時が土日・祝日を除く 10 日以内の場合に限り変更時の登録が省略できることとなっています。)</p> <p>本件工事については、工事変更契約を平成 24 年 1 月 30 日に行いましたが、請負業者による「工事カルテ」の変更登録は 2 月 29 日となっています。また、請負業者の工事完成報告日は 3 月 14 日となっていますが、前日の 3 月 13 日に「工事カルテ」の竣工登録を行っていました。</p> <p>原因としては、「工事カルテ」に関しての請負業者の認識不足と、監督員の確認が不十分であったためと考えられます。</p> <p>今年度の対応としましては、建設工事共通仕様書に基づく、請負業者の速やかな作成及び監督員への提出の徹底、監督員につきましては、建設工事における提出書類チェックリストに基づく「工事カルテ」の内容確認を徹底しました。</p>

(4) 当事案については、「三重県建設工事共通仕様書」の内容把握不十分によるチェックミスが原因となったことから、室内会議等で仕様書の内容再確認を行うとともに、再発防止のために複数職員によるチェック体制を再確認し、チェック体制の一層強化を行いました。

(5) 設計書の作成にあたっては、「農村基盤室設計書作成チェックリスト」を用いて、担当者及び決裁者が設計図書の内容をチェックしていますが、リサイクル認定製品の使用・検討にかかる設計書への添付資料の取り扱いについての通知(平成23年6月14日付け「認定リサイクル製品選定支援システムについて」)を反映した内容に改定されていなかったこと。また、単価の算出根拠の整理項目が無かったことから、事案が発生したものと考えられます。

このことから、チェックリストを通知に対応した内容に改定するとともに整理項目を追加し、添付資料の有無等のチェックを行いました。

2 取組の成果

(1) 所内職員に適正な事務処理についての周知が図られました。

(2) 要綱・要領等に則った適正な事務処理が図られるようになりました。

所内職員に適正な事務処理についての周知が図られるとともに、チェック体制強化の意識高揚につながりました。又、受注者への指導も周知が図られました。

(3) 本年度の工事に係る「工事カルテ」は、受注時・変更時・完成時のいずれにおいても適正に処理を行いました。

(4) 「三重県建設工事共通仕様書」の的確な内容把握による事務処理を行うとともに、決裁ルートにある複数職員によるチェック体制の強化での事務処理によりその遺漏防止が図られました。

(5) 今回を契機として、室内会議等で検討し各担当者が自らチェックリストを、より使いやすく、わかりやすい内容へと充実させるよう随時改定を行っていくとともに、変更、改定通知等の見落としがないようチェック体制の強化を図りました。

平成25年度以降(取組予定等)

(1)～(2) 平成25年度も所内職員に適正な事務処理についての周知を図るとともに、受注者への指導も徹底します。

(3) 建設工事共通仕様書に基づき、平成24年度と同様に、請負業者への指導とチェックリストに基づく監督員の適正な対応を行っていきます。

(4) 平成25年度以降も、引き続き、工事担当者及び決裁ルートに在籍する職員等への建設工事实施に係る各種法令・規則及び通知等の周知、チェックが的確に行われるよう室内会議等での情報共有や関連業務の研修会への参加奨励等、あらゆる機会を通じて職員への的確な事務処理について働きかけを行っていきます。

(5) 今後も室内会議等で情報共有を図り、各種通知等に的確に対応するとともに、より充実した内容のチェックリストとするよう取り組みを継続します。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 調査・設計業務委託</p> <p>(1) 【木曾岬地区 県営湛水防除事業（小）工損調査（事後調査）業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期の算出根拠が整理されていなかった。 ・「業務カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 <p>(2) 【長島中部地区 湛水防除事業 測量業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 <p>(3) 【長島中部地区 湛水防除事業 地質調査業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務カルテ」の竣工登録が業務完成日よりも前になされておらず監督員の確認が不十分であった。（桑名農政環境事務所） <p>(4) 【予防治山事業（地域自主戦略交付金） 第2号測量設計業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。（四日市農林商工環境事務所） <p>(5) 【英虞湾工区（波切立神地区） 水域環境保全創造事業工事積算業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更業務計画書が提出されていなかった。（伊勢農林水産商工環境事務所）
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「調査・測量・設計業務等における標準工期の算定方法」及び「三重県工損調査共通仕様書」の条項の認識不足により、工期の算出根拠を整理していないとともに、受注者の「業務カルテ」の登録が遅れていました。今後は、このようなことのないよう、監督員だけでなく、課内の複数の者により、確認を行うとともに受注者の指導を徹底し、再発防止に努めました。</p> <p>(2) 「三重県測量業務共通仕様書」の条項の認識不足により、受注者の「業務カルテ」の登録が遅れていました。今後は、このようなことのないよう、監督員だけでなく、課内の複数の者により、確認を行うとともに受注者の指導を徹底し、再発防止に努めました。</p> <p>(3) 「三重県地質・土質調査業務共通仕様書」の条項の認識不足により、業務完成日よりも前になされた「業務カルテ」の竣工登録を受理しました。今後は、このようなことのないよう、監督員だけでなく、課内の複数の者により、確認を行うとともに受注者の指導を徹底し、再発防止に努めました。</p> <p>(4) 施工業者による登録及び監督員への提出が遅れていましたが、確認が十分に出来ていませんでした。このため、現在は、契約時等に登録・提出を徹底するよう打合簿により指示しました。</p> <p>(5) 共通仕様書第 1111 条に契約締結後、14 日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならないとありますが、変更業務計画書が提出されていませんでした。発生原因は、受注者の仕様書の理解不足及び発注者の指導不足が考えられます。受注者に対して仕様書の内容の指導を行うと共に、複数の職員により提出書類等のチェックを行うなど、チェック体制の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(3) 所内職員に適正な事務処理についての周知が図られるとともに、受注者への指導も周知が図られました。</p> <p>(4) 職員及び施工業者に対し、適正な事務処理について周知徹底したことにより、現在、登録の遅れはありません。</p> <p>(5) チェック体制の強化を図ったことにより、適正な事務処理が行えるようになり、以後、未提出資料はありません。</p>

平成 25 年度以降（取組予定等）

- (1)～(3) 平成 25 年度も所内職員に適正な事務処理についての周知を図るとともに、受注者への指導も徹底します。
- (4) 引き続き、職員に対し、適正な事務処理について周知徹底するとともに、施工業者への指導も徹底していきます。
- (5) 受注者に対して仕様書の内容の指導を行うと共に、提出書類等のチェック体制の強化を図るなど、適正な事務処理に努めていきます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>オ 旅費</p> <p>(1) 【捕獲野生獣（シカ）の利活用にかかる視察調査】 ・復命書に用務時間が記載されていなかった。 (農業基盤整備・獣害担当分野)</p> <p>(2) 【漁港漁村研究所説明会及び豆殿漁港視察】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (水産振興担当分野)</p> <p>(3) 【アサリ増殖事業等先進地事例調査】 ・復命書に用務時間が記載されていなかった。 (水産振興担当分野)</p> <p>(4) 【地域産業振興方策実践支援事業に係る視察研修】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (四日市農林商工環境事務所)</p> <p>(5) 【第34回全国土地改良大会】 ・自家用車使用の承認を受けていなかった。 (津農林水産商工環境事務所)</p> <p>(6) 【普及指導員等研修】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。</p> <p>(7) 【第571回建設技術講習会】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。</p> <p>(8) 【海岸シンポジウム及び宮城県視察】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (伊勢農林水産商工環境事務所)</p> <p>(9) 【農業農村工学会大会講演会】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。</p> <p>(10) 【第541回建設技術講習会（災害に強い国土づくり）】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。</p> <p>(11) 【第34回全国土地改良大会】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (伊賀農林商工環境事務所)</p>
講じた措置
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 記入漏れがないように、課内会議において注意喚起するとともに、チェックの強化を図りました。</p> <p>(2) 復命書の決裁について、従来の様式での決裁を行うと、その後の電子決裁登録を失念して、総合文書管理システムに登録されない事態が発生するおそれがあるために、電子紙併用決裁を行うこととしました。</p> <p>(3) 本事案は、出張終了後、担当職員が復命書を作成した際に、用務先での用務時間の記載を怠ったことにより発生したものです。 監査結果を受け、復命書を作成する際は、用務先での用務時間の記載が必要であることを職員に対し周知徹底を行いました。また、復命書回覧の際に、複数の職員により用務時間が記載されているか確認するよう指示し、再発防止に努めました。</p> <p>(4) 未登録件名の総合文書管理システムへの登録については迅速に行いました。 所属全職員に対して実施した、情報公開・個人情報保護及び公文書管理に関する研修（平成24年11月に計4回実施）において、原則として、総合文書管理システムの起案または供覧（紙文書）で紙出力した起案文書を用いることとし、総合文書管理システムを用いず起案または供覧を行った場合は、決裁後必ず、総合文書管理システムに件名等の必要事項を登録するよう周知しました。</p> <p>(5) 当該出張に係る集合時間が早朝だったため、交通機関が利用できず自家用車を使用しましたが、総務事務システムによる自家用車登録は行ったものの、旅行命令の自家用車使用有へのチェックを</p>

失念し、「職員の自家用車による出張の承認等に関する基準」に規定する事前の所属長承認を受けていませんでした。

各職員に対して自家用車を使用して出張する際に必要な事務処理について周知しました。

(6)～(8) 所内会議や庁内メール等にて復命書の件名等を総合文書管理システムに登録するように周知し登録しました。また、当分の間、旅費担当が対象となる職員に登録するように呼びかけを実施します。

(9)～(11) 三重県公文書管理規程が職員全体に周知されていなかったことが原因であると考えられます。毎週開催している室長会議や課長会議の場で、簡易処理で行った文書については、必ず総合文書管理システムへ入力することを徹底し、職員全体に周知し再発防止に努めました。

2 取組の成果

(1) 上記取組により、適切な事務処理を行えるようになりました。

(2) 電子紙併用決裁を行うことにより、復命書は全て総合文書管理システムに登録されることとなりました。

(3) 復命書に用務時間の記載が必要であることを職員に再認識させたことにより、再発防止につながっています。

(4) 総合文書管理システムへの件名登録については、定期的に確認を実施しており、総合文書管理システムへの入力は適切に行われています。

(5) 職員の認識が高まり、適切な事務処理を行うようになりました。

(6)～(8) 職員の復命書の件名等を総合文書管理システムに登録する意識が向上して適正に処理できるようになりました。

(9)～(11) 所内職員に公文書管理規程に基づく適正な事務処理についての周知が図られました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

(1) 引き続き、課内会議等において、同様の事例が発生しないように周知・徹底を図ります。

(2) 登録漏れを無くすために、平成 24 年度に引き続き、総合文書管理システムの積極的な利用を図っていきます。

(3) 引き続き、適切に復命書の作成に努めます。

(4) 平成 25 年度以降も引き続き、総合文書管理システムへの件名登録について、定期的な確認を実施し再発防止に努めるようにします。

また、職員に対しても引き続き、原則として、総合文書管理システムによる起案または供覧（紙文書）を行うよう周知していきます。

(5) 引き続き、適切な事務処理に努めていきます。

(6)～(8) 引き続き、職員への周知を実施します。

(9)～(11) 平成 25 年度以降も引き続き、所属内職員に適正な事務処理を行うようあらゆる機会を通じ周知徹底を図っていきます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費 人件費について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 航海手当について、誤って深夜適用の額で認定していた。</p> <p style="text-align: right;">(水産振興担当分野)</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容 取締船乗組員 1 名が、航海手当の支給対象要件を誤って認識したまま、航海手当申請を行っていました。 航海手当の支給対象要件について、取締船乗組員（17 名）へ周知し、航海手当申請時の内容確認を徹底するよう注意喚起しました。 航海手当の決裁時に、航海手当の支給対象要件を手元に用意し、チェックを実施するようにしました。</p> <p>2 取組の成果 各乗組員による航海手当申請時の内容確認と決裁時における航海手当の支給対象要件のチェックを実施しており、航海手当支給額誤りは発生していません。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>船長機関長会議等を通じて、航海手当等の申請内容について、各乗組員が内容確認を徹底して提出するよう、注意喚起を続けます。 決裁時における航海手当の支給対象要件のチェックを徹底します。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害により公用車等が損傷したものもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討されたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 毒物、劇物の一部について、残量や名称等が管理されていなかった。 (農業大学校)</p> <p>(2) 公有財産台帳と登記簿上の地目が不整合となっていた。 (林業研究所)</p> <p>(3) 立木竹の公有財産台帳への登録に係る精査が不十分であった。 (林業研究所)</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 毒劇物を含む薬品の管理は、鍵のかかる薬品庫の棚に保管し、年度末に残存量の確認を行っていました。しかし、薬品の使用頻度が少ないことから平成 19 年 3 月の確認を最後に、薬品管理表に購入や使用の都度メモを付け加える程度となり、残存量の確認もしていない状況でした。</p> <p>このため、</p> <p>① 薬品容器に番号を付け薬品の在庫一覧表を作成しました。</p> <p>② 使用見込のない薬品については廃棄処分するために区分保管しました。</p> <p>③ 使用する薬品については、容器ごとに薬品管理台帳を整備し風袋を含む重量を計量し記録しました。</p> <p>④ 使用するたびに使用後の重量を計量しその差を使用量として記入するよう薬品庫に薬品管理台帳を常備しました。</p> <p>(2) 財産台帳と公簿地目の相違について所轄法務局等と協議した結果、次のような事実が判明しました。</p> <p>① 当研究所構内敷地は昭和 37 年、旧布引中学校跡地を寄付又は購入取得したものであり、本来研究所施設が整備された時点で「宅地」変更すべきであったがそのまま「学校用地」として置かれていました。</p> <p>② 二本木地内の育種園については、大半が登記簿地目「原野」となっているが、本来「山林」として登記すべきものと考えられます。</p> <p>③ 川口地内の採種園・実習林については、「保安林」指定を所管する部署にて確認した結果、「隣接土地」が「保安林」指定されているため、一部の「保安林」指定されていない土地についても周囲一帯の土地同様に「保安林」指定されたものと錯誤していました。</p> <p>上述のような錯誤原因等を踏まえて以下の取組を行いました。</p> <p>① 研究所構内の公簿地目「学校用地」(2 筆) は不適切のため「宅地」に変更しました。(平成 24 年 12 月 20 日変更登記済)</p> <p>② 二本木地内の育種園の公簿地目訂正については、法務局との協議を進めて適正な地目への変更処理を行い、公有財産台帳との整合を図りました。(平成 25 年 2 月 20 日変更登記済、平成 25 年 3 月 5 日台帳地目訂正済)</p> <p>③ 川口採種園・実習林の公簿地目と台帳地目との相違については、台帳地目に錯誤があったので②と併せてこれを訂正しました。(平成 25 年 3 月 5 日台帳地目訂正済)</p> <p>(3) 立木竹について精査した結果は次のとおりでした。</p> <p>監査において指摘を受けた昭和天皇・皇后両陛下によるお手まきの記念樹(神宮すぎ 2 本、ケヤキ 2 本)は、木材的な価値はほとんどないものの、公有財産規則上、記念樹として財産台帳に登載すべき財産に該当するため、平成 24 年 10 月 11 日公有財産台帳に登載しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 不要薬品の整理が出来、薬品の容器形態、在庫数量・重量、保管場所を特定することが出来、薬</p>

品の適切な管理が出来るようになりました。

(2) 公有財産台帳と登記簿上の地目が不整合（相違）となっている状態が解消されました。

(3) 立木竹についても適正な台帳管理ができました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

(1) 整備した管理台帳への記帳を徹底するとともに、残存量確認を3ヶ月に1回実施し適切な薬品管理に努めます。

なお、使用期限切れ等で不要となった薬品についてはできる限り早く廃棄処分する予定です。

(2)～(3) 今後、管理する土地の用途廃止等に伴い地目変更が必要と判断される場合は、法務局等との協議を行い適切に対応していくなど、適正な財産管理に努めていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害により公用車等が損傷したのもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討されたい。

イ 金品亡失

- (1) パソコンの損傷（修理代 68,145 円）（水産振興担当分野）
- (2) 公用車の損傷（修理代 0 円）（桑名農政環境事務所）
- (3) 公用車の損傷（修理代 125,222 円）（四日市農林商工環境事務所）
- (4) 公用車の損傷（修理代 50,064 円）（四日市農林商工環境事務所）
- (5) 公用車の損傷（修理代 12,222 円）（四日市農林商工環境事務所）
- (6) 公用車の損傷（修理代 0 円）（津農林水産商工環境事務所）
- (7) 公用車の損傷（修理代 0 円）（津農林水産商工環境事務所）
- (8) 公用車の損傷（修理代 91,686 円）（津農林水産商工環境事務所）
- (9) 公用車の損傷（修理代 72,660 円）（松阪農林商工環境事務所）
- (10) パソコンの損傷（修理代 120,363 円）（松阪農林商工環境事務所）
- (11) パソコンの損傷（修理代 34,860 円）（伊勢農林水産商工環境事務所）
- (12) 公用車の損傷（修理代 57,023 円）（尾鷲農林水産商工環境事務所）
- (13) 公用車の損傷（修理代 18,900 円）（熊野農林商工環境事務所）
- (14) 公用車の損傷（修理代 0 円）（熊野農林商工環境事務所）
- (15) 公用車の損傷（修理代 40,950 円）（熊野農林商工環境事務所）
- (16) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（廃車：取得価格 1,580,000 円）
- (17) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（廃車：取得価格 862,040 円）
- (18) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（廃車：取得価格 778,000 円）
- (19) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（修理代 328,650 円）
- (20) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（修理代 63,945 円）
- (21) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（廃車：取得価格 838,000 円）
- (22) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（廃車：取得価格 838,000 円）
- (23) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（廃車：取得価格 761,980 円）
- (24) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（修理代 149,100 円）
- (25) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（修理代 58,800 円）
- (26) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（修理代 202,104 円）
- (27) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（廃車：取得価格 1,430,000 円）
（熊野農林商工環境事務所）
- (28) 紀伊半島大水害によるフリーザーの損傷（廃棄：取得価格 437,325 円）
- (29) 紀伊半島大水害による顕微鏡の損傷（廃棄：取得価格 277,000 円）
- (30) 紀伊半島大水害による動物用超音波画像診断装置体表用探触子の損傷（修理代 228,900 円）
- (31) 紀伊半島大水害による動力噴霧器の損傷（廃棄：取得価格 不明）
- (32) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（廃車：取得価格 997,500 円）
- (33) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（廃車：取得価格 796,000 円）
- (34) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（修理代 325,479 円）（紀州家畜保健衛生所）

講じた措置

平成 24 年度

1 実施した取組内容

(1) パソコンの作業中に、誤って手元に置いていた飲料水をキーボードにこぼしたために、パソコンが故障しました。

飲料水によるパソコンの損傷については、平成 23 年度にも発生したため、職員に対する注意喚起及び座席周辺の書類整理の徹底を指導していたところではありますが、平成 24 年度になって再発したことから、再発を防止するため、蓋付きの飲料容器を使用する場合は蓋をしっかりと閉めることや飲み物を飲みながらの作業をしないこと、蓋のない容器の場合、飲み残しの容器をデスク上に置かないことなどについて、課員全員で取り組むよう徹底しました。

(2) 用務先への移動途上、信号待ちのため停車していた当所の公用車に、後続の相手方車両が追突し、車両後部に損傷が生じました。当方に過失はないものの、所属職員には、自動車の安全運転と併せ、公用車の適切な運行管理について注意喚起を行うことで、安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図りました。

(3)～(4) いずれも、職員の過失・不注意による事故であり、当該職員へは、安全運転の徹底・県有財産の適正な管理に努めるよう厳重に注意・指導しました。また、全職員に対しては、所内会議等において、再発防止に向け交通安全及び県有財産の適正な管理について再度注意を喚起しました。

事故経験者を中心に、交通安全研修センター（津）が実施する実技指導を含む研修を受講させ、同研修を受講していない職員については、四日市県民センター主催の安全運転講習会を受講させました。

(5) 出張中に駐車していたところを車上荒らしに会い、公用車のウィンドウガラスが割られ、車内に置いてあったリュックサックを紛失したものです。

当該職員へは、所持品を車内の外から見える場所に放置しないよう、厳重に注意・指導しました。また、全職員に対しては、所内会議等において、駐車時の施錠及び貴重品・情報等の管理を徹底するよう注意を喚起しました。

(6)～(8) 職員を研修会等へ参加させ、機会あるごとに注意喚起を行い交通安全意識と県有財産の管理意識の高揚を図りました。特に、公用車使用時の事故や損傷を防ぐ具体策を話し合い、時間に余裕をもって出発することや駐車場における同乗者の誘導実施について申し合わせしました。

(9) 庁舎駐車場から公用車をバックで出庫する際、右後方にあった鉄柱に気づかずハンドル操作したため車体右前方をぶつけたもので、職員の不注意が原因でした。当該職員に厳重に口頭注意するとともに、室内会議で、公用車の適正管理についての注意喚起と再発防止策について話し合いを行い、職員の意識高揚を図りました。

(10) 机の上に置いていたコップを誤って倒してしまい、中の飲み物をパソコンのキーボードにこぼしてしまいました。職員が細心の注意を払っていたなら防げる事態でしたので当該職員に口頭で厳重注意をしました。また、この事例を職員全員に伝え、その防止策として、机上の整理整頓と蓋のないコップの使用禁止及び飲食時においては細心の注意を払うよう注意喚起し再発防止に努めました。

(11) 事故後直ちにパソコン機器の損傷を防ぐために職場内で話し合いを行い、事務所内全職員に対して当該事例をメールで周知し、再発防止を喚起しました。また、室長会議において「取組み内容の確認及び周知徹底」を各職員に行うよう指示を行いました。

(12) 今回の事故は、台風 12 号による工事現場の現況確認及び災害調査のため、道幅の狭い当該現場を走行していたところ、車体底部に転石が潜り込んでオイルパンを破損したものです。今回の事故を厳粛に受け止め、当該職員へは、安全運転の徹底・県有財産の適正な管理に努めるよう指導するとともに、所内会議等において全職員に対し安全運転並びに適正な県有財産の管理意識の徹底を図りました。

(13) 紀宝町、御浜町との災害復旧事業の打合せ業務の帰路で、熊野市内の国道を走行中、大型ダンプとのすれ違い直後に小石が飛んできて、フロントガラスを損傷したものです。

当事故についてはやむを得ないものですが、公用車運転の際は引き続き交通事故を起こさないよう、十分気をつけるように注意喚起を行ないました。

(14) 紀宝町内の農業者と営農相談業務中、駐車しておいた公用車に、運送業者の大型トラックが当該駐車場で旋回しようとして接触し、公用車の左後部を損傷させたものです。

公用車使用の際は、十分気をつけるように注意喚起を行ないました。

(15) 車庫棟の改修工事のため一般駐車場に駐めていた公用車について、仕業点検の際に前部分の損

傷箇所を発見し、公用車の運転報告簿により使用職員への事情聴取を行なうなど原因を調査したが、駐車中に発生した可能性も否定できない状況も含めて、特定することができませんでした。所内職員に対し、公用車の使用管理に最大限の注意を払うよう、改めて周知徹底を行ないました。

(16)～(27) 平成 23 年 9 月の台風 12 号（紀伊半島大水害）による急激な河川の増水、氾濫により、庁舎内公用車駐車場からの退避対応ができず、浸水の被害を受けたものです。

平成 24 年度においては、大雨洪水警報等発令の気象状況の際に、安全が確保できる早い段階において、必要台数を残して、高所（防災拠点）への退避措置を行いました。

- (28)～(34) 付近を走る井戸川の氾濫により生じたものです。予期せぬ自然災害によりこのような事態に陥りましたが、今後は下記のように対応するよう職員に徹底しました。
- ① 河川の氾濫が予想される場合は、全職員により入口に土嚢を積み水の浸入を阻む。
 - ② 備品類については二階に運ぶ等、適切に保全する。
 - ③ 公用車については事前に高台に移動させる等の措置を講じる。

2 取組の成果

(1) 上記の取組を徹底した結果、現在まで、不適切な事案は再発していません。

(2) 職員の安全意識及び県有財産管理意識が向上しました。

(3)～(5) 上記のとおり職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚に努めましたが、平成 24 年度において、公用車事故が 1 件発生しました。（平成 23 年度は 4 件であるため、3 件減少）
今後も引き続き交通安全、交通事故防止の取組を一層強化していく必要があります。

(6)～(8) 県有財産である公用車の使用管理について、細心の注意を払うよう機会あるごとに喚起を行った結果、県有財産の適正な管理について、職員の意識高揚が図られました。

しかしながら、平成 24 年度において、公用車の損傷が 3 件発生していることから、なお一層の取り組みを行っていきます。

(9)～(10) 平成 24 年度においては、職員の責任に起因する事例は発生していません。

(11) 所内職員においては、公費で購入した大切な物品であることを再認識するとともに、取扱いについては十分注意しながら業務を遂行するよう意識の向上が図られました。

(12) 上記取組により、各職員の安全運転並びに県有財産の管理に対する意識の高揚が図られました。

(13)～(27) 上記の取組により、県有財産に対する管理意識の高揚が図られ、大雨洪水警報等発令の際においても、早い段階で退避措置を行なうなどの、危機管理対応の向上が図られました。

(28)～(34) 平成 24 年度は水害は発生しませんでした。職員に対し危機意識を啓発することができました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

(1) 平成 25 年度以降も、引き続き、再発防止に向けた取組を継続することにより、不適切事案の発生を防ぎたい。

(2) 交通事故による公用車の損傷が生じることがないように、引き続き交通安全及び県有財産の適正な管理について注意喚起を行っていきます。

(3)～(5) いずれの事案につきましても注意不足が原因であり、金品の損傷や交通事故の未然防止を図るためには、物品管理や安全運転に対する日頃からの意識の醸成が重要であることから、自動車の安全運転及び物品等の適正な使用について、引き続き注意喚起を行い再発防止に努めます。

(6)～(8) 今後も機会あるごとに注意喚起を行い、交通安全意識と県有財産の管理意識の高揚を図っていきます。

(9)～(10) 機会あるごとに注意喚起することで県有財産の適正管理に努めていきます。

(11) パソコン機器等の損傷を防ぐために職場内で以下の取り組みを行います。

- ・パソコンの機器周辺を含め机上の整理整頓を行い、パソコン等の損傷を防ぐこと。

【周知方法】

- ・月 2 回開催している室長会議で各室に周知徹底。
- ・各室においてグループミーティング等で室内職員に周知徹底。

【内容】

- ・各室に金品亡失（損傷）防止のポスターの掲示。
- ・机の上の飲み物はこぼれないよう蓋付きの入れ物に入れる。
- ・机の上を整理整頓し、パソコンの周りに空間を空ける。
- ・パソコンの上や周辺に重い物を置かない。

- (12) 引き続き、職員に対して安全運転並びに県有財産の管理について、指導監督を徹底し、注意喚起を行っていきます。
- (13)～(27) 引き続き、大雨洪水警報等発令時の対応も含め、県有財産の適正な管理に努めてまいります。
- (28)～(34) 今後も上記の対策を継続いたします。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害により公用車等が損傷したものもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討されたい。

ウ 公共用地の未登記

(1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 906 筆、139,231.06 m²ある。

(別表 1)

箇所名	平成 23 年度末未登記		平成 23 年度中処理分	
桑名農政環境事務所	6 筆	1,659.33 m ²		
四日市農林商工環境事務所	30 筆	15,125.80 m ²	過年度	2 筆
津農林水産商工環境事務所	19 筆	3,146.01 m ²		
松阪農林商工環境事務所	82 筆	16,564.68 m ²		
伊勢農林水産商工環境事務所	407 筆	96,522.03 m ²	過年度	10 筆
伊賀農林商工環境事務所	350 筆	5,026.00 m ²	過年度	23 筆
熊野農林商工環境事務所	12 筆	1,187.21 m ²		
合計	906 筆	139,231.06 m ²	計	35 筆

(農業基盤整備・獣害担当分野)

講じた措置

平成 24 年度

1 実施した取組内容

(1) 用地担当者・課長会議を平成 24 年 4 月 25 日に開催し、「未登記解消第 8 次 5 ヶ年計画」の進捗状況について協議しました。

(2) 平成 24 年 6 月、平成 24 年 11 月に地域機関において、未登記カルテをもとに、未登記案件の解消方向および進捗状況について協議しました。

2 取組の成果

平成 24 年度は、31 件の未登記を処理しました。

平成 25 年度以降 (取組予定等)

未登記原因として処理困難なものや測量に相当費用がかかるものがありますが、計画的に解消に努めていきます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>(ア) 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 狩猟免許試験において出題ミスが発生していた。(農業基盤整備・獣害担当分野)</p> <p>(2) 消耗品費の事務処理誤りにより歳出戻入が発生していた。(桑名農政環境事務所)</p> <p>(3) 郵券証紙類について、23年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。(四日市農林商工環境事務所)</p> <p>(4) 郵券証紙類出納簿に記載誤りがあった。(津農林水産商工環境事務所)</p> <p>(5) 郵券証紙類について、23年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。(伊勢農林水産商工環境事務所)</p> <p>(6) 処分決議された2個の公印を廃棄せず保管していた。(伊勢農林水産商工環境事務所)</p> <p>(7) 通信運搬費の支出命令額と納付書合計額の突合不足により歳出戻入が発生していた。</p> <p>(8) 前渡資金の払い出しの遅れたものが発生していた。(中央農業改良普及センター)</p> <p>(9) 生産物の在庫品について、管理簿と実際の在庫数に差異が生じていた。(農業大学校)</p> <p>(10) 医薬材料費の支払先誤りにより歳出戻入が発生していた。(紀州家畜保健衛生所)</p> <p>(11) 平成10年度に購入した切手が残っていた。(農業研究所)</p> <p>(12) 処分決議された2個の公印を廃棄せず保管していた。(林業研究所)</p>
講じた措置
<p><u>平成24年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 出題ミスの原因は、試験問題を作成する際に参考とする図書からの転記を誤ったこと、及びチェックが十分でなかったことです。</p> <p>複数の職員によるダブルチェックを行うなど、次のとおりチェック体制を強化し、出題ミスの防止を図りました。</p> <p>① 試験問題作成時のチェックについては、問題作成者と副務者など複数で行うこと。</p> <p>② その後、課員の協力を得て、それ以外の4名でダブルチェックを行うこと。</p> <p>③ 問題作成者等は、問題作成スケジュールに基づき課員の日程調整を行い、チェック日程等を決定するとともに、チェック場所を確保すること。</p> <p>④ チェック中に集中力の欠如等が発生しないように、問題を読む、誤字・脱字のチェックなどの役割を交互に行うなど工夫を講じること。</p> <p>(2) 債権者名を見誤り、正当債権者でない者に支出した事案が1件と、一部返品にとまなう請求書の差し替えがあったにも関わらず、誤って差し替え前の請求書により支出したため、過払いが生じた事案が1件発生しました。再発防止のため、支出の際には、ダブルチェックをトリプルチェックに、より多数の職員による確認体制に改めるとともに、支出負担行為差引表により事後確認を行うこととしました。また、請求書受理時には、必ず請求内訳と納品内訳(現物)とが一致しているか、確認するよう周知徹底しました。</p> <p>(3) 不定期に行われる農政・普及用務や森林・林業用務などの大量発送する通知のため、大量の在庫を抱えていた経緯があります。郵券証紙類については、大量発送の場合には、事前に連絡を受けるようにして、使用量に応じて計画的に購入し、在庫が過剰にならないよう管理を徹底する等の対策をとりました。</p> <p>(4) 郵券証紙類出納簿上の200円切手について、残数と在庫数が一致しない記載誤りを行いました。これは、平成24年4月末時点の在庫数が204枚あり、5月1日の受欄には4月分繰越として204枚と記載し、5月中の2枚払い出し時の残は202枚と正しく記載していましたが、5月末時点で郵券証紙類出納簿へ5月分計及び累計を記載する際、郵券証紙類出納簿が2枚に亘っていたことなどもあり、受欄202枚、残欄200枚と誤った記載をし、6月1日の受欄にも5月分繰越として200枚と誤った枚数を記載してしまいました。</p> <p>6月以降は使用実績がなく、6月7日の残数確認により郵券証紙類出納簿に記載の残数と在庫数が一致しないことが判明しました。郵券証紙類出納簿記入の際は、在庫数の確認と記入に細心の注</p>

意を払い、転記ミスが発生しないよう事務処理を行ってきました。

- (5) 使用見込みを誤り、使用量の少ない切手（100 円、160 円）をシート単位で購入したことが原因です。切手を購入する際は、使用枚数に応じて計画的に購入するなど、在庫管理を徹底しました。
- (6) 台帳上廃棄処分を行ったにもかかわらず、公印を金庫内に保管したまま、廃棄するのを失念していたことによるもので、職員に対し、適正な物品管理について周知徹底し、公印については直ちに廃棄処分を行いました。
- (7) 納付書を紛失したため支払ができず、歳出戻入が発生したので、支出命令額と納付書合計額の確認を徹底するようにしました。
- (8) 払い出し予定日に出金することを失念したため、払い出しの遅れが生じたので、払い出し予定日を複数人がカレンダーに記載するなどして支払の管理を徹底するようにしました。
- (9) 在庫が発生する生産物は米のみであり、在庫管理は玄米ベースで行っています。しかし、販売は玄米を精米した白米で行っているため、販売した重量を玄米換算して記録していたため、実際の玄米処分量と誤差が生まれてしまったものです。

このため、玄米の受入量（生産量）と処分量を基に在庫管理していくこととしました。

- (10) 支払先を誤認して別業者に代金の支払いを行っていたものです。決裁を行う際のチェック体制について、再度確認を行い、誤りのないよう審査の徹底を図りました。
- (11) 研究室が使用する切手のうち、比較的使用頻度の低い郵便切手については、年間の使用枚数が少ないため、平成 10 年度以降繰越しながら残数を在庫管理してきましたが、今回の監査意見を受け、郵便切手使用時に郵便料金の切手の組み合わせを考慮する（郵便料金が 80 円の場合、80 円切手は使用せず、50 円と 10 円切手 3 枚を使用）など、できるだけ古い購入年度の切手を優先的に使用するよう研究室に指導しました。

なお、平成 24 年度内において残数となる見込みの枚数については、本所に保管転換処理を行い、本所で切手を使用するなどの対応を行いました。

- (12) 台帳上廃棄処分を行ったにもかかわらず、公印を金庫内に保管したまま、廃棄するのを失念していたことによるもので、職員に対し、適正な物品管理について周知徹底し、公印については直ちに廃棄処分を行いました。

2 取組の成果

- (1) チェック体制について、周知徹底することにより、再発防止に向けた職員の意識の向上が図られました。
- (2) 以後、支出誤りによる戻入は発生していません。
- (3) 使用頻度の少ない郵券証紙類の在庫枚数が減少しています。使用量に応じた在庫枚数となるように計画的に購入したため、過剰な在庫がなくなりました。
- (4) 郵券証紙類の在庫管理の徹底と郵券証紙類出納簿への正確な記入と確認により、適切な事務処理を行うようになりました。
- (5) 計画的な購入を行うなど、在庫管理を徹底したことにより、年度末の在庫数量は減少し、適正な在庫管理が行えるようになりました。
- (6) 適正な物品の管理について周知徹底することにより、職員の意識が向上し、適正な管理ができるようになりました。
- (7) 支出命令額と納付書合計額の確認を十分に行うことにより適正な事務処理を図りました。
- (8) 払い出し予定日の管理を徹底することにより適正な事務処理を図りました。
- (9) 玄米の生産、処分を基に数量管理することにより適切な在庫管理が可能となりました。
- (10) チェック体制について再確認し、審査の徹底を図ることにより、以後、支払先誤りによる歳出戻入は発生しておりません。
- (11) 平成 25 年 2 月末現在で、平成 10 年度購入分の切手残数は 0 枚となりました。
- (12) 物品の適正な管理について周知徹底したことにより、職員の意識が向上し、適正な管理ができるようになりました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

- (1) 試験問題作成マニュアルを活用して、引き続きチェック体制の強化を図ります。
- (2) 24 年度の取組を継続し、適正な事務処理に努めていきます。
- (3) 引き続き適正な予算執行に努めるとともに、郵券証紙類の在庫管理を徹底します。
- (4) 引き続き、郵券証紙類の在庫管理の徹底と郵券証紙類出納簿への正確な記入と確認を行い、適切

な事務処理に努めていきます。

- (5) 郵券証紙類の計画的な購入について、周知徹底するなど、引き続き、適正な在庫管理に努めていきます。
- (6) 処分決議を行った物品の廃棄処分忘れ等ないように周知徹底し、引き続き、適正な物品管理に努めていきます。
- (7) 支出命令額と納付書合計額の確認を徹底し、再発防止に努めます。
- (8) 払い出し予定日の管理を徹底し、再発防止に努めます。
- (9) 引き続き玄米の生産・処分を基に適切な在庫管理に努めます。
- (10) 今後も上記のと通りの取り組みを実施いたします。
- (11) 平成 25 年度以降も使用量に見合った切手の適正な在庫管理に努めます。
- (12) 処分決議を行った物品の廃棄処分忘れ等ないように周知徹底し、引き続き、適正な物品管理に努めていきます。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>(イ) 地域機関において積算誤り等により入札を中止した事案が7件見受けられたので、今後、工事の円滑な実施に向け、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい</p> <p>加えて、農業基盤整備・獣害担当分野においては、このような誤りを未然に防止するために、チェックリストや事例集を作成し、注意喚起を行っているところであるが、今後も一層、円滑かつ適正な発注業務ができるよう指導されたい。</p> <p>(1) 積算誤りにより入札を中止したものが2件（内、開札後に中止したもの1件）あった。 （四日市農林商工環境事務所）</p> <p>(2) 積算誤りにより入札を中止したものが3件、入札手続きの誤りにより中止したものが2件あった。 （農業基盤整備・獣害担当分野、四日市農林商工環境事務所、伊勢農林水産商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 四日市農林商工環境事務所</p> <p>【森林・林業室】</p> <p>○入札を中止したもの 複数の設計積算を同時に行っていたため、他の設計と混同してしまいました。</p> <p>○開札後に中止したもの 諸経費の計算は、積算設計システムにより自動計算されるため、設定単価が対象外経費として控除されていたことに気づきませんでした。</p> <p>(取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計審査者を複数にして内容を審査しました。 ・工事費積算参考資料により、設計審査時、審査会時において確認しました。 ・開札において疑問があれば解消されるまで落札決定を行いません。 ・審査会メンバーを増員し、審査機能の強化を図りました。 <p>(2) 伊勢農林水産商工環境事務所</p> <p>【森林・林業室】</p> <p>○小規模治山事業第伊ー2号工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の基礎材では「小型割増」を計上していましたが、舗装では「小型割増を計上なし」という設計書内での矛盾がありました。 ・施工単価表に胴込コンクリートが含まれているものと思い込んでいました。 ・設計者が舗装時のアスファルト乳剤の必要性を理解していませんでした。 <p>○鶴ガ坂線当津側（第2期）橋梁工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林道開設工事の発注の際に違算が生じ、入札を中止しました。 <p>(取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算内容及び施工単価表の内容のチェックを重点的に行いました。 ・7月からチェックシートにより、遺漏の発生を防ぎました。 ・次年度には、チェック体制強化のため課の分割を要望していきます。 ・工種別に設計金額の集計表を作成するとともに、修正前後の設計書を十分に見比べて、再検算を行うこととしました。 <p>【農村基盤室】</p> <p>○松下地区県営ふるさと農道照明工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸経費計算において違算が発見されたことから入札を中止しました。 <p>○宮川4工区その2地区県営かんがい排水事業（一般）北浜線舗装復旧及び附帯工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加要件が明確に記載されていなかったことから入札を中止しました。

- 宮川4工区その2地区県営かんがい排水事業（一般）（繰）東豊浜線用水路その2工事
・総合評価において技術力を問う特記課題と設計積算内容とに差異があったことから入札を中止しました。

(取組)

- ・積算チェックシートを利用し主務、副務体制など複数人によるチェック体制を構築しました。
- ・入札審査会においては、工事の内容や入札参加要件等の審査とともに、工期設定、工事執行の確実性、入札可能業者数の確認など、多角的な視点からチェックできる項目を加えました。

農業基盤整備・獣害担当分野

工事の積算にあたっては、複数職員や課長代理によるチェック体制の充実を図ると共に、チェックリストや事例集を作成し、地域機関担当職員を対象とした会議で周知するなど注意喚起に努めました。

2 取組の成果

(1) 四日市農林商工環境事務所

【森林・林業室】

取組後、違算等の問題は発生していません。

(2) 伊勢農林水産商工環境事務所

【森林・林業室】

設計書起案(工事)から公告までのチェックシートの活用により担当者等の意識が向上し、ミスが抑制されました。入札中止等の事例は発生しませんでした

【農村基盤室】

チェック体制を強化し、多角的な視点からチェックできる項目を加えた結果、入札中止した案件はありませんでした。

農業基盤整備・獣害担当分野

公共工事における職員の意識向上および適正な事務処理が図られるようになりました。

平成25年度以降（取組予定等）

(1) 四日市農林商工環境事務所

【森林・林業室】

引き続き、同様の取組みを行っていきます。

(2) 伊勢農林水産商工環境事務所

【森林・林業室】

- ・引き続き、チェックシートの活用により職員の意識の向上に努めていきます。
- ・複数の工種が適用される工事では、工種ごとに設計金額の集計表を作成し、複数の職員での検算を徹底していきます。

【農村基盤室】

- ・十分な設計書審査が行えるように、発注計画を見直し、設計書作成時期を早めると共に、厳格な審査の徹底を図る。
- ・室内でのチェック体制を強化するとともに、適性な工事施工を確保するために、入札段階からより多角的な視点により確認を行うよう、入札審査会において、工事内容や発注業種、入札参加要件等を審査するほか、対象案件の内容に応じて審査する項目を増やすなど厳格な審査の徹底を図る。

農業基盤整備・獣害担当分野

平成25年度以降においても、入札・契約制度の競争性、公平性、透明性を確保するために、設計書作成におけるチェック体制の強化に努め、適正な執行に努めてまいります。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 35,878 円・相手 21,840 円） （桑名農政環境事務所）</p> <p>(2) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 120,666 円・相手 0 円）</p> <p>(3) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 82,435 円・相手 241,080 円） （四日市農林商工環境事務所）</p> <p>(4) 自損事故（物損額：県 49,035 円）</p> <p>(5) 自損事故（物損額：県 127,050 円） （津農林水産商工環境事務所）</p> <p>(6) 自損事故（物損額：県 48,982 円）</p> <p>(7) 自損事故（物損額：県 49,917 円）</p> <p>(8) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 47,250 円・相手 0 円） （松阪農林商工環境事務所）</p> <p>(9) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （物損額：県 293,769 円・相手 383,760 円）（伊勢農林水産商工環境事務所）</p> <p>(10) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 0 円・相手 73,568 円） （伊賀農林商工環境事務所）</p> <p>(11) 自損事故（物損額：県 57,445 円） （熊野農林商工環境事務所）</p> <p>(12) 自損事故（物損額：県 92,001 円） （水産研究所）</p> <p>(13) 人身事故（示談中） （中央農業改良普及センター）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 用務先の駐車場において、車両移動のため公用車を後退させた際、駐車中の大型車両に気を取られるあまり、別の駐車車両に接触してしまい、双方の車両に損傷が生じました。当該職員には、安全運転及び駐車場等での前後左右の確認を確実にを行うよう注意指導するとともに、全職員に対しても、交通事故防止と公用車の適切な運行管理に努めるよう周知徹底しました。</p> <p>(2)～(3) (2)については、出張から帰所途上で停止中の他車両に接触したもので、職員（運転者及び同乗者）の注意不足が原因となっています。また、(3)については、出張途上の交差点内で信号を見落とした結果、他車両と衝突したもので、職員（運転者）の注意不足が原因となっています。</p> <p>いずれも、職員の過失・不注意による事故であり、当該職員へは、安全運転の徹底・県有財産の適正な管理に努めるよう厳重に注意・指導しました。また、全職員に対しては、所内会議等において、再発防止に向け、交通安全及び県有財産の適正な管理について再度注意を喚起しました。</p> <p>事故経験者を中心に、交通安全研修センター（津）が実施する実技指導を含む研修を受講させ、同研修を受講していない職員については、四日市県民センター主催の安全運転講習会を受講させました。</p> <p>(4)～(5) 職員に対し、所内会議において再三にわたり交通事故防止、公用車の適正な運行管理を行うよう周知しました。また、津県民センター主催の職員交通安全研修会に全職員を積極的に参加させるとともに三重県交通安全研修センターでの研修に 5 回延べ 13 名を参加させ、交通安全教育を徹底し交通事故の根絶に努めました。</p> <p>職員相互が交通安全を呼びかけながら取り組む「無事故・無違反チャレンジ 123」へ 10 チーム延べ 30 名が参加しました。</p> <p>(6)～(8) (6)(7)は、幅員の狭い場所でハンドル操作を誤り道路横の斜面に接触したもので、(8)は、方向転換しようとして後進した際、後方不注意により案内標識柱に接触したものであり、いずれも十分に注意して運転していたなら防げた事故でした。運営会議（所内課長会議）、室内会議において交</p>

通事故防止及び公用車の適正管理について注意喚起を行うとともに、全職員の交通安全研修会の受講や「無事故・無違反チャレンジ123」運動に積極的に参加するよう働きかけるなど職員の交通安全意識の高揚を図りました。

(9) 前方の一時停止している車両に後ろから追突しました。事故後直ちに本人及び上司である室長、課長に厳重に注意するとともに、伊勢県民センター主催の交通安全講習会に事故を起こした職員を含め参加させ、職員の県有財産の管理や責任の明確化について意識づけを行いました。

(10) 公用車で出張した時に、公用車から降りる際に、隣に駐車している車の運転席側ドアに、公用車のドアが接触し傷をつけてしまったものです。

交通安全意識並びに県有財産の管理意識を高めるため、公用車等で出張の際には、職員間での「気をつけて」等の声かけ、複数で行く場合は、狭い道等遭遇した時には、運転手以外の者が誘導するなど、職員の意識向上を図るよう室長会議、課長会議など機会あるごとに注意喚起をいたしました。

また、庁舎内において開催される交通安全研修会への全職員を積極的に参加させるとともに、「無事故・無違反チャレンジ123」事業への全職員参加の働きかけを行いました。

(11) 道路上での危険回避のため、不注意（寄り過ぎ）により側壁に接触したものです。該当職員に対して所属長から厳重注意を行うとともに、所内室長会議において全職員に対して注意喚起を行うことを確認しました。

また、すべての公用車のダッシュボード付近に安全運転、エコドライブを呼びかける内容の表示をしたり、所属庁舎で開催される安全運転講習会には、原則全員参加としました。

また、所内においても安全運転に関するビデオ教材を用いた講習を行いました。

さらに、所長の経営方針実践方策の一環として、ほとんどの職員が「無事故・無違反チャレンジ123」事業に参加するよう働きかけを行い（15 チーム参加）、職員の交通安全意識及び県有財産としての管理意識の高揚を図りました。

(12) この事故を受けて、各課長を招集し、公用車の運転について、よりいっそう安全運転を心がけるよう注意喚起を行い、課職員に周知するよう指示するとともに研究室の室長にも電話にて注意喚起を行い、所属職員への周知を指示しました。

また、所属の独自研修を地元鳥羽署に依頼を行い、具体的な事例に基づく研修を実施するとともに県の交通安全センターへ出向いての研修を受講し、交通安全意識の高揚を図りました。

(13) 所属全職員に対し、交通事故防止について、全員会議等機会あるごとに注意喚起を行いました。交通安全研修会、「無事故・無違反チャレンジ123」への積極的な参加により、交通安全意識の高揚を図りました。

2 取組の成果

(1) 交通安全研修への全員参加、及び「無事故・無違反チャレンジ123」への積極的な参加もあり、職員の安全意識及び県有財産管理意識が向上しました。

(2)～(3) 上記のとおり職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚に努めましたが、平成24年度において、公用車事故が3件発生しました。（平成23年度は4件であるため、1件減少）

今後も引き続き交通安全、交通事故防止の取組を一層強化していく必要があります。

(4)～(5) 研修会等への参加や機会あるごとに注意喚起することにより、交通安全意識及び県有財産の適正な管理について再認識し、職員の意識の高揚が図られました。

しかしながら、平成24年度において、当事務所職員の責任に起因する公用車の事故が1件発生しており、引き続き交通安全、交通事故防止に関して、今後なお一層取組を強化していく必要があります。

(6)～(8) 交通安全研修会への全員参加、「無事故・無違反チャレンジ123」運動への積極的な参加により、交通安全意識の高揚が図られ、これ以降は職員の責任に起因する事故は発生していません。

(9) 職員の交通安全に対する認識が高まるとともに、県有財産管理意識の高揚も図ることができました。

(10) 機会あるごとに注意喚起をするとともに、研修会等へ参加し、交通安全意識の高揚を図ることができました。

(11) このように各種取組を行った結果、職員の交通安全意識及び公用車の県有財産としての管理意識の高揚が図られました。しかしながら、平成24年度において現時点で2件の事故が発生しておりますので、さらに交通安全に関する取組を行っていきます。

(12) 職員の交通安全意識及び危機意識が高まるとともに、県有財産の適正な管理についても、再認識することができました。

平成 24 年度において、公用車における事故はなく、今後も引き続き交通安全防止の注意喚起を行ってまいります。

- (13) 職員の交通安全意識及び県有財産の適正な管理について、再認識し、意識の高揚が図られました。取組を行っているものの、24 年度に公用車における事故が発生しましたので、所内全員会議等を通じて、今後なお一層注意喚起するとともに、研修会へ参加を促し、交通安全意識の高揚を図っていきます。

平成 25 年度以降（取組予定等）

- (1) 引き続き機会あるごとに注意喚起を行うとともに、交通安全研修及び「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参加を働きかけ、職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図っていきます。
- (2)～(3) 継続して取り組んでいくことが重要なので、引き続き飲酒運転防止、交通事故防止、法令順守の徹底を機会あるごとに呼びかけるとともに、交通安全研修、チャレンジ 123 への積極的な参加を働きかけ、職員の交通安全意識と県有財産管理意識の高揚を図っていきます。
- (4)～(5) 今後も交通安全研修への積極的な参加や注意喚起を行い、職員の安全意識と県有財産の管理意識の高揚に取り組めます。
- (6)～(8) 今後も機会あるごとに注意喚起を行うとともに、交通安全研修会などに積極的に参加するよう働きかけ交通安全意識の高揚を図っていきます。
- (9) 公用車の損傷防止のため次の取組をいたします。
- ① 今後も交通安全意識の高揚を図るため、交通事故、公用車の損傷等ないように室長会議（月 2 回）を通じて周知徹底を図ります。
 - ② 実技形式・講義形式の交通安全研修に職員を積極的に参加させ、公用車利用頻度の高い職員の意識高揚を図ります。
 - ③ 各室各課においては、毎週行うグループミーティングの場で交通安全について話し合いを行うなど、日常の声かけを徹底することにより、交通安全意識を高める努力を続けていきます。
- (10) 継続して取組むことが必要であるため、引き続き、飲酒運転防止、交通事故防止、法令遵守の徹底を機会あるごとに呼びかけるとともに、交通安全研修、チャレンジ 123 等への積極的な参加を働きかけ、職員の交通安全意識と県有財産管理意識の高揚を図っていきます。
- (11) 公用車等による交通事故を起こさないよう、室内ミーティングなど機会あるごとに職員に対して呼びかけるとともに、公用車内に安全運転を促す表示を行い、注意喚起を行います。安全運転講習等についても原則全員参加を基に積極的な参加を働きかけ、さらに交通安全意識の高揚を図っていきます。
- (12) 引き続き機会あるごとに注意喚起を行うとともに、より一層職員の交通安全、事故防止への危機意識を高め、県有財産の管理意識の高揚を図ってまいります。
- (13) 引き続き、交通事故防止について、機会あるごとに呼びかけるとともに、交通安全研修会、「無事故・無違反チャレンジ 123」に積極的に参加し、職員の交通安全及び県有財産管理の意識高揚を図っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成 24 年 9 月 30 日現在で 17 法人が未移行となっている。移行期間の終了（平成 25 年 11 月 30 日）までに移行申請が行われるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（副部長担当分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>各法人の進捗状況を確認するとともに、面談、電話及びメール等により随時相談に応じ、各法人移行申請が円滑に行われるよう支援しています。</p> <p>また、検査等で法人を訪問した際において、移行についての必要な事務手続き等の説明を行い、移行期間の終了（平成 25 年 11 月 30 日）までに移行申請が円滑に行われるよう促しています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>農林水産部では、25 法人中 17 法人が未移行（平成 24 年 9 月 30 日現在）となっておりますが、現在の移行状況は下記のとおりです。</p> <p>（移行状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年 4 月 1 日移行予定（13 法人） <ul style="list-style-type: none"> 答申済…13 法人（公益 2 一般 11） ・ 平成 25 年 4 月 1 日以降移行予定（4 法人） <ul style="list-style-type: none"> 公益法人への移行予定…1 法人 一般法人への移行予定…2 法人 解散予定…1 法人 <p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、各法人が移行期間の終了（平成 25 年 11 月 30 日）までに移行申請が円滑に行われるよう、随時相談に応じる体制を維持するとともに、各法人の進捗状況の把握に努め、農林水産部が所管する法人全てが移行完了するまで、積極的に支援していきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他</p> <p>(2) 松阪農林商工環境事務所が平成 24 年 6 月 22 日に委託契約を締結した工事測量設計業務について、当該事業箇所が平成 23 年度同業務完了箇所であったことが判明したため契約を解除した。</p> <p>発注前に現地確認等を怠ったことによるものであり、分野全体の共通課題として、チェック体制を整備・徹底し再発防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業担当分野)</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>今回の工事測量設計業務の二重発注は、所属内での情報共有の欠如、十分な成果品の引継、発注前の現地確認を怠ったこと等により発生したため、再発防止のため本年度、「三重県治山事業計画資料作成要領」を一部改正し、次年度測量設計の要否についてのチェックマニュアルを整備するとともに、課内の定期的な情報共有や、発注前の現地確認等を徹底するよう担当者会議等で事務所を指導しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>「チェックマニュアル」等の徹底により、契約を解除するような案件は発生していません。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>今後とも、各事務所に「チェックマニュアル」等を徹底させるとともに、定期的な課内ミーティングによる現場の情報共有、発注前の現地確認、異動に伴う事務引継の適正化を指導していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他</p> <p>(3) 平成 24 年 6 月 22 日に委託契約を締結した工事測量設計業務について、当該事業箇所が平成 23 年度同業務完了箇所であったことが判明したため契約を解除した。今後、工事の円滑な実施に向け、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(松阪農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>今回の測量設計業務の二重発注は、所属内での情報共有の欠如、十分な成果品の引継、発注前の現地確認を怠ったこと等により発生したものです。</p> <p>本年度「三重県治山事業計画資料作成要領」の一部様式に工事測量設計業務委託実施の必要性の有無を確認する箇所が設けられたので、これに基づきチェックを徹底するとともに、課内の定期的な情報共有、発注前の現地確認等を徹底することで再発防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>以降は、契約を解除するような事態は発生していません。</p> <hr/> <p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>今後も、定期的な課内ミーティングによる現場の情報共有や、発注前の現地確認、異動に伴う事務引継の適正化等を実施します。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他</p> <p>(4) 車検切れの公用車を運行していた事例があったため、公用車の適正な管理運行に努められたい。 (農業大学校)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>自動車検査の手続きと有効期限の確認を失念して公用車を運行していました。 このため、公用車の車検実施状況と車検の有効期限を確認するとともに、再発を防止するため、以下のとおり取組みました。</p> <p>(1) 県有自動車使用伺運転報告簿と公用車のダッシュボードに車検の有効期限を表示しました。 (2) 毎月、月初めに車検整備計画を複数人で確認するようにしました。 (3) 職員全員に車検有効期限の確認を徹底するよう周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記の取組みを講じたことにより、適正な管理運行が図られています。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>上記の取組みを実施して適正な管理運行を図りながら、再発防止に努めます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (鈴鹿山麓研究学園都市センターの活用) (1) 鈴鹿山麓研究学園都市センターでは、現在、民間企業や行政機関等の入居もないため、施設の多くのスペースが空室となっており、貸館についても、平成 23 年度は前年度と比較して、利用件数・稼働率等は減少している。 施設の利用促進に向けて、科学技術振興等の幅広い観点からも全庁的に協議・検討を行い、当該施設の有効活用に積極的に取り組まれない。 (副部長担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容 平成 20 年 4 月に農水商工部に移管され、平成 24 年 4 月からは県の機構改革に伴い雇用経済部で当該施設の管理を行っていますが、これまでリーフレットを活用し、四日市市及び、各種説明会において配布したりするなど積極的な PR 活動を行っており、平成 24 年度もリーフレットの配布などにより利用促進に努めてまいりました。 また、民間の施設管理会社の意見を聞くなど、当該施設の利活用の可能性を探るための取り組みも行いました。 しかし、開発許可時の要件や、当該施設の用地の所有者が四日市市であることなど、様々な制約があることから、鈴鹿山麓リサーチパーク連絡調整会議にて、リサーチパーク全体の利活用の検討を進める中で、既存機能を生かした利活用方針も含めて検討していくこととされています。</p> <p>2 取組の成果 平成 21 年度の施設利用件数は 98 件（稼働率 10%）、平成 22 年度は 166 件（稼働率 13%）、平成 23 年度は 156 件（稼働率 10%）、平成 24 年度は 143 件（稼働率 5.5%）とやや減少傾向となっています。 平成 24 年度初めに、当該施設の利活用の可能性を探るため、民間の施設管理会社の意見を聞きましたが、妙案は得られませんでした。 また、リサーチパーク全体の利活用の検討については、開発許可時の要件の変更等、解決すべき課題が多岐にわたるため、鈴鹿山麓リサーチパーク連絡調整会議で引き続き議論することとされています。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等） 鈴鹿山麓研究学園都市センターの PR 活動に積極的に取り組むとともに、鈴鹿山麓リサーチパーク連絡調整会議にて、関係機関と引き続き協議し、広く産業振興の観点から施設の有効活用について検討していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者雇用の促進)</p> <p>(2) 平成 23 年 6 月 1 日現在の県内企業による障がい者実雇用率は、1.51%にとどまっており、全国ワースト 2 位となっている。 企業への働きかけや職業訓練の提供等のほか、障がい者の職場定着を支援する取組について国、関係機関等とさらに連携して実施し、障がい者雇用の促進に一層努められたい。 (副部長担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容 障がい者雇用の促進を図るため、三重労働局や県内ハローワーク等の関係機関と連携して下記の取組を実施しました。</p> <p>(1) 啓発・広報等による障がい者雇用にかかる理解の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度の運用 ② 障がい者雇用優良事業所等表彰 ③ 障害者雇用支援月間における駅頭啓発 ④ 障がい者雇用アドバイザーによる企業への個別啓発及び求人情報の収集 <p>(2) 実習・訓練等による職業能力開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練の実施 ② 津高等技術学校で O A 事務訓練 (期間 1 年間) の実施 ③ 障がい生徒職域開発促進事業の実施 ④ 第 10 回三重県障がい者技能競技大会の開催 ⑤ 障がい者就労アプローチ支援事業 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特例子会社設立補助金の創設 (1 社上限 300 万円) ② 障がい者就職面接会の開催 ③ 農業分野における障がい者地域人材育成事業の実施 ④ 就業のための障がい者地域人材育成事業の実施 ⑤ 障がい者地域人材育成事業の実施 ⑥ 障がい者就業支援緊急雇用創出事業の実施 ⑦ 公正採用選考研修会の開催 <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 職業相談、啓発・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度による登録状況 登録件数：雇用促進事業所：8 事業所、就労支援事業所等：34 事業所 (平成 25 年 3 月末現在) ② 障がい者雇用優良事業所等表彰 1 社 ③ 障害者雇用支援月間における駅頭啓発実施回数 駅頭啓発：1 回 (障害者雇用支援月間：9 月) ④ 障がい者雇用アドバイザーによる個別啓発実施事業所数等 訪問事業所数：379 事業所 (平成 25 年 3 月末現在) <p>(2) 実習・訓練等による職業能力開発 (平成 25 年 3 月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練受講者数 68 人 (うち 44 人修了、37 人就職) ② 津高等技術学校で O A 事務訓練 (身体障がい者対象、期間 1 年間) 入校者数 10 人 (うち就職予定者数 6 人) ③ 障がい生徒職域開発促進事業による職場実習受講生徒数 428 人 (平成 25 年 3 月末現在) ④ 第 10 回三重県障がい者技能競技大会の競技種目及び参加者数 競技種目 (参加者数)：機械 C A D (2 人)、喫茶サービス (6 人)、電子機器組立 (5 人) パソコン文書作成 (8 人)、パソコン表計算 (10 人)

パソコン文書作成視覚障がい者の部（4人）

- ⑤ 障がい者就労アプローチ支援事業受講者数 55 人（うち訓練に移行 12 人、就職 19 人）
（平成 25 年 3 月末現在）

(3) その他

- ① 特例子会社設立補助金
2 社への交付決定（うち 1 社は設立登記及び障害者雇用促進法に基づく認定済）
- ② 障がい者就職面接会の開催回数、参加企業数及び参加者数
開催回数：7 回、参加企業数：157 社、参加者数：775 人（いずれものべ数）
- ③ 農業分野における障がい者地域人材育成事業
実施団体：3 団体、雇用障がい者数：13 人（平成 25 年 3 月末現在）
- ④ 就業のための障がい者地域人材育成事業
雇用障がい者数：56 人（平成 25 年 3 月末現在）
- ⑤ 障がい者地域人材育成事業
実施団体：1 団体、雇用障がい者数：7 人（平成 25 年 3 月末現在）
- ⑥ 障がい者就業支援緊急雇用創出事業
実施団地：2 団体
- ⑦ 公正採用選考研修会の開催回数及び参加者数
開催回数：5 回、参加者数：269 事業所

平成 25 年度以降（取組予定等）

平成 24 年度の民間企業における障がい者実雇用率は、前年より 0.06 ポイント改善し、1.57%でした。実雇用率は、都道府県別では全国第 45 位で、依然として低迷を続けています。

今後も、国等関係機関との連携による障がい者雇用促進のための啓発活動や職業能力開発、緊急雇用創出事業を活用した雇用促進事業等の従来取組に加え、地域の多くの企業や県民が、障がい者の方々の雇用促進についての理解をより深めていただくために、産業界や労働界などと連携し、県内で障がい者が生き生きと働き、多くの方に障がい者雇用の重要性を認識してもらえる「場」（例えば、障がい者の方々が商品を生産・販売するショップなど）の創設などの新たな仕組みづくりや企業等における障がい者雇用事例の情報を発信し、県民総参加での障がい者雇用を推進します。

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (観光客満足度の向上と国内外誘客の推進) (3) 平成 23 年度観光客実態調査における「観光客満足度」は 67.4%であり、22 年度目標の 75.0% を下回っている。「観光客満足度」の向上は誘客にとって非常に重要であることから、より具体的な調査・分析を行い対応策を検討するとともに、観光事業者、市町、県各部局等とさらに連携を進め、より魅力ある観光地づくりに取り組み「観光客満足度」の向上に努められたい。 さらに、国内からの観光客は 23 年中に、ほぼ 22 年並みに回復したものの、東日本大震災の影響等により、海外からの観光客数は、前年に比べ減少しているため、観光事業者、国、他府県、市町等と連携のうえ、24 年 3 月に策定された「三重県観光振興基本計画」に基づき、国内外からの誘客の取組をより一層推進されたい。 (観光・国際局)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 「観光客満足度」の個別項目の満足度を見ると、「自然の景観・雰囲気」、「宿泊施設等の食事」、「まちなみの景観・雰囲気」、「観光施設・体験の内容」等の項目が、高い評価となっている一方、「費用負担」、「情報・案内」、「地域住民のおもてなし」が低位に留まっています。 このことから、県としては、低評価項目である「地域住民のおもてなし」項目の改善として、おもてなし向上セミナーの開催や、三重県を代表する観光地である伊勢志摩地域において、「(公社)伊勢志摩観光コンベンション機構」の「おもてなし向上委員会」に参画し、観光事業者や地元市町とともに、研修会や課題解決に向けた情報交換会を行うなど、地域の「おもてなし向上」や「観光に取り組む人材の育成」に取り組まれました。 また、三重県への内外からの誘客の取組として、平成 25 年 4 月から「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」を展開するため、平成 24 年度においてはキックオフイベント・いよいよスタートイベントの開催やキャンペーンの愛称募集を行うとともに、平成 25 年度の「日台観光サミット」の誘致などに取り組まれました。</p> <p>2 取組の成果 観光客実態調査結果速報による三重県全体の「観光客総合満足度」は前年に比べて低下していますが、主に「おもてなし向上」に取り組んだ伊勢志摩地域においては、平成 24 年度Ⅱ期(7 月 22 日)には「観光客総合満足度」が 76.7%となり、平成 23 年度Ⅱ期(71.5%)と比べて 5.2 ポイント、平成 24 年度Ⅰ期(66.0%)と比べて 10.7 ポイント増加しました。 また、「第 62 回神宮式年遷宮」を契機とする誘客の拡大に向けて、平成 25 年 4 月からの「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」の準備が進んだほか、知事のトップセールスにより平成 25 年 5 月の「日台観光サミット」の開催が決定しました。</p>
<p><u>平成 25 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>「観光旅行者の満足度」と「再来訪意向」及び「クチコミ意向」は、正の相関関係にあることが、これまでの調査により明らかになっており、「観光旅行者の満足度」の向上を誘客につなげ、その相乗効果を持続的な観光地づくりに生かすことが大切です。 このことから、高評価を伸ばし低評価を改善することで、満足度を向上させるよう、平成 24 年度から平成 27 年度にかけて実施する「三重県観光キャンペーン」と連動し、パスポートの発行・押印や地域で旬の情報を提供する「みえ旅案内所」やパスポートを見せることで割引やサービスを提供する「みえ旅おもてなし施設」など、受入体制を充実し「おもてなしの向上」に努めます。 また、海外からの誘客について、平成 25 年度は台湾とタイに注力し、集中的に取り組むことで観光客の増加を図るとともに、産業と連携してビジネス客にも三重の魅力をもっと PR していきます。 このほか、中部運輸局を中心とする「昇龍道プロジェクト」に参加し、広域での観光 PR に積極的に取り組まれます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 貸付金</p> <p>高度化資金等の中小企業者等支援資金貸付金の未収金は、3,281,674,581円となっており、前年度末と比較し54,080,850円増加している。</p> <p>このため、今後も引き続き債務者及び連帯保証人への請求、法的措置及び民間債権回収業者への委託等、効果的な徴収に取り組まれない。</p> <p>特に、未収額の大きい高度化資金については、県に原資の一部を貸し付けている独立行政法人中小企業基盤整備機構の指針に基づき債権の分類を行い、債権管理を進めているが、引き続きこの方針に沿って不良債権の処理を進められない。</p> <p>また、小規模企業者等設備貸与事業等に係る公益財団法人三重県産業支援センターへの原資貸付に関して、当該公益財団法人における未収金は、327,651,344円と、前年度末と比較し29,107,064円減少しているものの、県が実施した損失補償額は26,077,442円と、前年度と比較して12,792,442円増加している。</p> <p>回収見込みのない未収金を償却処理した場合、県は損失補償契約に基づき補償費を支出することになっているため、償却処理が発生しないよう未収金回収についての指導、支援に引き続き取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(商工担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成24年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>高度化資金等の中小企業者等支援資金貸付金の貸付先及び公益財団法人三重県産業支援センター(以下「産業支援センター」という。)が貸付を行っている小規模企業者等設備貸与事業等の貸付先においては、過去の長引く景気低迷や円高の影響等により、財政基盤の脆弱な中小企業等が経営不振に陥り、返済が困難になっているケースが増えてきています。</p> <p>そのため、高度化資金等の中小企業者等支援資金貸付金については、平成23年度に新たな延滞先の発生及び延滞先の未収金回収金額が減少したことにより、前年度に比べて約5,400万円未収金額が増加しました。また、小規模企業者等設備貸与事業等については、未収金は前年度末と比較し減少しているものの、県が実施した損失補償額は前年度と比較して約1,300万円増加しました。</p> <p>① 高度化資金の債権管理・回収については、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)と協議しながら、中小機構の債権管理方針に従い、不良債権を再生支援先と回収処理先に分類を行い、債権管理を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延滞先に対しては、訪問、電話、書面等により未収金の入金督促を実施しています。 ・延滞の未然防止対策として、組合等に対し事業などの改善指導及び条件変更にかかる手続き指導をしています。 <p>※訪問・来庁相談回数 高度化：186回(H25.3月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度な法的判断等の必要な案件については、弁護士に法的措置及び回収業務の委託を7件(H25.3月末実績)行いました。 <p>② 設備近代化資金の債権管理・回収については、平成18年度から引き続き民間の債権管理回収専門業者に委託しています。</p> <p>また、今年度からは、回収金額に応じて委託料を支出する成功報酬に基づく契約に変更しています。</p> <p>※訪問・来庁相談回数 設近：109回(債権管理回収専門業者分を含む)(H25.3月末)</p> <p>③ 小規模企業者等設備貸与事業等については、貸付を行っている産業支援センターにおいて、内規に基づき債権分類を行い、下記のとおり債権管理・回収に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正常債権先に対しては、訪問により事業者への支援の一環としての業況調査を実施し、延滞発生の未然防止を行っています。 ・延滞先に対しては、電話、文書及び訪問による催告を実施しています。 ・延滞先で債務者としての誠意が見られない貸出し先に対しては、法的措置による回収を行って

います。

また、県としては、毎月、産業支援センターとの打合せを実施し、未収金の発生状況・回収状況、未納者への対応状況、償却処理済案件の回収状況等の聞き取りを行い、今後の対応を協議しています。
(商工担当分野)

2 取組の成果

①、②、③ 平成 24 年度の過年度未収金回収額については、下記のとおりでした。(平成 25 年 3 月 29 日現在)

- ・高度化資金：26 件、4,368 万円
- ・設備近代化資金：18 件、366 万円
- ・小規模企業者等設備資金貸付事業：12 件、1,971 万円
- 小規模企業者等設備資金貸付事業（償却処理済案件）：3 件、97 万円
- ・小規模企業者等設備貸与事業：13 件、475 万円
- 小規模企業者等設備貸与事業（償却処理済案件）：10 件、2,118 万円
(商工担当分野)

平成 25 年度以降（取組予定等）

- ① 高度化資金の債権管理・回収については、中小機構の「債権管理アドバイザー相談」や「調査・アドバイザリー業務」といった制度を活用し、中小機構と連携しながら、不良債権分類に従った適切な債権管理を行うと伴に、引き続き組合・組合員企業等を積極的に訪問し、事後指導等を行っていきます。
- ・延滞の未然防止の観点から、単年度、複数年度の条件変更により、企業の体力回復を図るための対策を講じます。
 - ・最終償還期限が到来しても一括返済できない場合には、一定の要件は必要ですが 10 年以内の償還期限の延長を検討します。
 - ・すでに延滞になっているものの返済意思を示す貸付先には、分納を継続させるとともに、経営改善の指導を行い分納額の増額を図っていきます。
 - ・必要に応じて弁護士等の外部の専門家を活用して、法的措置を含めた債権回収を行います。
- ② 設備近代化資金の債権管理・回収については、引き続き債権管理回収専門業者に委託します。
- ③ 小規模企業者等設備貸与事業等については、引き続き産業支援センターにおいて内規に基づき債権分類を行い、債権管理・回収に取り組みせるとともに、毎月、県と産業支援センターとで打合せを実施し、未収金の状況等の聞き取りを行い、今後の対応を協議していきます。(商工担当分野)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) その他の収入未済</p> <p>家屋貸下料等の収入未済が 47,807,758 円（対前年度比 98.6%）あり、前年度と比べて 665,000 円減少しているものの、今後もその収入未済額の減少に一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（副部長担当分野、観光・国際局）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 中小企業従業員住宅家屋貸下料（和解案件 1、その他 1）</p> <p>和解案件については、延滞分も含めて、返済計画に基づき返済を求めました。</p> <p>他の 1 件についても、納付誓約書に基づき返済を求めました。</p> <p>ともに、定期的に電話での督促も実施しました。</p> <p style="text-align: right;">（副部長担当分野）</p> <p>(2) 県営サンアリーナ使用料</p> <p>平成 7 年に発生した使用料の未収分については、平成 14 年に債務履行を求める民事訴訟の勝訴判決を受け、これまでに 5 回に渡る預貯金の差し押さえを裁判所へ申し立てた結果、計 195,434 円を収納しました。しかし、全ての未収分を解消するには至っていないことから、債務者の財産を明らかにして効果的な差し押さえを行うため、平成 20 年 4 月 23 日、静岡地方裁判所沼津支部へ民事執行法第 4 章に基づく「財産開示手続の申立て」を行いました。</p> <p>上記申し立てに対し、平成 20 年 5 月 15 日に静岡地方裁判所沼津支部から実施決定がなされ、同年 7 月 8 日に同支部において財産開示が実施されたものの、債務者の換価性のある財産は認められませんでした。</p> <p>債務者財産の開示は前の実施から 3 年間は実施できませんが、平成 23 年度は再開示を視野に訪問調査を実施しました。</p> <p>平成 24 年度は、平成 23 年度の訪問調査の結果から、債務者の状況に変化が認められず、財産を把握できる可能性は低いと判断して、再開示の実施を見送り、住所地の市への照会による状況確認を行いました。</p> <p style="text-align: right;">（観光・国際局）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 中小企業従業員住宅家屋貸下料（和解案件 1、その他 1）</p> <p>和解案件については、平成 25 年 3 月末現在までで 70 万円の納入がありました。</p> <p>他の 1 件は、経営環境が改善されず悪化しているため納入が滞りがちですが、平成 25 年 3 月末現在までに 4 万 5 千円の納入がありました。</p> <p style="text-align: right;">（副部長担当分野）</p> <p>(2) 県営サンアリーナ使用料</p> <p>「債務者財産開示制度」等を活用し債権を回収するため、住所地市町村への照会を行い、債務者の現在の所在、状況を確認しました。</p> <p style="text-align: right;">（観光・国際局）</p> <p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 中小企業従業員住宅家屋貸下料（和解案件 1、その他 1）</p> <p>和解案件については、延滞分も含めた返済計画書に基づき、納入が滞らないよう管理していきます。他の 1 件についても、納付誓約書に基づき、未収金の回収を図っていきます。ともに定期的に電話による督促を行っていきます。</p> <p style="text-align: right;">（副部長担当分野）</p>

(2) 県営サンアリーナ使用料

引き続き「債務者財産開示制度」の活用も視野に入れながら、債務者との交渉にあたり、換価性のある財産の特定等が可能となった場合は、強制執行等の措置を講じていきます。

また、平成 24 年度から総務部税務・債権管理課債権管理グループが設置され、税外の収入未済対策の検討が始まっており、7 月には債権の管理状況についてヒアリングが行われました。今後も、全庁の未収金対策の検討状況を踏まえつつ、解消に向けて債権を管理していく所存です。 （観光・国際局）

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 地域機関分</p> <p>収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1)現金受入された工業関係分析その他手数料の受入日を誤って登録していた。(工業研究所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>本来電算入力を7月25日とすべきところを、7月2日と誤って登録を行いました。また、本来現金日計表で誤りに気付くべきでありましたが、月計及び累計の確認のみで誤りに気付く機会を逸してしまいました。</p> <p>現在は、受け入れの調定事務を複数で確認、及び現金日計表の日々の突合を行うように改善を行いました。(工業研究所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>これらの取り組みにより、平成24年度において誤登録は発生しておりません。(工業研究所)</p> <hr/> <p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>平成25年度以降においても再発防止のため、同様の対策を継続して行っていきます。(工業研究所)</p>

<p>監査の結果</p>	
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【平成 23 年度中高年齢者雇用支援事業】 契約書に定めた「個人情報取扱に関する特記事項」が添付されていなかった。 (副部長担当分野)</p> <p>(2) 【インターンシップ受入企業開拓等業務委託】 完成認定書交付に係る決裁文書の総合文書管理システムへの公文書登録がされていなかった。 (副部長担当分野)</p> <p>(3) 【「若者自立支援体制確立事業」業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。 (副部長担当分野)</p> <p>(4) 【「在宅等アウトリーチ事業」業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 予定価格調書が封入された封筒に封印がなかった。 契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。 (副部長担当分野)</p> <p>(5) 【フォークリフト運転技能講習（ポルトガル語コース）業務委託】 契約締結の決裁に契約保証金を免除する旨の記載がなかった。 (副部長担当分野)</p> <p>(6) 【三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター総合管理業務】 再委託の承認書に文書番号が記載されていなかった。 (副部長担当分野)</p> <p>(7) 【所内電話交換機設定変更業務委託】 予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (工業研究所)</p> <p>(8) 【工業研究所一般廃棄物処理業務委託】 予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (工業研究所)</p>	
<p>講じた措置</p>	
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)～(5) 起案・決裁時のチェック漏れが原因と思われるため、担当者はもとより、決裁ラインの者についても決裁時のチェックについて注意喚起をしました。 (副部長担当分野)</p> <p>(6) 事務処理上の単純なミスですので、単純ミスを無くすよう努めます。 (副部長担当分野)</p> <p>(7)～(8) 予定価格の設定に係る積算価格調書の作成をしていなかったため、積算根拠が不明確であった。現在は、積算価格調書の作成をして、積算根拠の明確化に努めています。 (工業研究所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(5) 職員のチェック意識の向上につながりました。 (副部長担当分野)</p> <p>(6) 確実な事務引継ぎや、事務担当者以外のチェック機能について意識づけが行われました。 (副部長担当分野)</p> <p>(7)～(8) 当該事案以降は、積算価格調書の作成を行い積算根拠が明確になりました。 (工業研究所)</p>	
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)～(5) 機会をとらえてチェック意識の向上に取り組んでいきます。 (副部長担当分野)</p> <p>(6) 事務担当者が変わる場合には、必要な事務手続きについてきちんと引継ぎを行い、単純ミスを無くすよう努めてまいります。 (副部長担当分野)</p> <p>(7)～(8) 平成 25 年度以降も、同様の対策を取り積算根拠の明確化に努めていきます。 (工業研究所)</p>	

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 補助金等</p> <p>(1) 【平成 23 年度シルバー人材センター連合会事業補助金】 履行確認書に履行を確認した日及び検査員の氏名の記載がなかった。(副部長担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 当該補助金は、全額概算払により支出している。 履行確認を実施のうえ、額の確定をしていたが、履行確認書に履行を確認した日及び検査員の氏名の記載を失念しました。補助金の清算時における起案・決裁時のチェック漏れが原因と思われるため、担当者はもとより、決裁ラインの者についても決裁時のチェックについて注意喚起をしました。 (副部長担当分野)</p> <p>2 取組の成果 担当者及び決裁ラインの者の意識の向上につながりました。 (副部長担当分野)</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き、機会をとらえて意識の向上を図っていきます。 (副部長担当分野)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1) 【事業所・大学等訪問】 (2) 【大学・就職・職業相談】 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(副部長担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)～(2) 嘱託職員が出張した場合、復命書は嘱託職員が作成し、総合文書管理システムへの件名登録は正規職員が行っています。システムへの未登録については、職員間の連携ミスが原因と思われるため、担当者はもとより、関係者についても職員間の連携について注意喚起を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(副部長担当分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(2) 職員の意識向上につながりました。</p> <p style="text-align: right;">(副部長担当分野)</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1)～(2) 引き続き、機会をとらえて意識の向上を図っていきます。</p> <p style="text-align: right;">(副部長担当分野)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 物品等購入</p> <p>(1) 消耗品費の執行に関して、財務会計システムの決議番号の順序と支出負担行為起案日の不整合があった。 (大阪事務所)</p> <p>(2) 決裁権者の決議を受けないまま、物品購入伝票が交付されていた。 (津高等技術学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 簡易決裁伺い等を活用し、不整合が発生しないようつとめました。 (大阪事務所)</p> <p>(2) 物品購入前に、決裁権者の決議を受けるよう徹底を図りました。 (津高等技術学校)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 指摘事項について、改善を図りました。 (大阪事務所)</p> <p>(2) 会計規則に基づき適正に執行されています。 (津高等技術学校)</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 今後も簡易決裁伺いの活用による事務処理の軽減化に努めながら、適切な事務処理を行います。 (大阪事務所)</p> <p>(2) 会計規則を遵守し、適正な事務執行を行うよう努めていきます。 (津高等技術学校)</p>

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(3) 財産管理等の状況	
財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 財産管理状況	
(1) 公有財産台帳に登録がある三重県営サンアリーナ敷地内の樹木の状況について把握していなかった。	(観光・国際局)
(2) 公有財産の異動報告が事由の発生した都度行われていなかった。	(工業研究所)
(3) 消防用設備等の不良箇所の一部について、適切な改善措置が講じられていなかった。	(津高等技術学校)
(4) 危険物保安監督者の選任前に、屋内貯蔵所を使用していた。	(津高等技術学校)
講じた措置	
平成 24 年度	
1 実施した取組内容	
(1) 公有財産台帳に登録がある三重県営サンアリーナ敷地内の樹木の状況について、枯死した樹木 1 本の台帳への記載が漏れていました。平成 24 年度以降は、適正な事務処理を行っています。	(観光・国際局)
(2) 公有財産は登記及び登録の異動を要する場合は、速やかにその手続きを行わなければなりません。が、公有財産の異動が年度末にあったため登録を失念してしまいました。現在は、個々の取得及び異動があった場合はその都度の登録を行うようしています。	(工業研究所)
(3) すべての不良箇所について、修繕措置を行いました。	(津高等技術学校)
(4) 危険物保安監督者を選任し、同じ誤りがないよう徹底し、再発防止に努めました。	(津高等技術学校)
2 取組の成果	
(1) 公有財産管理の諸規定に基づき、適正な事務処理を行いました。	(観光・国際局)
(2) 当該事案以降、登録の遅延は起こっていません。	(工業研究所)
(3) 消防法に基づき、適法な状態を維持しています。	(津高等技術学校)
(4) 消防法に基づき、適法な状態を維持しています。	(津高等技術学校)
平成 25 年度以降（取組予定等）	
(1) 引き続き、適正な事務処理を行うとともに、事務引継等を徹底します。	(観光・国際局)
(2) 平成 25 年度以降も登録事務を発生の都度行うように継続していきます。	(工業研究所)
(3) 引き続き、適切に処理するよう努めます。	(津高等技術学校)
(4) 引き続き、適切に処理するよう努めます。	(津高等技術学校)

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(3) 財産管理等の状況	
財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
イ 金品亡失	
(1) パソコンの損傷（修理代 0 円）	（副部長担当分野）
(2) 公用車の損傷（修理代 0 円）	（副部長担当分野）
(3) パソコンの損傷（修理代 92,085 円）	（商工担当分野）
(4) 公用車の損傷（修理代 0 円）	（津高等技術学校）
講じた措置	
平成 24 年度	
1 実施した取組内容	
(1) 職員が購入したペットボトルを不安定な場所に置き、倒れた先にあった湯のみから飲料物（お茶）がパソコンのキーボードにこぼれたものです。	
修理を依頼したところ、メーカーでは不具合が確認できないということで修理代は不要でしたが、再発防止のため職員に書類整理や飲料の取り扱い等について注意喚起を図りました。	（副部長担当分野）
(2) 前車両が左折時に横断歩道の歩行者を待って停止したため、続いて停止した際に、後続車両から追突されたものであり、運転者に過失はないものの、自動車運転時には細心の注意を払うようあらためて指導しました。	（副部長担当分野）
(3) 当該案件は職員がパソコン左側に置いてあった PHS を取ろうとしたところ、手元に置いていたふた付き飲料缶を倒してしまい、缶のふたの閉め方が緩かったため、液体が職員の使用しているパソコンのキーボードにこぼれたものです。	
その後、今後の発生防止のため、所属の全職員に対して、パソコン等事務機器周辺での飲食について注意するとともに、座席周辺の書類整理や飲食時の注意、こぼす恐れのある飲み物をパソコン周辺に置かないようにすること等の注意喚起を図りました。	（商工担当分野）
(4) 通常通り運行中に、相手方から接触されたものであり、本校運転者の過失はないものの、職員に公用車運転の際の一層の注意を呼びかけました。	（津高等技術学校）
2 取組の成果	
(1) 県有備品の使用について、細心の注意を払うよう、所属での会議等で周知を行った結果、県有財産であることの意識高揚が図られました。	（副部長担当分野）
(2) 当該職員が関係した交通事故は、当該事例のみとなっています。	（副部長担当分野）
(3) 県有備品の使用について、細心の注意を払うよう、所属での会議等で周知を行った結果、県有財産であることの意識高揚が図られました。	（商工担当分野）
(4) 平成 24 年度においては、公用車運転上の事故は発生していません。	（津高等技術学校）
平成 25 年度以降（取組予定等）	
(1) 今後も継続して注意喚起を図り、職員の意識向上を図ります。	（副部長担当分野）
(2) 機会を捉えて、職員の自動車運転に関する注意喚起を行います。	（副部長担当分野）
(3) 今後も、所属での会議等において継続して指導及び注意喚起を行うことにより、職員の県有財産管理意識及び交通安全意識の高揚を図っていきます。	（商工担当分野）
(4) 今後も、公用車運転における注意を職員に徹底していきます。	（津高等技術学校）

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 報償費の指定口座誤りにより歳出戻入を行っていた。 (商工担当分野)</p> <p>(2) 貸金業申請許可に係る関係機関への照会文書の件名等が、総合文書管理システムへ登録されていなかった。 (商工担当分野)</p> <p>(3) 郵便切手購入後において、在庫物品受入に係る財務会計システムの物品履行確認確定がされていなかった。 (計量検定所)</p> <p>(4) 予算残額が不足しているにも関わらず執行されているものがあった。 (大阪事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 支出事務を行う際に、事業担当者への確認が十分に取れていなかったために起きた事案であったので、支出事務の際には、些細なことでも必ず確認を行うように努めました。 (商工担当分野)</p> <p>(2) 平成 16 年 1 月から「ヤミ金融対策法」が施行され、暴力団関係者は貸金業の登録を受けることができなくなりました。その当時、三重県知事登録業者数は二百件を越えており、その業者の役員、重要な使用人、貸金業務取扱主任者を含めると膨大な照会、回答の事務になることが予測されました。そのため、エクセルの一覧表で事前に調査を行い暴力団員等に該当する可能性の高い者のみ公文書で照会する方法で処理していました。これまで、事前調査の決裁は簡易決裁を用いて、新規、更新、変更の登録の決裁のみ総合文書管理システムで行っていました。</p> <p>今回、監査の指摘を受け、警察本部への意見聴取(事前調査)の決裁を総合文書管理システムで行い、システムに登録することに見直しました。 (商工担当分野)</p> <p>(3) 在庫物品受入に係る財務会計システムの物品履行確認確定を失念したものです。複数職員によるチェック機能の強化および財務システム上の在庫数との照合を徹底しました。 (計量検定所)</p> <p>(4) 計画的な予算執行に心がけるとともに、予算不足が発生すると予想される場合は、適切に雇用経済総務課等との事前協議を実施することとし、予算不足が発生しないように努めました。 (大阪事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 報償費の指定口座誤り等の事務処理上不適切な事案は見受けられませんでした。また、事業担当者への確認を行うことにより添付書類等の精度が向上し、支出の相手方から振込口座の確認印又はサインをいただくことにより、適正な事務処理に努めることができました。 (商工担当分野)</p> <p>(2) 貸金業申請許可に係るすべての関係機関への照会文書の件名等を総合文書管理システムへ登録するように見直しました。 (商工担当分野)</p> <p>(3) 複数職員によるチェック機能の強化により、以後、財務システム上の在庫数との不整合は生じていません。 (計量検定所)</p> <p>(4) 予算残額が不足した状況での執行は起きませんでした。 (大阪事務所)</p>
<p>平成 25 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 今後も事業担当者との連携と密にし、適正な事務処理に努めてまいります。 (商工担当分野)</p> <p>(2) 警察本部と協議して、従来の警察本部への意見聴取(事前調査)を廃止して、最初から 1 業者ごとに公文書(知事名)で照会する方法に見直します。 (商工担当分野)</p> <p>(3) 引き続き、複数職員によるチェック機能の強化および財務システム上のデータとの照合による精査に努めます。 (計量検定所)</p> <p>(4) 今後とも計画的な予算執行を心がけるとともに、雇用経済総務課及び令達主管課等と連絡を密に取りながら、適切な予算執行に努めます。 (大阪事務所)</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 人身事故（負担割合：県 10%・相手 90%） （物損額：県 53,130 円・相手 20,063 円） （治療費等：県 0 円・相手 0 円）（商工担当分野）</p> <p>(2) 自損事故（物損額：県 134,925 円）（商工担当分野）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 職員が出張（企業訪問）の帰り、国道 23 号線の四日市市内の交差点を直進中、対向車線の車が公用車（直進）に気づかず右折を行い、職員が急ブレーキをかけましたが間に合わず、相手車両の側面に衝突し、公用車前面を損傷したものです。 今回の交通事故の発生は、相手方の過失割合が大きいものでしたが、今後の発生防止のため、所属会議等において、公用車等の運転に伴う交通事故防止について、全ての職員に対し注意喚起を図りました。（商工担当分野）</p> <p>(2) 公務により鳥羽市方面へ公用車にて出張した帰路において、津市大倉 8-30 付近の市道と県道 776 号線との交差点に、東から西に向かい走行中、県道手前の停止線で停止していたところ、県道を南方向から同市道に大型トラックが右折してきたためすれ違うために、公用車を左路肩に寄せすぎたことにより、路肩に設置されていたガードレールに接触したものです。 今後の発生防止のため、所属の会議等において、公用車等の運転に伴う交通事故防止について、全ての職員に対し注意喚起を図りました。（商工担当分野）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 所属職員の交通安全に対する意識が高揚し、慎重な運転を心がけるようになりました。また、県有財産の適正な管理についても再認識することができました。（商工担当分野）</p> <p>(2) 所属職員の交通安全に対する意識が高揚し、県有財産の適正な管理についても再認識することができました。（商工担当分野）</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 今後も、所属での会議等において継続して指導及び注意喚起を行うことにより、職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図っていきます。（商工担当分野）</p> <p>(2) 出張の際には、注意喚起を行うとともに、課内会議においても継続して職員の交通安全に対する意識向上を図るよう配慮をしていきます。（商工担当分野）</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成 24 年 9 月 30 日現在で 22 法人が未移行となっている。移行期間の終了（25 年 11 月 30 日）までに移行申請が行われるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。 (副部長担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 9 月末の段階で未移行であった 23 法人（1 法人増加）に対して、新法人への移行にかかる支援指導を行いました。なお、1 法人増加していることにつきましては、平成 24 年度途中で国所管から県所管に変更になったことによるものです。 (副部長担当分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 9 月末の段階で未移行であった法人のうち、平成 25 年 3 月末までに、14 法人が公益認定等審議会から移行を認める答申を受けており、そのすべての団体が 4 月 1 日までに新法人へ移行する予定です。 (副部長担当分野)</p> <hr/> <p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 解散をする 2 法人を除く 7 法人が、移行期間の満了までに公益認定等審議会へ新法人への移行の諮問ができるよう、引き続き支援・指導を行っていきます。 (副部長担当分野)</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (公共工事の執行、情報公開及び公文書管理の適正化)</p> <p>(1) 港湾改修工事について、外部有識者を交えた県の調査により、不適正な工事手続きや公文書の書換え等が明らかとなった。</p> <p>今回の事案は、単なる不適正な事務処理にとどまらず、これまで積み重ねてきた三重県の公共工事に対する信頼性を大きく揺るがす重大な事案であり、再発防止策を早急に講じる必要がある。</p> <p>職員のコンプライアンス意識のさらなる向上はもとより、危機事例に対する組織内での迅速かつ的確な情報共有・意思決定、工事の各段階におけるチェック体制の構築、関係部局と連携した制度面や体制面での見直し等、組織を挙げて県民の県政に対する信頼回復に万全を期されたい。</p> <p>(経営企画総務担当分野、公共事業総合政策担当分野、流域整備担当分野、工事検査担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 (港湾改修工事再発防止対策チームの取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾改修工事に関する不適正事案を踏まえ、同様の不適正事案の有無を全庁的に再点検するとともに、再発防止策について検討し、今後、同様の不適正事案を二度と起こさないことを目的として、平成24年9月、両副知事、関係部長と外部有識者で構成される「港湾改修工事再発防止対策チーム(以下「対策チーム」)」が設置されました。 ・ 対策チームは、国の補助(交付)金を受けて実施した公共工事に関する情報公開及び事故繰越について、平成24年12月までにすべての再点検を実施しました。 ・ また、対策チームは、平成24年12月に「港湾改修工事に関する不適正事務を踏まえた再点検・再発防止策をとりまとめました。 <p>(県土整備部の取組)</p> <p>① 職員のコンプライアンス意識・危機意識の向上に向けた取組 公務員倫理・法令遵守の徹底と再発防止に向けた意識の共有を行うコンプライアンス・危機意識向上研修に、すべての管理職員が参加するとともに、本庁各課、事務所各室において全職員を対象とした対話型の伝達研修を実施しました。また、組織内での迅速、的確な情報共有に資するよう、部長と事務所職員の意見交換を行いました。</p> <p>② 工事の各段階におけるチェック体制の構築に向けた取組 事業化、予算確保、設計・積算、入札・契約、施工管理、完成検査等、工事の各段階について、部内協議や意思決定の明確化を図るとともに、審査の徹底・手続きの厳格化、部外・外部視点によるチェックの実施などに取り組むこととしました。</p> <p>③ 情報公開制度や公文書管理の適切な制度運用に向けた取組 情報公開・個人情報保護制度及び公文書管理に関する知識と意識の向上を図るため、文書主任及び情報公開・個人情報保護制度推進員研修を関係職員すべてが受講し、本庁各課、各事務所(一部は事務所各室)において伝達研修を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の事案が、県民の県行政に対する信頼を損なう重大な問題であるとの認識に立ち、管理職員だけではなく、職員一人ひとりのコンプライアンス意識・危機意識の向上に努めています。 ・ 事業箇所選定の部内協議の徹底、入札審査会における厳格な審査や進行管理の徹底などの取組を進めるとともに、工事に携わる職員の技術力向上、専門工事のサポート体制の確立に向けた取組をスタートさせています。
<p><u>平成 25 年度以降(取組予定等)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度においては、工事の設計、積算、監督に関するチェック機能の向上を図るため、建設事務所に「工事統括課」を設置します ・ 同様の事案を二度と起こさないよう、組織を挙げて再発防止に着手に取り組むとともに、工事の適正な執行等に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (道路整備方針の着実な推進)</p> <p>(2) 平成 15 年度から 15 年間の県管理道路の整備計画として、「新道路整備戦略」を策定し整備を進めてきたところであるが、社会経済情勢の変化等により、中長期にわたる道路整備への年間投資額の設定は困難な状況であることから、新たに「道路整備方針」を 23 年 6 月に策定し、道路整備を進めているところである。</p> <p>今後、当該方針に基づき、地域のさらなる発展や県民の安全・安心の向上を図るため、直轄国道等の整備の促進、計画的な県管理道路の維持修繕に加え、柔軟な整備手法も含めた県管理道路の整備を推進されたい。 (道路整備担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>厳しい財政状況で投資効果が一層重視されるなか、通学路の事故やトンネルの天井落下事故などが発生し、道路や通学路の安全性に対する期待が全国的に高まっています。</p> <p>県内では、大規模地震や異常気象による集中豪雨等の自然災害の脅威に対して地域の安全・安心を支えるとともに、北・中部地域の産業、南部地域の観光など地域の今ある力を生かした新しい三重づくりを進めるため、社会基盤である幹線道路等の整備が必要です。</p> <p>平成 24 年度においては、道路整備方針に加え、県民力ビジョンにおける選択集中プログラムとして「命と地域を支える道づくり」を位置づけるとともに、建設事務所との意見交換（各事務所年 2 回）や道路担当課長会議において、今後の道路整備の進め方などについて議論し、全国的な道路整備の概況、県内の取組方針、柔軟対応の取組方法など、幅広い情報の共有と意思疎通を図り、柔軟な整備手法も含めた県管理道路の整備を推進しました。</p> <p>また、通学路の安全点検や道路施設の老朽化、破損状況の点検に基づき、道路施設の維持修繕を実施しました。</p> <p>さらに、平成 24 年 12 月には、地域の実情に応じた柔軟な整備を行うことを明記した「三重県が管理する県道の整備に関する条例」を制定しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 24 年度末までに、直轄国道等については、紀勢自動車紀勢大内山 IC～紀伊長島 IC（10.3km）と中勢バイパスの納所交差点の立体化が、県管理道路については、伊勢南北幹線道路（伊勢松阪線）などで約 10.7km が供用し、利便性などが向上しました。</p> <p>また、通学路については点検で抽出された危険個所の約 4 割で対策を実施、橋梁については点検結果において緊急性が高いとされた箇所対策を完了し、その他橋梁については長寿命化対策を実施するなど、安全・安心の向上を図りました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 25 年度においては、式年遷宮を迎えることから、今後県内外の観光客などが伊勢神宮をはじめ各地へ訪れることが期待されています。引き続き、幹線道路やアクセス道路などの早期供用をめざします。</p> <p>また、緊急輸送道路など大規模災害に対する道路整備を進めるとともに、より安全で安心できる道路をめざして、橋梁修繕や施設の補修などを実施し管理していきます。</p> <p>さらに、渋滞対策や事故対策、歩行者の安全確保などを重点的に進め、抜本的な整備及び柔軟な整備手法を含めたより効果の高い道路整備を推進します。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (河川整備の推進と河川堆積土砂対策)</p> <p>(3) 平成 18 年度に「河川整備戦略」を定め、治水対策に着目した優先度により、堤防整備等のハード対策や浸水想定区域図の提供等のソフト対策を進めてきた。厳しい財政状況の中、河川整備率は低い状況にあることから、ソフト対策の重要性は増しているところであり、県民へ河川の情報をきめ細かく提供できるよう、水位計、ライブカメラの設置等について市町等と連携し取り組まれない。</p> <p>また、河川の堆積土砂対策についても、河川維持等の県事業や、「河川堆積土砂撤去方針」に基づく民間事業者の砂利採取で取り組んでいるが、防災上の観点から、危険箇所把握、土砂処分地の確保等の対応について、市町等とも連携を図りながら、より一層取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(流域整備担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容 (ソフト対策の推進)</p> <p>ソフト対策は減災を目的として、住民の迅速で安全な避難に資する情報提供等を行うものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位計については、関係市町と設置箇所の調整を行ったうえ、木津川、矢谷川で設置しました。また、平成 23 年に出水があった熊野川、大又川、市木川、産田川についても同様に、関係市町と調整し、水位計設置のための施設設計を行いました。 ライブカメラについては、河口閉塞が著しい志原川で設置に向けた施設設計を行っています。 <p>(河川の堆積土砂対策)</p> <p>平成 16 年の大災害を契機に、県では河川の堆積土砂対策について積極的に取り組んできました。県内の河川堆積土砂の総量は、平成 22 年度末には約 180 万³まで減少しましたが、紀伊半島大水害など度重なる豪雨により、平成 23 年度には例年をはるかに超える約 90 万³の異常堆積土砂が発生しました。このため、河川の堆積土砂対策の取組をさらに強化し、約 60 万³の河川堆積土砂を撤去したものの、平成 23 年度末の河川堆積土砂の総量は約 210 万³となりました。</p> <p>河川の堆積土砂については、県民の皆さんの関心もますます高くなっており、平成 24 年度におきましても、①砂利採取を活用して撤去する方法、②災害復旧、③河川改修、④河川の維持管理として行う方法を適切に組み合わせ河川の堆積土砂対策を実施しました。</p> <p>土砂撤去にあたっては土砂の処分地の確保が課題となっており、県と関係市町等により「河川堆積土砂撤去推進調整会議」を開催し、情報の共有など連携強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果 (水位計設置の推進)</p> <p>木津川、矢谷川の水位計については、平成 25 年 3 月に設置が完了し、平成 25 年度より「川の防災情報」にて水位情報の提供を行います。</p> <p>(河川の堆積土砂対策)</p> <p>河川の堆積土砂対策として、平成 24 年度は①砂利採取を活用して撤去する方法により約 10 万³、②災害復旧により約 32 万³、③河川改修により約 9 万³や河川の維持管理として行う方法により約 9 万³の土砂撤去を行いました。</p>
<p>平成 25 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(ソフト対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 熊野川、大又川、市木川、産田川の水位計については、設計業務に引き続き、平成 25 年度に設置工事を行います。 ライブカメラについては、平成 25 年度に設置し、その有効性や運用の課題等について検証していきます。 <p>(河川の堆積土砂対策)</p> <p>河川堆積土砂撤去については、箇所選定段階での地元市町との情報共有や計画的な土砂撤去に取り組むこととしており、撤去箇所の優先度や実施方法の考え方を基に選定した今後数年間の実施候補箇所や当該年度の実施箇所等を市町と共有する仕組みを作ります。</p> <p>平成 25 年度は、3 建設事務所においてこの取組を試行し、平成 26 年度から全建設事務所において本格実施する予定です。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (海岸保全施設整備の計画的な実施)</p> <p>(4) 平成 14 年度に策定された「三重県海岸整備アクションプログラム」に基づき、計画的な海岸整備を行っているところである。</p> <p>しかし、19 年度に当該プログラムの見直しを行った後 5 年が経過していること、また、東日本大震災による津波被害が甚大であったことから、今後の国の動向を踏まえた計画的な海岸整備について検討を行われない。</p> <p>あわせて、津波対策として緊急的に取り組んでいる堤防の補修工事についても、円滑に進められたい。 (流域整備担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 耐震対策事業や侵食対策事業等により、長島地区海岸、南張地区海岸、宇治山田港海岸等の整備を行いました。</p> <p>② 津波対策を含めた計画的な海岸整備について、各海岸管理者と連携し検討を行いました。</p> <p>③ 津波対策の一環として、空洞があるなど脆弱化した堤防の 200 箇所のうち 40 箇所の補強対策に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 耐震対策事業、侵食対策事業等により計画的な海岸整備を行いました。</p> <p>② 各海岸管理者と情報共有を図りながら、海岸保全施設の設計の対象とする津波高の設定等の検討に着手しました。</p> <p>③ 脆弱化した堤防の補強対策 40 箇所の目標に対し、55 箇所の補強対策に取り組みました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>① 引き続き海岸整備の計画的な実施に努めます。</p> <p>② 津波対策を含めた海岸整備について、引き続き各海岸管理者と連携した検討を行っていきます。</p> <p>③ 堤防の補強対策について、引き続き取組の促進を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (土砂災害防止法に基づく特別警戒区域等の指定)</p> <p>(5) 土砂災害警戒区域等の指定について、平成 23 年度は松阪市で 131 箇所、24 年 4 月に伊賀市の 100 箇所の区域指定を行った。これで県内の土砂災害危険箇所 16,208 箇所のうち土砂災害警戒区域の指定は 757 箇所となり、そのうち、土砂災害特別警戒区域の指定は 604 箇所となった。</p> <p>しかし、三重県の区域指定状況は全国に比べ遅れている状況にあり、区域指定の前提となる基礎調査の予算を 22 年度から大幅に増額し、区域指定に向け取り組んでいるところである。</p> <p>今後も引き続き、基礎調査を進め、土砂災害が発生するおそれがある区域等を明らかにし、その基礎調査結果について広く地区住民等の理解を得て、速やかに区域指定を実施されたい。</p> <p style="text-align: right;">(流域整備担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容 (土砂災害防止法に基づく特別警戒区域等の指定)</p> <p>(1) 四日市市、鈴鹿市、亀山市、松阪市、多気町、鳥羽市、志摩市、熊野市の 8 市町の約 550 箇所において基礎調査を実施しました。</p> <p>(2) 大台町、伊勢市、伊賀市、名張市において土砂災害警戒区域 436 箇所と土砂災害特別警戒区域 442 箇所を新たに指定しました。</p> <p>(3) 地元説明会等が円滑に進むように、各建設事務所担当者が区域指定に関して統一した見解が示せる「Q&A」を策定しました。</p> <p>(4) 市町の理解・協力を一層得られるよう、市町担当者に対し建設事務所もしくは市町単位で勉強会を開催しました。</p> <p>2 取組の成果 (土砂災害防止法に基づく特別警戒区域等の指定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度の指定により、県内の土砂災害警戒区域指定箇所数は 1,193 箇所に、土砂災害特別警戒区域指定箇所数は 1,046 箇所になりました。 ・「Q&A」を策定したことにより、各担当者において統一した見解を示すことができたため、地元説明会等が円滑に進みました。 ・勉強会の結果、一部の市町においては、基礎調査及び区域指定に前向きに取り組まれるようになりました。
<p>平成 25 年度以降（取組予定等） (土砂災害防止法に基づく特別警戒区域等の指定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度においても引き続き基礎調査を実施するとともに、すでに基礎調査を完了している箇所については、早期に基礎調査結果を市町に通知し、区域指定に向けた地元説明会等を開催します。 ・今後も、市町の理解・協力を一層得られるよう、市町担当者に対し建設事務所もしくは市町単位で勉強会を開催します。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 債務不履行に基づく損害賠償等の収入未済額が 6,149,068 円(対前年度比 100.0%)あり、前年度と比べて減少していないので、その収入未済額の減少と今後の発生防止に、より一層努められたい。 (経営企画担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>【案件 1】 収入未済額 1,581,568 円</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度に債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟を提起して勝訴し、平成 20 年 3 月に債権差押命令を得て取立を行い、平成 20 年度には債権の一部を回収しましたが、債務者である法人は、法的には存在するものの、法人の財産は残存せず、税務署等に対して営業廃止の届出を行うなど法人の実体がなくなっており、代表者には営業再開の意思もないため、平成 23 年度末時点で、債権の大半の 1,581,568 円が未回収となっていました。 債務者である法人の代表者に対して、未収金の支払いを促すとともに、改めて営業再開の意思の有無を確認しました。 <p>【案件 2】 収入未済額 4,567,500 円</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般国道 23 号(中勢バイパス)工事に支障となる建物を義務者が撤去しないため、土地収用法に基づき、起業者(国土交通省)から三重県知事に対して代執行を実施するよう請求がなされました。 この請求に基づき、県は平成 22 年度に代執行を実施しました。代執行実施後、義務者に対し、代執行に要した費用(4,567,500 円)の納付命令を行いました。納付されず、未収となりました。さらに、期限を定めて督促状を配布しましたが、納付されませんでした。 これを受け、義務者の財産調査を行いました。未収金に充当できるだけの預貯金は確認できませんでした。 このため、公売により換価できるよう、義務者の所有する土地及び建物(県の債権に優先する抵当権付き)を差し押さえました。 本年度は、公売実施計画を策定し、土地及び建物について不動産鑑定評価を行いました。 <p>2 取組の成果</p> <p>【案件 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 債務者から未収金を回収することができませんでした。 <p>【案件 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動産鑑定評価額を参考に算定した公売見積額が、差押財産に設定されていた抵当権の債権額より安価になったため、公売を実施しても、県は配当を受け取る見込みが無いことが判明しました。 配当を受け取ることができない財産を公売することは、無剰余公売として国税徴収法により禁止されています。 このため、国税徴収法の規定に基づき、滞納処分(差押及び公売)の執行を一時停止しました。
<p>平成 25 年度以降(取組予定等)</p> <p>【案件 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、債務者である法人の代表者に対して、未収金の支払いを促し、営業再開の意思の確認を行い、未収金の回収に努めます。 用地担当職員を対象とした各種の会議において、再発防止のため、注意喚起を行います。 <p>【案件 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 滞納処分(差押及び公売)の執行停止が 3 年間継続したときは、義務者の納付義務が消滅するため、以降 3 年間、定期的に義務者の財産調査を行って、処分停止を継続することについて、適否を判断します。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) 公営住宅使用料等の収入未済額が 25,581,096 円（対前年度比 86.0%）あり、前年度と比べて 4,176,191 円減少しているものの、その収入未済額の減少と今後の発生防止に、より一層努められたい。 (住まいまちづくり担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間督促(訪問、電話)、面談を実施して、滞納整理と発生防止を強力に進めました。 ・長期滞納者に対しては、住宅明け渡しと家賃支払訴訟を提起するとともに、支払い督促制度も活用して未収金の回収に努めました。 ・県外に居住している退去滞納者に対する計画的な訪問を行いました。 ・年間を通じ、嘱託員 2 名による督促訪問を実施しました。 <p>2 取組の成果</p> <p>過年度未収金が平成 23 年度末現在で 14,544,181 円ありましたが、平成 25 年 3 月末現在で 9,023,177 円に縮減することができました。</p> <hr/> <p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 24 年度と同様に、滞納整理と発生防止を強力に進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期滞納者への最終催告を行い早期解消に努めます。 ・県外に居住している退去滞納者に対する計画的な訪問を行います。 ・年間を通じ、嘱託員 2 名による督促訪問を実施します。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 ア 本庁分 (ウ) 契約解除違約金等の債権管理に係るマニュアルが作成されているが、地域機関において滞納整理票の記録や督促状の送付がなされていないものがあつたので、適正な事務処理を行うよう継続して指導されたい。 (経営企画担当分野)
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 平成 25 年 3 月の経理担当者会議において、マニュアルの内容を説明するとともに、統一した事務処理により債権管理を行うよう周知徹底を図りました。 2 取組の成果 各建設事務所にマニュアル等を周知することにより、事務処理を統一しました。
平成 25 年度以降（取組予定等） 平成 25 年度においても、会議等を通じてマニュアルの周知を図り、統一した事務処理により債権管理を行えるよう努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(エ)「三重県県土整備部関係負担金等滞納処分規則」等に基づき債権管理を行っており、平成22年度から統一的な事務処理となるよう指導してきた結果、不適切な事務は減少してきているが、一部地域機関において、督促状の送付等の事務処理がなされていないものがあったので、適切な事務処理を行うよう継続して指導されたい。</p> <p>(道路整備担当分野、流域整備担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年 5 月 11 日、各建設事務所の担当課長・担当者を対象とした未収金対策会議を実施し、平成 23 年に制定した「預貯金債権滞納処分要領」及び「同要領の手引き」に添った滞納整理票の整理を行うとともに、更新許可分については平成 24 年 6 月 19 日付けで督促状を発行するよう指示しました。 各建設事務所から定期的に滞納状況の確認を行いました。 平成 25 年 1 月 28 日、管理課長会議において、統一した事務処理を徹底するよう再度指示しました。 <p>2 取組の成果</p> <p>各建設事務所に要領等を周知することにより、事務処理の統一をさらに徹底しました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 25 年度においても、年度当初（5 月上旬頃）に各建設事務所の担当課長・担当者を対象とした未収金対策会議を開催し、統一した事務処理が行えるよう努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(オ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 談合損害賠償金の納付書への納付額の記載誤りによる歳入戻出を行っていた。 (公共事業総合政策担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>納付書への記載誤りが生じないように、納付書を作成する建設業課担当と県土整備財務課担当で相互チェックを行い、点検を強化しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>同様の事案は発生していません。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>同様の事案が発生しないよう、引き続き点検の強化に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 道路、河川、海岸等の使用料の収入未済額が 11,205,835 円（対前年度比 69.4%）あり、前年度と比べて 4,929,455 円減少しているものの、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p>（桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度当初時点での滞納者に対して督促状の送付、電話や訪問による催告を繰り返し行うなど、粘り強く未収金の徴収に努めました。 また、許可時には許可条件や占用料の納入などについて詳しく説明し、期限内納付を呼びかけて新たな未収金の発生防止を図りました。 平成 24 年 5 月 11 日の各建設事務所の担当課長・担当者会議において、未収金解消に向けてなお一層取り組むことを徹底するとともに、平成 24 年 5 月～6 月を未収金解消対策期間として、県内一斉に電話催告、臨戸訪問などを集中的に実施し、未収金の解消に努めました。 <p>2 取組の成果</p> <p>平成 24 年 3 月末に 11,205,835 円あった未収金額が、平成 25 年 3 月末現在で、9,014,215 円に縮減しました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 24 年度の取組が一定の成果を上げていることから、現在の取組方法を今後も継続していきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 現金納付された情報公開に係る複写料の収納処理が遅延していた。(桑名建設事務所)</p> <p>(2) 年度途中で調定を行った道路敷使用料等の未納者に係る督促状の送付が行われていなかった。(四日市建設事務所)</p> <p>(3) 道路敷使用料等に係る督促を行った未納者に対し、預貯金調査等を行っていなかった。(四日市建設事務所)</p> <p>(4) 河川使用料に係る不納欠損の処理が遅延していた。(四日市建設事務所)</p> <p>(5) 現金日計表の残額と手元保管現金の不一致が生じていた。(四日市建設事務所)</p> <p>(6) 現金納付された河川使用料の収納処理が遅延していた。(四日市建設事務所)</p> <p>(7) 道路敷占用料について、誤って過大に徴収し歳入戻出を行っていた。(津建設事務所)</p> <p>(8) 河川占用料について、誤って過大に徴収し歳入戻出を行っていた。(松阪建設事務所)</p> <p>(9) 道路敷使用料について、占用申請内容のチェックが不十分であったことにより歳入戻出を行っていた。(伊勢建設事務所)</p> <p>(10) 岸壁荷揚場その他使用料について、占用申請内容のチェックが不十分であったことにより歳入戻出を行っていた。(伊勢建設事務所)</p> <p>(11) 岸壁荷揚場その他使用料等に係る督促状の送付がされていないものがあつた。(志摩建設事務所)</p> <p>(12) 契約不履行に伴う違約金及び延納利息について、滞納整理票への記載がされていないものがあつた。(志摩建設事務所)</p> <p>(13) 自販機設置に係る行政財産貸付料の収入科目誤りがあつたため、収入更正されていた。(志摩建設事務所)</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 指摘のあつた事案は、担当者間の引継ぎミスにより発生したものであるため、収納現金は金庫の所定の場所に保管し、銀行の集金時には必ず収納金の有無を確認するよう徹底しました。(桑名建設事務所)</p> <p>(2) 指摘のあつた事案について、督促状や催告状の送付及び電話催告等を実施するとともに、同様の事案が生じないよう点検を強化しました。(四日市建設事務所)</p> <p>(3) 預貯金調査等の実施に向けて、関係機関との協議を行いました。(四日市建設事務所)</p> <p>(4) 迅速な事務処理の周知・徹底を図りました。(四日市建設事務所)</p> <p>(5)～(6)</p> <p>指摘のあつた事案は、財務会計システムでの現金収納票を作成する処理を誤り生じたものであるため、財務会計システムの処理について点検を強化し、処理誤りが生じないように努めました。(四日市建設事務所)</p> <p>(7) 指摘のあつた事案は、申請内容のチェック漏れにより発生したものであるため、同様の事案が生じないよう点検を強化しました。(津建設事務所)</p> <p>(8) 過去に同種のミスがないかを確認のうえ、今後このような事案が発生しないよう、占用料徴収事務担当者において情報共有を徹底しました。(松阪建設事務所)</p> <p>(9) 指摘のあつた事案は、業務の繁忙期に担当者のチェックが行き届かず発生したものであることから、前年度分との対比表を作成し、金額のチェック誤りを防止できるように改善しました。(伊勢建設事務所)</p> <p>(10) 指摘のあつた事案は、民地における占用料は徴収できないところ、土地所有者の確認を怠つたため発生したものであることから、占用申請者に対して公図及び登記が確認できる書類を添付させ、土地所有者の確認を強化しました。(伊勢建設事務所)</p> <p>(11) 指摘のあつた事案について督促状を発送するとともに、同様の事案が生じないよう、複数の職員</p>

で収納状況を確認するなど点検を強化しました。

(志摩建設事務所)

(12) 指摘のあった事案について滞納整理票に記載するとともに、同様の事案が生じないよう、点検を強化しました。

(志摩建設事務所)

(13) 収入科目誤りが生じないよう、点検を強化しました。

(志摩建設事務所)

2 取組の成果

(1) 同様の事案は発生していません。

(桑名建設事務所)

(2) 同様の事案は発生していません。

(四日市建設事務所)

(3) 預貯金調査等の実施に向けた検討を進めました。

(四日市建設事務所)

(4)～(6) 同様の事案は発生していません。

(四日市建設事務所)

(7) 同様の事案は発生していません。

(津建設事務所)

(8) 同様の事案は発生していません。

(松阪建設事務所)

(9)～(10) 同様の事案は発生していません。

(伊勢建設事務所)

(11)～(13) 同様の事案は発生していません。

(志摩建設事務所)

平成 25 年度以降（取組予定等）

(1)～(13) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や判断基準の確認徹底に努めます。
また、預貯金調査等の実施に向けた検討を進めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 委託業務</p> <p>(1) 【港湾統計調査委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・調査報告書及び支出内訳書が期限までに提出されていないものがあった。 (流域整備担当分野) <p>(2) 【公営住宅管理システムに係る電子計算機器等の移設業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 ・契約書に定めた「個人情報の取扱いに関する特記事項」が添付されていなかった。 (住まいまちづくり担当分野) <p>(3) 【宅地建物取引業免許事務等電算処理業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書に定めた担当職員の通知等が行われていなかった。 ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の報告がされていなかった。 (住まいまちづくり担当分野) <p>(4) 【君ヶ野ダム気象情報オンライン提供業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格調書が作成されていなかった。 (津建設事務所) <p>(5) 【三重県松阪建設事務所管内現場技術業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行伺い、事業費内訳変更伺い及び復命書に決裁年月日が記載されていなかった。 (松阪建設事務所) <p>(6) 【一般県道阿児磯部鳥羽線県単渡船運航業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査が行われていなかった。 (志摩建設事務所) <p>(7) 【北勢沿岸流域下水道（北部処理区）桑名幹線管渠点検業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行伺いに決裁年月日が記載されていなかった。 (北勢流域下水道事務所) <p>(8) 【北勢沿岸流域下水道（南部処理区）鈴鹿川幹線管渠点検業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行伺いに決裁年月日が記載されていなかった。 ・工事打合せ簿の発議の日付、及び同打合せ簿に添付されていた部分下請負通知書の日付が記載されていなかった。 (北勢流域下水道事務所) <p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 執行伺いの決裁時において、執行伺いを作成する事業課と県土整備財務課において、事前検査の対象となる要件などの相互チェックを確実に行うようにしました。また、物件関係の事務処理フロー図を作成し、周知を行いました。</p> <p>調査報告書及び支出内訳書の提出については、委託先市町へ提出書締切りを遵守するよう指導を行いました。 (流域整備担当分野)</p> <p>(2) 所属職員にすべての委託業務の予定価格の積算根拠及び契約書について確認するとともに、今後は添付漏れ等がないようにチェックを確実に行うようにしました。 (住まいまちづくり担当分野)</p> <p>(3) 契約書で定めた事項の報告義務等を失念していたことが原因であったため、所属職員に改めて全ての業務委託契約書の事項を確認するとともに、チェックリストを作成しチェックを確実に行うよう徹底しました。 (住まいまちづくり担当分野)</p> <p>(4) 入札前に予定価格の記載漏れが確認できなかったことから、所内でのチェックを充実させるとともに、同様のミスが発生しないよう情報共有を図り、適正な事務処理に努めました。 (津建設事務所)</p> <p>(5) 各起案文書の決裁後は決裁年月日等を速やかに記入するとともに、複数人で確認するようにしました。 (松阪建設事務所)</p> <p>(6) 事前検査の対象となる要件について、職員に改めて周知しました。 (志摩建設事務所)</p> <p>(7) 施工伺いの決裁年月日の記載漏れが生じないように、点検を強化しました。 (北勢流域下水道事務所)</p>

- (8) 施工伺いの決裁年月日及び工事打合せ簿の発議の日付の記載漏れが生じないように、点検を強化しました。また、受注者から提出される部分下請負通知書の点検を強化しました。
(北勢流域下水道事務所)

2 取組の成果

(1)～(8)

同様の事案は発生していません。

平成 25 年度以降（取組予定等）

(1)～(8)

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(1) 【二級河川三滝川 河川改修工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 (四日市建設事務所) <p>(2) 【磯津地区海岸 海岸高潮対策工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 (四日市建設事務所) <p>(3) 【一級水系淀川水系柳谷川 砂防工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽微な設計変更の手続を行わずに、工期末にまとめて変更契約を行っていた。 ・「工事カルテ」の変更登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 (津建設事務所) <p>(4) 【北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センターA系場内整備・水処理凝集剤注入設備工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。(北勢流域下水道事務所) <p>(5) 【北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センターA系水処理凝集剤注入電気設備工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工体制点検チェックリストについて、完成検査時に検査員がチェックリストの記載を確認した旨の記録がなかった。 ・段階確認書の一部において、総括監督員及び主任監督員の決裁がされていなかった。(北勢流域下水道事務所) <p>(6) 【北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センターA系水処理凝集剤注入機械設備工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工体制点検チェックリストについて、完成検査時に検査員がチェックリストの記載を確認した旨の記録がなかった。 ・250万円以上の契約額の変更を行った場合に必要競争審査会への報告が行われていなかった。(北勢流域下水道事務所) <p>(7) 【北勢沿岸流域下水道（北部処理区）北部浄化センター場内道路ほか舗装工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工体制点検チェックリストで定めている「提出書類の点検」が一部実施されていなかった。 ・「工事カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。(北勢流域下水道事務所) <p>(8) 【中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター北系急速ろ過施設（土木）建設工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽微な設計変更が生じた場合に必要変更伺いによる決裁及び請負者との協議書の取り交わしが行われていなかった。(中勢流域下水道事務所) <p>(9) 【中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）松阪浄化センター連絡管廊・消毒放流ポンプ施設耐震補強工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。(中勢流域下水道事務所) <p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)～(2)</p> <p>工事カルテの登録が遅延なく実施されるよう、工事カルテの確認を監督員に周知・徹底するとともに、所内での点検を強化しました。(四日市建設事務所)</p> <p>(3) ・軽微な変更の手続きについて所内で再度周知し、設計変更時の諸手続について確認するよう努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事カルテ」の登録が適切に実施されるよう、「工事カルテ」の確認を監督員に徹底するとともに、所内の点検を強化しました。(津建設事務所) <p>(4) 工事カルテの登録内容の確認について、監督員によるチェックを強化し、かつ迅速に対応するよう、所内で確認しました。(北勢流域下水道事務所)</p> <p>(5) 施工体制点検チェックリストについて、完成検査時に検査員がチェックリストの記載を確認した旨の記録漏れが生じないように、点検を強化しています。また、段階確認書の総括監督員及び主任監督員の決裁漏れが生じないように、点検を強化しました。(北勢流域下水道事務所)</p> <p>(6) 施工体制点検チェックリストについて、完成検査時に検査員がチェックリストの記載を確認した</p>
--

旨の記録漏れが生じないよう、点検を強化しました。また、250 万円以上の契約額の変更を行った場合、競争審査会への報告を徹底するよう、所内で確認しました。(北勢流域下水道事務所)

(7) 施工体制点検チェックリストで定めている「提出書類の点検」について、その内容と適切な実施について、所内で確認しました。また、工事カルテの登録内容の確認について、監督員によるチェックを強化し、かつ迅速に対応するよう、所内で確認しました。(北勢流域下水道事務所)

(8) 所内での確認を強化するとともに、同様のミスが発生しないよう情報共有を図り、適正な事務処理に努めました。(中勢流域下水道事務所)

(9) 登録が適切に実施されるよう監督員に確認を徹底させるとともに、決裁時の主任・総括監督員のチェック強化を図りました。(中勢流域下水道事務所)

2 取組の成果

(1)～(9)

周知・徹底や点検の強化を行った結果、三重県公共工事共通仕様書等に関する職員の意識の向上を図ることができました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

(1)～(9)

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 県単工事</p> <p>(1) 【伊勢庁舎 テレメータ機器移設工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事カルテ」の受注及び変更登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 (流域整備担当分野) <p>(2) 【四日市高等学校教室棟ほか 外壁改修工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事カルテ」の変更登録が行われておらず、監督員の確認が不十分であった。 ・「工事カルテ」の竣工登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 (住まいまちづくり担当分野) <p>(3) 【一般県道穴倉南神山津線 道路改良工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事カルテ」の変更及び竣工登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 (津建設事務所) <p>(4) 【一般国道 368 号 公共土木施設維持管理（災害応急）工事（分1）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事カルテ」の竣工登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 (津建設事務所) <p>(5) 【主要地方道久居美杉線 他 県単道路交通安全対策（二種）工事（区画線）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」及び「使用検討チェックリスト（個別表）」が設計書に添付されていなかった。 ・軽微な設計変更の手続を行わずに、工期末にまとめて変更契約を行っていた。 (津建設事務所) <p>(6) 【一般国道 166 号 公共土木施設維持管理（舗装整備）工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「総合評価方式技術提案履行確認協議書」が、契約締結後 14 日以内に作成されておらず、監督員の確認が不十分であった。 (松阪建設事務所) <p>(7) 【一級河川大内山川 災害復旧応急仮工事（その2）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 (伊勢建設事務所) <p>(8) 【二級河川外城田川 他 1 川 県単河川局部改良工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事履行保証証券の保証期間が変更工期を含むよう延長変更されていなかった。 ・「工事カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 (伊勢建設事務所) <p>(9) 【国崎地区海岸国崎北地先海岸 海岸局部改良工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「施工体制点検チェックリスト」が設計書に添付されていなかった。 (志摩建設事務所) <p>(10) 【主要地方道浜島阿児線 他 1 線 公共土木施設維持管理（舗装整備）工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）（該当製品なしと記載）」が設計書に添付されていなかった。 (志摩建設事務所) <p>(11) 【中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）雲出川左岸浄化センター内配管緊急修繕工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置技術者の変更時に必要な審査会に諮る手続きが行われていなかった。 (中勢流域下水道事務所) <p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「工事カルテ」の確認を徹底し、登録を適切に実施するよう監督員に指導しました。 (流域整備担当分野)</p> <p>(2) 変更登録及び竣工登録とも、「工事カルテ」の登録が適切に実施されるよう、「工事カルテ」の確認を監督員に徹底するとともに、課内の点検を強化しました。 (住まいまちづくり担当分野)</p> <p>(3)～(4)</p> <p>「工事カルテ」の登録が適切に実施されるよう、「工事カルテ」の確認を監督員に徹底するとともに、所内の点検を強化しました。 (津建設事務所)</p> <p>(5) ・リサイクル認定製品にかかるチェックリストを設計書に添付する必要があることを所内で再度周知し、設計書作成時に添付されていることを確認するよう努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽微な変更の手続きについて所内で再度周知し、設計変更時の諸手続について確認するよう努め

ました。 (津建設事務所)

- (6) 「総合評価方式技術提案履行確認協議書」の提出期限については、適切に処理が行われるよう、課内会議等で周知するとともに、工事着手前の受注者との協議を徹底しました。(松阪建設事務所)
- (7) 「工事カルテ」の登録が適切に実施されるよう、「工事カルテ」の確認を監督員に徹底するとともに、所内の点検を強化しました。(伊勢建設事務所)
- (8) ・契約保証の内容を十分確認して契約事務を行うよう徹底しました。また、事務所内の設計・監督担当課にも、契約保証の内容によっては工期変更に伴い契約保証期間延長が必要となることを周知しました。
・「工事カルテ」の登録が適切に実施されるよう、「工事カルテ」の確認を監督員に徹底するとともに、所内の点検を強化しました。(伊勢建設事務所)
- (9) 完成検査時の添付書類について、複数の職員で確認するよう再発防止に努めました。(志摩建設事務所)
- (10) リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)(該当製品なしと記載)」を設計書に添付する必要があることを監督員と検算者に徹底し、複数の職員でチェックするようにしました。(志摩建設事務所)
- (11) 指摘内容を審査会へ報告するとともに、通知文書の再確認を行い、同様のミスが発生しないよう所内で情報共有を図りました。(中勢流域下水道事務所)

2 取組の成果

(1)～(11)

周知・徹底や点検の強化を行った結果、三重県公共工事共通仕様書等に関する職員の意識の向上を図ることができました。

平成 25 年度以降(取組予定等)

(1)～(11)

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 調査、設計業務委託</p> <p>(1) 【一般国道 477 号 四日市湯の山道路 吉沢 I C (仮称) ランプ橋上部工積算補助業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務打合せの記録簿について決裁漏れのものがあった。(四日市建設事務所) <p>(2) 【一般国道 306 号 (四日市菰野 B P) 地下水調査業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。(四日市建設事務所) <p>(3) 【津松阪港 (海岸) 海岸調査 (用地測量) 業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務カルテ」の登録が一部行われておらず、監督員の確認が不十分であった。(津建設事務所) <p>(4) 【一級水系雲出川水系所谷川 砂防 (測量) 業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。(津建設事務所) <p>(5) 【一般国道 422 号 (宮本) 災害復旧 (用地測量) 業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。(松阪建設事務所) <p>(6) 【一般県道阿曾浦港線 法面詳細設計業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務カルテ」の変更登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。(伊勢建設事務所) <p>(7) 【二級河川磯部川水系 河川調査 (浸水想定区域図作成) 業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期の算出根拠が整理されていなかった。(志摩建設事務所) <p>(8) 【浜島港港湾調査 (耐震強化岸壁の耐震性照査検討) 業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期の算出根拠が整理されていなかった。(志摩建設事務所) <p>(9) 【一般地方道鳥羽阿児線他 道路防災点検業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期の算出根拠が整理されていなかった。(志摩建設事務所) <p>(10) 【北勢流域下水道事務所管内現場技術業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行伺いに決裁年月日が記載されていなかった。 ・経費内訳変更伺いに決裁年月日が記載されていなかった。(北勢流域下水道事務所) <p>(11) 【北勢沿岸流域下水道 (北部処理区) 北部浄化センター場内整備詳細設計業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行伺いに決裁年月日が記載されていなかった。(北勢流域下水道事務所) <p>(12) 【北勢沿岸流域下水道 (北部処理区) 北部浄化センター測量業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行伺いに決裁年月日が記載されていなかった。(北勢流域下水道事務所)
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 業務打合せ記録簿の決裁が確実に実施されるよう、所内において周知・徹底を図りました。(四日市建設事務所)</p> <p>(2) 「業務カルテ」の登録が遅延なく実施されるよう、「業務カルテ」の確認を監督員に周知・徹底するとともに、所内での点検を強化しました。(四日市建設事務所)</p> <p>(3)～(4)</p> <p>「業務カルテ」の登録が適切に実施されるよう、「業務カルテ」の確認を監督員に徹底するとともに、所内の点検を強化しました。(津建設事務所)</p> <p>(5) 「業務カルテ」の登録が適切に実施されるよう、「業務カルテ」の確認を監督員に徹底するとともに、所内の点検を強化しました。(松阪建設事務所)</p> <p>(6) 「業務カルテ」の変更登録については、仕様書に基づき、変更時毎に監督員から受注者に登録指示を 10 日以内に行うよう徹底しました。(伊勢建設事務所)</p> <p>(7)～(9)</p> <p>積算基準に基づき、他機関との調整協議等の期間を別途考慮した工期を算出し、再発防止に努めました。(志摩建設事務所)</p> <p>(10) 施工伺い及び経費内訳変更伺いの決裁年月日の記載漏れが生じないよう、点検を強化しました。(北勢流域下水道事務所)</p> <p>(11) 施工伺いの決裁年月日の記載漏れが生じないよう、点検を強化しました。</p>

(北勢流域下水道事務所)

(12) 施工何いの決裁年月日の記載漏れが生じないように、点検を強化しました。

(北勢流域下水道事務所)

2 取組の成果

(1)～(12)

周知・徹底や点検の強化を行った結果、三重県公共工事共通仕様書等に関する職員の意識の向上を図ることができました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

(1)～(2)

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>オ 補助金</p> <p>(1) 【川上ダム関連支援事業補助金】</p> <p>・ 補助事業等実施状況報告書が提出されていなかった。 (流域整備担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 9 月末時点での補助事業等実施状況報告書の提出を伊賀市に求めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 補助事業等実施状況報告書が 10 月に提出されました。</p> <hr/> <p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 補助事業実施状況報告書の提出時期を交付決定通知書に記載し提出を求めることとします。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>カ 旅費</p> <p>(1) 【第 576 回建設技術講習会】 ・復命書の用務先に記載もれがあった。 (公共事業総合政策担当分野)</p> <p>(2) 【これからのN値の活用技法技術講習会】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (松阪建設事務所)</p> <p>(3) 【第 571 回建設技術講習会】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (志摩建設事務所)</p> <p>(4) 【第 576 回建設技術講習会】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (志摩建設事務所)</p> <p>(5) 【第 579 回建設技術講習会】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (志摩建設事務所)</p> <p>(6) 【菰野幹線 5-6 工区事業説明】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (北勢流域下水道事務所)</p> <p>(7) 【紫外線消毒装置検査】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (北勢流域下水道事務所)</p> <p>(8) 【電気設備工事段階確認】 ・復命書に現地での用務時間が記載されていなかった。 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (北勢流域下水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 復命書の用務先に記載漏れが無いように職員に周知を行いました。(公共事業総合政策担当分野)</p> <p>(2) 総合文書管理システムへの登録もれがないよう、職員に周知を行いました。(松阪建設事務所)</p> <p>(3)～(5) 指摘のあった事案について総合文書管理システムに登録するとともに、同様の事例が発生しないよう職員に周知しました。(志摩建設事務所)</p> <p>(6)～(7) 復命書について、総合文書管理システムへの登録漏れが生じないよう、簡易決裁による復命書の起案を原則禁止し、総合文書管理システムにより起案することとしました。(北勢流域下水道事務所)</p> <p>(8) 復命書について、記載すべき内容とその徹底について、所内で確認しました。また、総合文書管理システムへの登録漏れが生じないよう、簡易決裁による復命書の起案を原則禁止し、総合文書管理システムにより起案することとしました。(北勢流域下水道事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(8) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。</p>
<p>平成 25 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1)～(8) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>キ 物品等購入</p> <p>(1) 予定価格の基礎となる設計価格の積算根拠が記載されていなかった。 (北勢流域下水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 予定価格の基礎となる設計価格の適正な積算方法について、再度確認しました。また、積算根拠の記載漏れが生じないように、点検を強化しました。 (北勢流域下水道事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 同様の事案は発生していません。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検を強化するとともに、確認した内容の徹底を図ります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>人件費について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 23年4月の危険作業手当において、総務事務システムに登録した勤務日付が誤っていた。 (伊勢建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) パソコンの操作ミスにより日付を誤って入力していたことから、入力完了後、再度入力内容を確認し提出するよう徹底しました。 (伊勢建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記の取組の結果、同様の事例は発生していません。</p>
<p>平成25年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き取組を継続していきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害や台風 15 号により公用車等が損傷したのもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討されたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 県土整備部所管の廃道敷、廃川敷等の普通財産が、33,109.01 m²ある。 (経営企画担当分野、流域整備担当分野、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、伊賀建設事務所)</p> <p>(2) 普通財産貸付申請書の貸付理由の記載内容が不十分であった。 (流域整備担当分野)</p> <p>(3) 普通財産の貸付に係る管財室長への貸付報告が行われていなかった。 (流域整備担当分野)</p> <p>(4) 道路管理瑕疵による事故が 2 件発生していた。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(5) 道路管理瑕疵による事故が 1 件発生していた。 (松阪建設事務所)</p> <p>(6) 行政財産の目的外使用許可に係る管財室長への報告がされていなかった。 (松阪建設事務所)</p> <p>(7) 公舎使用に異動があった際の管財室長への公舎貸付簿（写し）の送付が行われていなかった。 (松阪建設事務所)</p> <p>(8) 道路管理瑕疵による事故が 1 件発生していた。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(9) 道路管理瑕疵による事故が 6 件発生していた。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(10) 道路管理瑕疵による事故が 3 件発生していた。 (熊野建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 県が所有する廃川敷・廃道敷（河川や道路の付け替えなどによって行政財産としての用途がなくなった土地）は、土地の形状・面積等の条件が宅地としての利用に適さないものが多く売却処分は困難ですが、処分可能なものについては、隣接土地所有者への売却、インターネット・オークションに参加しての売却に取り組みました。 (経営企画担当分野、流域整備担当分野、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、伊賀建設事務所)</p> <p>(2) 記載内容について、地方公共団体への貸付については詳細な内容が記載されていないことから、今後無償での貸付の審査の観点からも詳細について申請書に記載させるよう各建設事務所担当者研修等を通じて指示しました。 (流域整備担当分野)</p> <p>(3) 財産の交換、無償譲渡、無償貸付等に関する条例及び公有財産規則について、周知徹底を図ることとしました。 (流域整備担当分野)</p> <p>(4) 道路面に落ちた異物（道路鋸、側溝蓋キャップ）が原因で発生した事案であるため、道路パトロール担当者等に事故内容を周知するとともに、事故現場付近の点検を実施しました。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(5) 道路鋸の緩みが原因で発生した事案であるため、同種の事故が発生しないよう、道路パトロール担当者等に事故内容を周知するとともに、事故現場付近の点検を実施しました。 (松阪建設事務所)</p> <p>(6)～(7)</p> <p>平成 23 年分と平成 24 年分の行政財産の目的外使用許可書の写し、平成 23 年分の公舎貸付簿の写しを管財課あて送付しました。 (松阪建設事務所)</p> <p>(8) 道路面の窪み及び隆起部分を車両が通過しバウンドしたことが事案の発生原因であるため、路面修繕工事を実施しました。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(9) 道路面の陥没及び異常気象時の倒木等が原因で発生した事案であるため、道路パトロール担当者等に事故内容を周知しパトロールを強化するとともに、損傷が激しい道路については計画的に舗装修繕を行いました。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(10) 道路側面からの落石及び道路側面の蔓草が原因で発生した事案であるため、必要な箇所に落石防護ネットを設置するとともに、通行の妨げとなる枝の切り払いを行いました。 (熊野建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p>

- (1) 平成 24 年度中に新たに生じた財産の売却を含め、取組の成果は以下のとおりです。
- ・ 随意契約による売却：契約件数 6 件（計 236.06 m²）
 - ・ インターネット・オークションへの参加：2 件（計 336.62 m²）
- （11 月及び 2 月実施：応札無し）
（経営企画担当分野、流域整備担当分野、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、伊賀建設事務所）
- (2)～(3)
取組内容を実施した結果、同様の事案は発生していません。（流域整備担当分野）
- (4)～(5)
道路の維持管理に努めた結果、同様の事故は発生していません。
（鈴鹿建設事務所、松阪建設事務所）
- (6) 5 月 24 日に行政財産の目的外使用許可の申請がありましたので、許可書の写しを管財課あて送付しました。（松阪建設事務所）
- (7) 平成 24 年度は、同様の事例はありません。（松阪建設事務所）
- (8) 道路パトロールによる早期発見と修繕等による早期対応により、同様の事案は発生していません。（伊勢建設事務所）
- (9) 効果的な道路パトロールと計画的な舗装の打ち替えにより、平成 24 年度は管理瑕疵の発生を減少させることができました。（伊賀建設事務所）
- (10) 当該箇所における事故は発生していません。（熊野建設事務所）

平成 25 年度以降（取組予定等）

- (1) 引き続き、隣接土地所有者への売却、一般競争入札及びインターネット・オークション等を活用して売却手続きを進めるとともに、公共事業の代替地としての活用等、県有普通財産の有効活用を図っていきます。
（経営企画担当分野、流域整備担当分野、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、伊賀建設事務所）
- (2)～(3)、(6)～(7)
同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。
（流域整備担当分野、松阪建設事務所）
- (4)～(5)、(8)～(10)
同様の事案が再度発生しないよう、道路パトロールを強化するとともに、道路の計画的な維持修繕に努めます。
（鈴鹿建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、伊賀建設事務所、熊野建設事務所）

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(4) 財産管理等の状況	
財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害や台風 15 号により公用車等が損傷したのもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討されたい。	
イ 金品亡失	
(1) パソコンの損傷 (修理代 121,779 円)	(流域整備担当分野)
(2) 携帯電話の盗難 (損害額: 19,950 円)	(流域整備担当分野)
(3) 公用車の損傷 (修理代 116,976 円)	(四日市建設事務所)
(4) 公用車の損傷 (修理代 80,315 円)	(四日市建設事務所)
(5) パソコンの損傷 (廃棄: 取得価格 120,360 円)	(鈴鹿建設事務所)
(6) 公用車の損傷 (修理代 97,587 円)	(鈴鹿建設事務所)
(7) 公用車の損傷 (修理代 11,014 円)	(鈴鹿建設事務所)
(8) 公用車の損傷 (修理代 0 円)	(津建設事務所)
(9) パソコンの損傷 (修理代: 76,650 円)	(津建設事務所)
(10) 公用車の損傷 (修理代 21,000 円)	(松阪建設事務所)
(11) 公用車の損傷 (修理代 0 円)	(松阪建設事務所)
(12) 台風 15 号による動力船の損傷 (修理代 1,134,000 円)	(松阪建設事務所)
(13) 公用車の損傷 (修理代 0 円)	(松阪建設事務所)
(14) 公用車の損傷 (修理代: 32,613 円)	(伊勢建設事務所)
(15) 公用車の損傷 (修理代 58,044 円)	(熊野建設事務所)
(16) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (廃車: 取得価格 820,000 円)	(熊野建設事務所)
(17) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (廃車: 取得価格 741,000 円)	(熊野建設事務所)
(18) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (廃車: 取得価格 1,588,210 円)	(熊野建設事務所)
(19) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (廃車: 取得価格 741,000 円)	(熊野建設事務所)
(20) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (廃車: 取得価格 829,600 円)	(熊野建設事務所)
(21) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (廃車: 取得価格 971,250 円)	(熊野建設事務所)
(22) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (廃車: 取得価格 1,588,210 円)	(熊野建設事務所)
(23) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (修理代 208,005 円)	(熊野建設事務所)
(24) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (修理代 214,977 円)	(熊野建設事務所)
(25) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (修理代 107,205 円)	(熊野建設事務所)
(26) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (修理代 473,865 円)	(熊野建設事務所)
(27) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (修理代 56,175 円)	(熊野建設事務所)
(28) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (修理代 233,289 円)	(熊野建設事務所)
(29) 公用車の損傷 (修理代 47,754 円)	(熊野建設事務所)
(30) パソコンの損傷 (廃棄: 取得価格 120,363 円)	(北勢流域下水道事務所)
講じた措置	
平成 24 年度	
1 実施した取組内容	
(1) 机上の整理整頓中に、お茶入りのコップを倒してしまいノートパソコンの電源が入らなくなった事案であり、日々机上の整理整頓を徹底することや精密機器の周辺に飲み物等を置かないことなどの机上の作業環境について 6 月 19 日に所属職員に注意喚起を行いました。(流域整備担当分野)	
(2) 外出先の施錠したロッカーに入れていたにもかかわらず鍵が壊され盗難にあった事案であり、発生時に警察署へ盗難被害届を提出しました。所属職員に対して事案の発生を周知するとともに注意喚起を行いました。(流域整備担当分野)	
(3) 車庫からバックで出庫させていたところ、柱に接触させて公用車の左側面を損傷させた案件ですが、所内会議において再発防止策を検討し、その検討結果を職員に対して指示・徹底を行いました。(四日市建設事務所)	
(4) 飛び石によるフロントガラスの損傷であることから、回避することが困難と思われませんが、所内	

会議を通じて、自動車の安全運転及び物品の適切な使用について注意喚起を行いました。

(四日市建設事務所)

(5) 執務中に誤って決裁板の角をパソコンの画面に強く接触させたため、画面が陥没し使用不能となった事案であることから、当該事例を職員に周知し、備品の適正な管理及び机上の整理・整頓を指導しました。

(鈴鹿建設事務所)

(6) 後方確認を誤り、車庫棟支柱に車両後部を接触させた事案であることから、職員に注意喚起するとともに、同乗者の誘導について指導しました。

(鈴鹿建設事務所)

(7) 降雪によるウインドの曇りが原因で駐車場の柱に衝突した事案であることから、職員に注意喚起を行うとともに、駐車場の柱を塗装し視認性を高めました。

(鈴鹿建設事務所)

(8)～(9)

自動車の安全運転及び物品等の適正な使用について、所内会議を通じて所属職員に対して改めて注意喚起を行いました。

(津建設事務所)

(10) 台風による倒木の伐採作業中、体勢を崩し駐車中の公用車のサイドガラスを鎌で割ってしまった事案であることから、同様の事例が発生しないように職員間で情報共有し注意喚起を行いました。

(松阪建設事務所)

(11) 用地交渉のため、公用車を事業現場近くの空き地に駐車していたところ、事業関係者に衝突された事案であることから、同様の事例が発生しないように職員間で情報共有し注意喚起を行いました。

(松阪建設事務所)

(12) 金剛川河口に繋留している動力船が、台風の波浪により、他船及び堤防等に接触し破損した事案であることから、台風時には津ヨットハーバーに繋留するよう改めました。

(松阪建設事務所)

(13) 現場立会いのため、工事現場に公用車を駐車していたところ、工事関係車両に接触され破損した事案であることから、同様の事例が発生しないように職員間で情報共有し注意喚起を行いました。

(松阪建設事務所)

(14) 所内会議等機会あるごとに注意喚起を行い、安全意識及び県有財産に対する管理意識の高揚を図りました。また、定期的に交通安全に関するメールを発信し、公用車に県土整備部内で実施している交通事故防止の標語を貼り付けることで、交通事故の防止・安全運転を推進しました。

(伊勢建設事務所)

(15)～(29)

所内会議等の機会を捉えて厳に安全運転についての注意喚起を行いました。また、自然災害発生時には、道路規制、パトロール等の緊急対応が必要となるため、すべての公用車を避難させることは困難ですが、可能な範囲で金山防災拠点等に公用車を避難させる等の措置を行うこととしました。

(熊野建設事務所)

(30) 執務中にパソコンのディスプレイに触れたところふたが閉まり、事務用品を挟み込んだためディスプレイを損傷し使用不能となった事案であることから、当該事例を職員に周知し、備品の適正な管理及び机上の整理・整頓を指導しました。

(北勢流域下水道事務所)

2 取組の成果

(1)～(30)

注意喚起や再発防止の指示徹底を行った結果、職員の財産管理に対する意識の向上を図ることができました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

(1)～(30)

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害や台風 15 号により公用車等が損傷したのもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討されたい。</p> <p>ウ 公共用地の未登記</p> <p>(1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 5,040 筆、1,299,009.06 m²ある。</p> <p>(桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 17 年度以降の処理方針に基づき案件毎のカルテ（H14～H16 で作成）を活用しながら、引き続き計画的に未登記処理を行いました。</p> <p>(1) 処理目標 50 筆</p> <p>前年度に引き続き、三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等の専門団体との連携を図り、処理効果が上がる取組を行いました。</p> <p>(2) 毎月処理状況把握・・・取組の進捗状況を把握し、進行管理を行いました。</p> <p>(3) 未登記対策支援担当による未登記対策の支援</p> <p>前年度から、公共用地課に未登記対策支援担当（1 名）を置き、各建設事務所が行う未登記対策を支援しました。</p> <p>(4) 未登記担当者会議・・・3 回開催し、意見交換や情報共有を行いました。</p> <p>以下の理由により、取組が長期化しています。</p> <p>① 分筆登記が容易でない</p> <p>分筆登記のために地権者や隣接地権者による境界確認や土地の測量が必要です。</p> <p>また、公図混乱の場合には、混乱区域一帯の関係者による境界確認や、広域的な土地の測量（ミニ地籍調査）を必要とし、多人数の説得等に日時を必要とします。</p> <p>② 未登記土地所有者の権利関係の整理が必要</p> <p>未登記土地には、相続問題、抵当権抹消などの問題がある案件が残っています。</p> <p>③ 多額の予算が必要</p> <p>未登記土地の処理には、土地測量（業務委託）が必要であり、その費用は多額（約 5 千筆で 15～25 億円）となります。</p> <p>④ 残件には困難案件が多い</p> <p>多月が経過し、法定相続人などの利害関係人が多数にのぼる案件が残っています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 24 年度における未登記処理の目標を 50 筆として土地の調査・測量・登記手続等を鋭意進めた結果、59 筆を処理できました。</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き、平成 17 年度以降の処理方針に沿って平成 25 年度の処理目標を定めるとともに、上記協会と協議しながら、未登記処理に取り組みます。</p> <p>地域機関の担当者に対しては、不動産登記業務に関する研修会の開催や担当者会議での意見交換などのほか、公共用地課において、経験年数の少ない担当者等への助言指導を行い、処理態勢の確保に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>(ア) 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 金品亡失報告書の提出が遅延していた。 (流域整備担当分野)</p> <p>(2) 手数料、委託料、補償、補填及び賠償金の事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。 (鈴鹿建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 金品亡失の発生時点で速やかに報告書の提出をすることについて周知徹底を行いました。 (流域整備担当分野)</p> <p>(2) いずれも、職員の誤認及びチェック漏れにより発生した事案であることから、支払事務にあたっては、複数の職員によりチェックするよう徹底しました。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(2)</p> <p>上記の取組を実施した結果、同様の事案は発生していません。</p>
<p><u>平成 25 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(1)～(2)</p> <p>同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>(イ) 地域機関において積算誤り等により入札を中止した事案が 19 件見受けられたので、今後、工事の円滑な実施に向け、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。</p> <p>加えて、公共事業総合政策担当分野においては、このような誤りを未然に防止するために、チェックリストや事例集を作成し、注意喚起を行っているところであるが、今後も、一層、円滑かつ適切な発注業務ができるよう指導されたい。</p> <p>(1) 積算誤りにより入札を中止したものが 4 件、入札手続きの誤りにより開札後に中止したものが 1 件あった。 (四日市建設事務所)</p> <p>(2) 積算誤りにより入札を中止したものが 8 件、入札手続きの誤りにより開札後に中止したものが 1 件あった。なお、積算誤りにより中止したのものには、開札後に中止したもの 2 件、開札直前に中止したものの 2 件のほか、同一工事で入札を 2 回中止しているものもあった。 (津建設事務所)</p> <p>(3) 積算誤りにより入札を中止したものが 1 件あった。 (松阪建設事務所)</p> <p>(4) 積算誤りにより入札を中止したものが 2 件あった。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(5) 積算誤りにより入札を中止したものが 2 件 (内、開札後に中止したもの 1 件) あった。 (志摩建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 積算誤りによるものについては、工事内容や積算基準を十分理解したうえで、積算及び検算するよう周知・徹底し、入札手続きの誤りによるものについては、要綱・要領の内容の確認を行うとともに、競争入札審査会及び分科会において、入札制度の適切な運用を諮ることを徹底しました。 (四日市建設事務所)</p> <p>(2) 工事設計書の積算にあたり、数量の誤りがあったため入札を中止したことから、検算時において十分なチェックを徹底するとともに、所内の点検を強化しました。 (津建設事務所)</p> <p>(3) 工事発注前の設計書作成段階における設計・積算の精度向上を図るため、設計積算内容が現地と合致しているかについて、監督員およびその上司が複数体制で現地調査を実施し精査するよう適正な事務処理に努めました。 (松阪建設事務所)</p> <p>(4) 数量総括表に単位数量を誤って計上したこと及び特記仕様書に記載の内容が不適切であったため入札を中止したことから、担当者・検算者が十分な時間を持って積算・検算を行うよう改めました。また、検算者以外のチェックの強化を図りました。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(5) 積算金額を進行管理システムに入力する際に金額を間違ったものが 1 件、交通整理員算出に必要な数量を誤ったものが 1 件あったことから、入力内容や積算の確認を複数の職員で行うよう、チェック体制を強化しました。 (志摩建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(5)</p> <p>注意喚起や再発防止の指示徹底を行った結果、職員の入札事務に対する意識の向上を図ることができました。</p>
<p>平成 25 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1)～(5)</p> <p>同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(道路整備担当分野、住まいまちづくり担当分野、桑名建設事務所、四日市建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所)</p>																
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 研修会の実施</p> <p>安全運転講習会等を実施し、職員に対して安全運転、交通事故への注意喚起を行いました。</p> <p>(2) 過去の事故発生傾向の分析及び注意喚起</p> <p>平成 19 年度以降の県土整備部における交通事故発生傾向を、月別、曜日別、時間帯別、事故形態別などで分析した報告書「県土整備部における交通事故の現状」を作成しました。また、近年多発しているバック時の事故など特に注意すべきポイントについて、本庁課長会議や地域機関事務所長会議等で注意喚起を行い、所属職員への周知を徹底し、交通事故の発生防止に努めました。</p> <p>(3) 「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加</p> <p>運転免許を取得している 3 名でチームを組み、お互いに安全運転を呼びかけながら 123 日間の無事故・無違反に挑戦する「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参加を呼びかけました。</p> <p>また、公用車を運転する前には、職員同士が安全運転を心がけるよう、互いの声掛けに取り組みました。</p> <p>(4) メールマガジン「交通安全通信」の発信</p> <p>定期的に情報を発信することで、交通事故の防止・安全運転を推進しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>職員を対象に安全運転講習会等を実施するとともに、常に交通安全に対する意識高揚を図るため、メールマガジン「交通安全通信」の配信や「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参加（151 チーム・453 名参加）に努めました。</p> <p>上記のとおり各種の交通事故防止策を推進し、交通事故防止意識の高揚に努めましたが、公務中の交通事故は以下のとおり、昨年度を上回るペースで発生している状況です。引き続き、地道な啓発活動の必要があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23 年度</th> <th>24 年度（平成 25 年 3 月 31 日現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自損事故</td> <td>17 件（68%）</td> <td>21 件（72%）</td> </tr> <tr> <td>物損事故</td> <td>7 件（28%）</td> <td>6 件（21%）</td> </tr> <tr> <td>人身事故</td> <td>1 件（4%）</td> <td>2 件（7%）</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>25 件</td> <td>29 件</td> </tr> </tbody> </table>			23 年度	24 年度（平成 25 年 3 月 31 日現在）	自損事故	17 件（68%）	21 件（72%）	物損事故	7 件（28%）	6 件（21%）	人身事故	1 件（4%）	2 件（7%）	計	25 件	29 件
	23 年度	24 年度（平成 25 年 3 月 31 日現在）														
自損事故	17 件（68%）	21 件（72%）														
物損事故	7 件（28%）	6 件（21%）														
人身事故	1 件（4%）	2 件（7%）														
計	25 件	29 件														
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 24 年度に引き続き、安全運転講習や注意喚起、「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加などを通じて、安全運転意識の高揚、事故発生防止に着実に取り組んでいきます。</p>																

監査の結果
2 財務等に関する意見 (7) 特別会計の処理状況 流域下水道事業特別会計 (1) 北勢沿岸流域下水道（北部）、（南部）事業、中勢沿岸流域下水道（志登茂川）、（雲出川左岸）事業等において、繰越事業が 28 億 3,873 万 1 千円あるので、進捗管理の強化と円滑な事業の推進に努められたい。
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 本庁、事務所合同による「工事進捗管理会議」を事業執行の節目で 4 回開催し、工事の発注予定や進捗状況について情報共有を図りながら、工事進捗と工事内容を精査し、予算の執行管理を徹底しました。 2 取組の成果 会議での意見交換を通して、繰越の原因となる発注の遅れや工事遅延の理由を洗い出し、本庁と事務所で対策を検討することができました。 その結果、工事発注内容を見直すなどの取組を行い、事業の進捗を図ることができました。
平成 25 年度以降（取組予定等） 引き続き、同様の取組を行い、予算の適切な執行を図っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(8) その他</p> <p>(1)公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成24年9月30日現在で7法人が未移行となっている。移行期間の終了(25年11月30日)までに移行申請が行われるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。(企画総務担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成24年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(社)三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と(社)三重県公共嘱託登記司法書士協会は、従前国(法務省)の所管でしたが、今回の法改正により新たに県の所管となりました。この2法人を含む9法人については、個別に各法人の事業や会計状況に合わせて、申請に向けた具体的な指導を行いました。(企画総務担当分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成24年4月1日現在で未移行の9法人のうち6法人は平成25年3月21日付けで認定・認可をしました。</p> <p>また、(社)三重県公共嘱託登記司法書士協会は3月31日付けで解散しました。(企画総務担当分野)</p>
<p><u>平成25年度以降(取組予定等)</u></p> <p>残る2法人は平成25年度に申請すべく具体的な指導を行っています。(企画総務担当分野)</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (会計支援体制の充実)</p> <p>(1) 会計事務の適正化について、地域駐在の設置、事前相談機能の強化、職員研修の充実等に取り組まれているところであり、平成 23 年度の会計相談件数は 8,171 件（対前年度比 85.0%）と減少しているが、契約や支出関係の事務等を中心に、依然として軽微なミスや誤った事務処理等が発生している。</p> <p>このような状況を踏まえ、会計事務に携わる職員一人ひとりの習熟度に応じた O J T 研修等の支援体制を今後も一層強化されたい。</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 出納局では、会計事務にかかる不明な点や疑問点についての相談業務を行うとともに、会計事務に携わる職員を対象とした各種研修を実施しています。また、収入、支出、契約、物品管理等にかかる事務についての検査を行っています。</p> <p>(2) 本庁では部局毎の担当者を置いた会計支援課相談支援グループにより、また、地域では県内の 4 地域（四日市、津、伊勢、熊野）に設置した駐在により相談、検査に対応しています。なお、紀州地域担当は、平成 23 年度までは尾鷲庁舎 2 名、熊野庁舎 2 名の体制でしたが、機動力を強化するため、平成 24 年度から熊野庁舎に集約し、3 名の体制としました。</p> <p>(3) 平成 24 年度においては、本庁、地域機関の所属とも年 2 回の事後検査及び執行伺の段階での事前検査を実施し、不適切な事務処理に対する指導を行いました。また、日常的に、各所属から電話やメールで寄せられる相談事項に対応するとともに、各所属の会計事務処理体制に応じた職場訪問を重点化して会計事務に携わる職員の習熟度に応じた O J T 研修の充実を図りました。</p> <p>(4) 不適正・不適切な会計処理を未然に防止する高い危機管理意識を持った人材を育成するため、新たに、本県や他自治体などの過去の不適正事案を題材にしたコンプライアンス研修を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>相談業務について、平成 24 年度の相談件数は 9,700 件で、前年度の 8,171 件と比較して大幅に増加するとともに、各種研修について、平成 24 年度は延べ 1,514 人の参加を得ており、各所属への会計支援をきめ細かく実施しました。また、検査業務について、平成 24 年度の指導件数は 469 件で、前年度の 798 件から大幅に減少しました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>会計事務担当職員の育成と適正な会計事務の確保のため、所属の会計事務処理体制に応じた支援を充実します。</p> <p>(1) 事後検査については、年 2 回の抽出検査を基本とし、所属の会計事務処理体制に応じた職場訪問の重点化、検査後のフォローアップや会計事務に携わる職員一人一人の習熟度に応じた O J T 研修のさらなる充実を図ります。</p> <p>(2) 様々な研修の機会に、会計事務に携わる職員等の法令遵守・公金意識を徹底するとともに、各所属の自主・自立を促します。</p> <p>(3) 各所属における小規模修繕に係る仕様書作成をサポートするため、引き続き土木、建築、電気、機械の各分野からなる会計事務専門員を配置し、支援を行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理)</p> <p>(2) 物品の金品亡失(損傷)について、平成23年度は247件の発生となっており、紀伊半島大水害等による被害を除くと187件の発生と、依然として多い状況である。 引き続き、各所属に対し、自然災害時も含めた物品の管理方法及び管理責任のあり方について指導されたい。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 出納局が実施する事後検査時(年2回)に、金品亡失(損傷)の有無、所属内における未然防止策の確認を行うとともに、金品亡失(損傷)が発生した所属については、その亡失(損傷)時の状況を確認して、未然防止及び適正な管理を行うよう指導しました。</p> <p>(2) 出納局が主催する各種研修や月1回発行する「出納かわら版」において、近時の金品亡失(損傷)の状況、金品亡失(損傷)が発生した場合に職員が行わなければならない手続き、過失の度合いによっては賠償責任が問われること、紀伊半島大水害で見られたように想定以上の自然災害が起りうることなどの説明を行い、金品の適正な管理や公金意識の徹底に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納局主催研修 新任出納員研修(4月6日)、新任会計職員研修(4月9~13日、5月14~16日、6月6~10日)等 ・出納かわら版での周知(6、7、10月号) <p>(3) 平成24年5月28日に総務部長及び出納局長の連名で、各所属に対して「金品の適正な管理について」の依命通知を行いました。</p> <p>(4) 金品の適正管理の徹底を図るため、平成22年11月から県の損害額30万円以上の案件について金品損傷が発生させた所属長に文書指導を行ってきましたが、平成24年6月からは10万円以上の案件に対して文書指導を行うよう対象範囲を拡大しました。(平成24年度:文書指導22件)</p> <p>(5) 平成24年11月までの金品亡失(損傷)の発生状況を踏まえて、平成25年1月、各所属に対して、金品の適正な管理について再度周知徹底しました。また、同年2月には、金品亡失の未然防止にかかる各所属の取組についての照会を行い、全庁的に当該取組の情報共有を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成24年度における金品亡失(損傷)の報告件数は226件あり、昨年度の248件と比較して減少していますが、紀伊半島大水害等の災害分を除くと、平成23年度の189件に対し平成24年度は225件と増加しています。</p>
<p>平成25年度以降(取組予定等)</p> <p>金品亡失(損傷)は依然として多く発生しており、とりわけ公用車やパソコンの損傷など職員の不注意による金品の亡失(損傷)の発生防止に努める必要があることから、有効な未然防止策について各所属へ横展開します。</p> <p>出納局検査、各種研修会等様々な機会を利用し、自然災害時も含め、金品の適正な管理が行われるよう、さらに指導を行っていきます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 現金収納に係る財務システム処理誤りにより、現金日計表の受入日が実際の領収日と合致していなかった。
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 現金収納の事務処理をまとめた現金収納マニュアルを新たに作成し、担当職員間で事務処理を確認しました。 2 取組の成果 現金収納マニュアルに基づいた事務処理を行うことで、以降は適正に処理しています。
平成 25 年度以降（取組予定等） 年度当初に現金収納の取り扱いを確認し、適正な事務処理に努めます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 旅費の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 復命書が作成されていなかった。 (2) 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 未登録となっていた復命書の件名等を総合文書管理システムに登録しました。 また、県外出張及び宿泊を伴う県内出張の場合は必ず復命書を作成するよう、また復命書の件名を総合文書管理システムに必ず登録するよう、出納局全職員に周知徹底しました。 2 取組の成果 周知徹底した結果、以降は適正に処理されています。
平成 25 年度以降（取組予定等） 今後も、出納局職員に対し周知徹底を行い、適正な事務処理に努めます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 金品亡失 (1) 携帯電話の損傷（修理代 16,800 円）
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 職員の不注意による携帯電話の損傷事案が発生したため、出納局全職員に対して落下の危険がある机やロッカーの端に携帯電話を置かないよう、また公有財産は職員一人ひとりが責任を持って使用するよう注意喚起を行い、公有財産に対する管理意識の高揚を図りました。 2 取組の成果 職員の公有財産に対する管理意識が高まり、以降は物品の損傷はありません。
平成 25 年度以降（取組予定等） 今後も、出納局職員に対し注意喚起を行い、適正な財産管理に努めます。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見 (4) その他 (1) 三重県会計規則においては督促に関する規定がなく、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項及び地方自治法施行令第 171 条の規定に基づき、個別の要綱で規定し対応している状況である。 しかし、通常収入未済がない箇所においては、要綱を定めていない場合もあり、適正な事務処理を促進するためにも、督促等の債権管理の全庁的な取り扱いについて、今後もさらに各担当部局に周知されたい。</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 督促に関する規定は地方自治法第 231 条の 3 第 1 項及び地方自治法施行令第 171 条に定められていること、また、収入未済への対応については債権によって事情が異なることから、督促等の債権管理については個別の要綱で規定することとし、会計規則では規定を設けていません。 しかし、こうした督促すべき根拠規定が十分認知されていないことも考えられることから、未収金の適正な回収及び督促の根拠規定について、各所属への情報提供ツールである「出納かわら版」平成 24 年 7 月号において周知しました。</p> <p>(2) 債権の発生から消滅までの基本的な債権管理の手續に共通する課題について、統一的な取扱いを定めることで管理事務の効率化に繋げ、あわせて、制度の改善や未収金の状況の情報提供を進めることを目的とした「三重県債権管理適正化指針」が平成 25 年 3 月に策定されました。(担当総務部)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 未収金の督促については、全所属と出納員等に対して「出納かわら版」において周知したことにより、一定の周知効果が得られたと考えています。</p> <p>(2) 新たに策定された「三重県債権管理適正化指針」に沿って、全庁的に督促の徹底のほか適切な債権管理を行っていくこととなりました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 適切な債権管理について、引き続き「出納かわら版」や出納員研修、会計事務職員研修等の場を利用して周知していきます。</p> <p>(2) 「三重県債権管理適正化指針」に沿って適切な債権管理が行われるよう、出納局においても各所属に対して周知を行っていきます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (水力発電事業譲渡に係る諸課題への対応)</p> <p>(1) 水力発電事業については、平成 23 年 8 月に譲渡先である中部電力株式会社と締結した「三重県水力発電事業に係る資産等の譲渡・譲受に関する基本的事項の合意書」に定めた各発電所の譲渡日までに本契約を締結することとされている。</p> <p>譲渡に伴う課題のうち、地域貢献については、概ね整理されたところであるが、引き続き、設備の改修、水利権譲渡に係る関係機関との調整等を計画的に進められたい。</p> <p>また、水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の清算手法について、引き続き検討を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営担当分野・事業担当分野)</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容 中部電力株式会社への譲渡に向けて引き続き設備改修、関係法令に基づく国との協議などを進めました。</p> <p>また、電気事業は水力発電事業が譲渡されるものの、RDF 焼却・発電事業が継続されるので、清算の前提となる、現在の法適用事業の継続について、総務省と協議しながら、検討を行いました。</p> <p>2 取組の成果 平成 23 年の紀伊半島大水害によって被災した青田発電所については、譲渡日を平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 4 月 1 日に変更する合意書を平成 24 年 7 月 12 日付けで締結するとともに、青蓮寺及び比奈知発電所については、平成 25 年 2 月 7 日付けで「青蓮寺発電所および比奈知発電所に係る資産等の譲渡・譲受に関する契約書」を締結しました。</p> <p>青蓮寺及び比奈知発電所の水利権譲渡に係る手続き等を進めるとともに、設備課題である宮川第一及び宮川第二発電所主要変圧器取替等の改修を行いました。</p> <p>また、現在の法適用事業の継続は適当でないことを総務省に確認しました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>三瀬谷発電所主要変圧器取替等の設備改修及び残る発電所の水利権譲渡に係る手続き等に取り組み、平成 26 年 4 月 1 日、平成 27 年 4 月 1 日の譲渡を円滑に進めます。</p> <p>電気事業の清算手法については、総務省との協議結果を踏まえながら、RDF 焼却・発電事業の平成 27 年度以降のあり方協議を進める中で、引き続き検討を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (RDF焼却・発電事業の健全な経営)</p> <p>(2) 水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業については、平成28年度までは企業庁が任意適用事業として運営し、29年度から32年度までは県(知事部局または企業庁)が事業主体となることとされている。</p> <p>地方公営企業には、経営に伴う収入で経費を賄うなど、独立採算による事業運営が求められるが、RDF焼却・発電事業単独で見ると事業開始以来、赤字が続いている。</p> <p>「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が24年7月から施行されたことに伴い、現在、企業庁では同法に基づく固定価格買取制度の適用が受けられるよう手続を進めているところである。</p> <p>国の制度改正に的確に対応し、収入増を図るとともに、健全な経営が行えるよう、引き続き関係部局とその経営手法について検討を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営担当分野・事業担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>三重ごみ固形燃料発電所が平成24年10月26日付けで「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく固定価格買取制度の設備認定を受けたので、中部電力株式会社と企業庁との電力受給契約を変更し、同年11月1日から本制度に基づく電力供給に移行しました。</p> <p>売電収入の増収に伴い、平成25年度に予定していた事業の収支計画の見直しを平成24年度から着手するとともに、このことを踏まえ、関係部局と今後の経営手法について検討を進めました。</p> <p>また、平成25年度の電力受給契約について、より有利な価格となるよう入札により契約することとしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>固定価格買取制度の適用により、固定価格買取部分と固定価格買取が適用されない部分(非バイオマス組成相当分)をあわせた中部電力株式会社への売電全体の単価としては、12円/kWh前後で推移することとなり、これまでに比べて4円/kWh程度上昇することにより、年間約1億5千万円程度の増収が見込まれることとなりました。</p> <p>さらに、入札により平成25年度の平均売電単価は18円/kWh前後となる見込みです。</p>
<p>平成25年度以降(取組予定等)</p> <p>前年度同様、売電収入の増収を目指して、入札を実施します。</p> <p>また、事業の収支計画の見直しについては、RDF運営協議会において、関係市町等と協議を進めるとともに、今後の経営手法について引き続き関係部局と検討を進めます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (工業用水道事業の需要拡大)</p> <p>(3) 北伊勢工業用水道事業については、平成 23 年度末時点の契約率は 88.3%であるものの、未契約水量は 96,960 m³/日となっている。 中伊勢工業用水道事業については、23 年度に契約水量が 100 m³/日増加したものの、23 年度末時点の契約率は 53.8%であり、未契約水量は 15,230 m³/日となっている。 厳しい経済状況の下ではあるが、関係部局等と連携し、工業用水の需要の拡大に引き続き努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(事業担当分野)</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容 工業用水道事業の需要拡大の取組としては、企業誘致部局と密接に連携し、新規企業からの工業用水の給水の問い合わせに対して迅速に対応し、需要拡大に取り組みました。 平成 24 年度は、市の企業誘致部局から 2 件の新規給水に関する問い合わせがあり、料金や工事費負担金等の説明を行いました。 また、北伊勢工業用水道事業の料金単価について、平成 25 年度から引き下げを実施し、新たな企業誘致の促進を図ることとしました。 さらに、企業が工業用水を使用する際、既存の工業用水道施設から工場までの配水管を敷設する必要があり、その費用が企業にとって大きな負担となっています。このため、国において補助制度の創設を検討していることから、新規受水企業への工業用水道施設整備に係る補助制度の創設について企業誘致部局と連携して要望活動を行いました。</p> <p>2 取組の成果 北伊勢工業用水道事業で 2 社、中伊勢工業用水道事業で 1 社、合計 3 社 (250 m³/日) の新規給水 (増量を含む) を行いました。</p>
<p>平成 25 年度以降 (取組予定等)</p> <p>今後も企業誘致部局と密接に連携し、新規企業からの工業用水の給水の問い合わせに対し迅速に対応し、需要拡大に取り組んでいきます。また、地下水等を利用している既存の企業に対し、工業用水道への転換等新たな需要開拓を図るなど、営業活動に努力していきます。 今後も厳しい状況は続くと思われませんが、引き続き工業用水道事業の需要拡大に積極的に取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (施設の計画的な改修と危機管理能力の向上)</p> <p>(4) 南海トラフ巨大地震の発生が懸念されている。また、一部の水道・工業用水道施設の老朽劣化が進んでいる。 水道・工業用水道施設は、県民の日常生活及び社会経済活動上、欠くことのできないものであるため、災害や事故に強い安定した水道供給のため、引き続き施設の耐震化、老朽劣化対策を進められたい。 震災、風水害、事故等の緊急事態に備えた訓練や研修についても引き続き積極的に実施し、危機管理マニュアル等の有効性の確認等、危機管理能力のさらなる向上に努められたい。 (経営担当分野・事業担当分野)</p>

講じた措置

平成 24 年度

1 実施した取組内容
 大規模災害や漏水等に係る給水障害に備えるため、施設の耐震化、老朽劣化対策等を計画的に進めることを目的に「三重県企業庁第2次中期経営計画」において年次目標を定め、施設改良を実施しています。
 平成 25 年度から 26 年度に施工予定であった沼木水管橋耐震補強工事を前倒しして実施しました。
 また、緊急事態に備えた研修や訓練については、トラブル対応研修、災害対応訓練を実施するとともに、勤務時間外の大規模地震の発生、情報通信設備の広範な被災等を想定した内容で、全所属同時に実施する実践的な企業庁非常参集訓練を行いました。

2 取組の成果

(1) 中期経営計画の進捗状況

		平成 24 年度		平成 24 年度までの累計 (耐震化率)	
		計画	実績	計画	実績
水道	主要施設 (129 施設)	1	1	129 (100.0%)	129 (100.0%)
	水管橋 (170 橋)	2	3	161 (94.7%)	164 (96.5%)
工水	主要施設 (64 施設)	0	3	51 (79.7%)	54 (84.4%)
	水管橋 (74 施設)	8	2	65 (87.8%)	59 (79.7%)

※平成 24 年度までの累計において、水道の水管橋について実績が 3 件上回っているのは、2 橋は耐震診断の結果、耐震化不要となったこと及び、1 橋は平成 24 年度に前倒しして実施したため。

※平成 24 年度において、工水の主要施設について実績が 3 件上回っているのは、平成 25 年度以降に耐震化工事を実施予定であった建築物等 3 施設について耐震性能を満たしているとの解析結果が出たことにより、耐震化不要となったため。

※平成 24 年度において、工水の水管橋について実績が 6 件下回っているのは、4 橋については、橋脚の基礎コンクリート部の著しい劣化が判明したことから、補強対策工法の再検討に時間を要し、年度内完成が見込めなくなり繰越となるため。また残り 2 橋については、河川改修工事との工程調整や、河川管理者と協議により、非出水期 (11 月～4 月) での確実な施工を行うため、工事を複数年度に分割して施工していることにより、遅れが生じている。なお、現時点では遅れがあるものの、長期経営ビジョンの目標年度である平成 28 年度末には、100%を達成できる見込み。

(2) 緊急事態に備え実施した各種研修・訓練において、マニュアル等の有効性を確認するとともに、危機管理における必要な対応を徹底しました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

企業庁では、管路や浄水場など多くの施設を維持しながら事業運営を行っていることから、今後想定される大規模地震に備えるため、耐震化計画に基づき平成 28 年度の完了に向けて耐震化を推進していきます。なお、前倒しを決定した工事については着実に進め、早期の完成を目指します。

また、東日本大震災を踏まえて、今後、国や関係機関から示される被害想定結果や津波対策を含めた施設の構造に関する設計指針等の見直しにあわせて各事業別の耐震化計画及び安全対策の内容等を見直します。

あわせて、緊急事態に備えた実践的な訓練・研修を引き続き実施し、危機管理能力の向上を図ります。

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (健全経営の継続)</p> <p>(5) 企業庁では、水道事業及び工業用水道事業において、従来から高金利企業債の借換や繰上償還、並びに水資源機構割賦負担金の繰上償還を実施するとともに、新規の企業債発行を抑制することで、利息負担の軽減を図っている。</p> <p>こうした「企業庁長期経営ビジョン」や「中期経営計画」等に基づく取組が、水道及び工業用水道料金の低減につながっていることから、今後も、「第2次中期経営計画」に掲げる具体的な取組を確実に推進することで、健全経営の継続を図られたい。</p> <p>また、企業債に係る公的資金補償金免除繰上償還制度は平成24年度で終了する予定であるが、国に対し償還条件の緩和を含めた制度の継続を働きかけるとともに、水資源機構に対しても、引き続き割賦負担金の繰上償還ができるよう要望されたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>企業債については、水道事業会計において、平成24年度まで延長された公的資金補償金免除繰上償還制度に基づき、平成25年3月に2億400万円の繰上償還を実施しました。</p> <p>また、水資源機構割賦負担金については、工業用水道事業において、平成24年9月に7億4,600万円の繰上償還を実施しました。</p> <p>なお、平成25年度以降の企業債の繰上償還について、関係省庁に対して繰上償還制度の延長及び償還要件の緩和を要望するとともに、水資源機構に対して残債全額(約18億円)の繰上償還要望を行いました。さらに、地方公営企業連絡協議会を通じて、関係機関へ同様の要望活動を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>繰上償還に伴い、企業債については、約5,700万円の支払利息が軽減される見込です。</p> <p>また、水資源機構割賦負担金については、約1億1,500万円の支払利息が軽減される見込です。</p>
<p>平成25年度以降(取組予定等)</p> <p>企業債に係る平成25年度の公的資金補償金免除繰上償還制度については、東日本大震災の特定被災地方公共団体のみが適用対象とされ本県は対象外となりましたが、引き続き要望活動を継続していきます。</p> <p>また、水資源機構割賦負担金については、水資源機構が創設した平成20年度から24年度の繰上償還制度に基づき償還を行ってきていますが、平成25年度以降の繰上償還制度の実施等については確定していません。今後とも情報収集を行い、詳細な内容が分かり次第、適切に対応していきます。</p> <p>なお、施設の耐震化・老朽劣化対策等に係る建設改良費については、引き続き新規の企業債発行を抑制することにより、利息負担の軽減を図ります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (地方公営企業会計制度の見直しに係る対応)</p> <p>(6) 地方公営企業会計制度の見直し等に伴い、企業庁においては、既にキャッシュフロー計算書の作成やセグメント情報の開示(水系別損益計算書)を行っているところであるが、今後は、情報収集に努めるとともに、財務会計システムの改修等を計画的に行い、制度見直しに的確に対応されたい。 (経営担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容 地方公営企業会計制度見直しに係る総務省が主催する説明会や監査法人、日本工業用水協会、公営電気事業経営者会議が開催する研修会に参加するとともに、他都道府県の情報収集、情報交換を行いました。 また、既存の財務会計システムで対応できない「みなし償却制度の廃止」に伴う固定資産の償却制度の見直しについて、システムの改修を行いました。</p> <p>2 取組の成果 総務省、他都道府県、研修会等で得た情報を基に、移行に係るスケジュールを作成するとともに、課題等を洗い出し、対応方針の検討を進めました。 なお、財務会計システムの改修は、3月に完了しました。</p>
<p>平成 25 年度以降 (取組予定等)</p> <p>引き続き、地方公営企業会計制度の見直しに関する情報収集に努めるとともに、円滑に移行できるよう、財務諸表のシミュレーションや勘定科目見直し等を進め、制度見直しに的確に対応していきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 年度当初に発行すべき納入通知書の発行が遅れているものがあつた。(経営担当分野)</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 工業用水道料金の収入未済額が 636,300 円あり、本庁と協議のうえ、法的措置を講じたが納付にいたっていない。当該未収金の債権管理等について、本庁と協議するとともに新たな収入未済の発生防止に努められたい。(北勢水道事務所)</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 現金受入票及び領収書の作成されていないものがあつた。(三重ごみ固形燃料発電所)</p>
講じた措置
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(1) 年度当初に納入通知書を発行すべきことを再確認し、適正な事務処理を行うことを徹底しました。</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 当該収入未済については、平成 22 年度に簡易裁判所に支払督促申立てを行ったところ、当該事業者から異議申立てがあり裁判となりましたが、企業庁が勝訴しました。</p> <p>判決後も当該企業者からの納入がないため、平成 23 年度に預金債権と出資持分債権を対象とした差押え申立てを行いました。回収する債権がなく申し立てを取り下げました。</p> <p>当該事業者については、法人登記簿等で状況を確認するとともに、納入の督促を行いました。</p> <p>また、新たな収入未済が発生しないよう平成 23 年度に制定した「工業用水道事業に係る未収金徴収マニュアル」に沿って対応しています。</p> <p>(イ)</p> <p>(1) 現金収納票は作成し収納していましたが、現金受入票と領収書の作成を行っていなかったため、現金収納票と同時に作成することを徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(1) 次年度以降の適正な事務処理について徹底が図られました。</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 料金の納入が遅れている者に対してマニュアルに沿って対応しています。</p> <p>(イ)(1) 取組実施後は、適正に事務処理を行っています。</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>ア(1) イ(イ)(1) 取組を継続し適正な事務処理に努めます。</p> <p>イ(ア) 引き続き当該事業者への督促を行うとともに、「未収金徴収マニュアル」に沿った対応により新たな未収金の発生防止に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【中勢水道事務所管内施設警備業務委託】 平成 24 年 3 月分の履行確認がなされていなかった。 (中勢水道事務所)</p> <p>イ 県単工事</p> <p>(1) 【φ700 耗送水管布設替工事 (伊坂 1 工区)】 「工事カルテ」の変更登録が行われておらず、監督員の確認が不十分であった。 (北勢水道事務所)</p> <p>(2) 【高野浄水場ろ過池修繕工事 (1・3・5・7 号池)】 「工事カルテ」の受注登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 (中勢水道事務所)</p> <p>(3) 【空気弁・補修弁・制水弁取替工事 (津市藤方～江戸橋)】 「工事カルテ」の変更登録が行われておらず、監督員の確認が不十分であった。 (中勢水道事務所)</p> <p>ウ 調査、設計業務委託</p> <p>(1) 【沼木水管橋耐震補強設計業務委託】 「業務カルテ」の変更登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 (南勢水道事務所)</p> <p>(2) 【送水管路測量設計業務委託 (大台受託)】 「業務カルテ」の変更登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 (南勢水道事務所)</p> <p>(3) 【宮川第二発電所 通信機器室耐震検討業務】 業務カルテの「登録内容確認書」が監督員に提出されておらず、監督員の確認が不十分であった。 (三瀬谷発電管理事務所)</p> <p>エ 旅費</p> <p>(1) 【木造取水所受電予備発電設備等改良工事に係る出来高検査】 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (中勢水道事務所)</p> <p>(2) 【建設技術講習会】 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (中勢水道事務所)</p> <p>(3) 【公営電気事業経営者会議 第 50 回技術研究会】 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (三重ごみ固形燃料発電所)</p> <p>(4) 【総務講習会】 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (三重ごみ固形燃料発電所)</p> <p>オ 物品等購入</p> <p>(1) 物品調達決議書に企業出納員の押印がなされていないものがあった。 (経営担当分野)</p> <p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 支払伝票に検収記録簿を添付することとしました。</p> <p>イ 県単工事</p> <p>(1)～(3) 「工事カルテ」の登録が適切に実施されるよう所内会議等の機会を活用して職員に指摘の主旨を周知徹底するとともに、監督員から受注者への指導及び監督員、担当課職員による確認を徹底しました。</p> <p>ウ 調査、設計業務委託</p> <p>(1)～(3) 「業務カルテ」の登録が適切に実施されるよう所内会議等の機会を活用して職員に指摘の主旨を周知徹底するとともに、監督員から受注者への指導及び監督員、担当課職員による確認を徹底しました。</p> <p>エ 旅費</p>
--

(1)～(4)復命書作成時の総合文書管理システムの登録を周知徹底するとともに、所内でのチェックを徹底しました。

オ 物品等購入

(1) 押印漏れをなくすこと及び編綴時の再確認を徹底しました。

2 取組の成果

ア 業務委託

(1)取組実施後は、適正に事務処理を行っています。

イ 県単工事

(1)(3) 取組実施後は、適正に事務処理を行っています。

(2) 監督員からの再三の指示にもかかわらず登録が遅れた事案が発生したため、契約後7日を経過しても登録の報告がない場合は、監督員から指示書を発行することを徹底しました。

ウ 調査、設計業務委託

(1)～(3) 取組実施後は、適正に事務処理を行っています。

エ 旅費

(1)～(4) 取組実施後は、適正に事務処理を行っています。

オ 物品等購入

(1) 取組実施後は、適正に事務処理を行っています。

平成 25 年度以降（取組予定等）

取組を継続し適正な事務処理に努めます。

<p>監査の結果</p>												
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 公舎管理規程に基づく公舎台帳を作成していないものがあつた。 (経営担当分野)</p> <p>(2) 行政財産の目的外使用許可において、使用料を減免しているものについて、減免理由が決裁書に記載されていないものがあつた。 (北勢水道事務所)</p> <p>イ 公共用地の未登記</p> <p>(1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 15 筆 (一部面積未確定) ある。</p> <table border="0" data-bbox="191 582 1436 705"> <tr> <td>①過年度</td> <td>10 筆</td> <td>5,541.11 m²</td> <td>(経営担当分野)</td> </tr> <tr> <td>②過年度</td> <td>1 筆</td> <td>13.20 m²</td> <td>(北勢水道事務所)</td> </tr> <tr> <td>③過年度</td> <td>4 筆</td> <td>面積未確定</td> <td>(三瀬谷発電管理事務所)</td> </tr> </table>	①過年度	10 筆	5,541.11 m ²	(経営担当分野)	②過年度	1 筆	13.20 m ²	(北勢水道事務所)	③過年度	4 筆	面積未確定	(三瀬谷発電管理事務所)
①過年度	10 筆	5,541.11 m ²	(経営担当分野)									
②過年度	1 筆	13.20 m ²	(北勢水道事務所)									
③過年度	4 筆	面積未確定	(三瀬谷発電管理事務所)									
<p>講じた措置</p>												
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 公舎台帳を作成しました。</p> <p>(2) 減免したものについて減免理由を記載するよう徹底しました。</p> <p>イ 公共用地の未登記</p> <p>(1) ① 広範囲に渡る公図混乱や相続人が膨大なため登記が極めて困難な案件について、現在の土地所有者に対し、登記ができていないが施設用地として占有している旨の説明を行いました。 また、隣接地の境界が確定せず未登記となっていた案件について、境界立会いに向け、関係者の調査を行いました。</p> <p>② 現在未登記になっている 1 筆については相続問題に関するものであり地権者に相続問題を解決し、早期に所有権移転できるよう働きかけました。</p> <p>③ 地権者に対し粘り強く交渉を重ねました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1)(2) 取組実施後は、適正に事務処理を行っています。</p> <p>イ 公共用地の未登記</p> <p>(1) ① 2 筆について、土地所有者から、当該土地を施設用地として占有していることについての承諾を書面で得ました。</p> <p>② 相続問題解決の目途がたっていない状況です。</p> <p>③ 1 筆について地権者の承諾を得ることができ、所有権の移転登記を行いました。</p>												
<p><u>平成 25 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1)(2) 取組を継続し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>イ 公共用地の未登記</p> <p>(1) ① 残りの未登記地については、隣接地権者との境界立会いによる公図の地図訂正等を進め、未登記の解消に努めます。</p> <p>② 所有者に対し所有権移転登記の要請を行い、所有権移転登記が早期に完了できるよう取り組んでいきます。</p> <p>③ 残りの未登記地については、相続人多数等により登記は非常に困難で時間がかかることから、時効による所有権を主張できるよう、資料の整理等を進めます。</p>												

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>(ア) 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 資金前渡交付伺いの検査（履行確認）欄に検査年月日の記載と検査員の押印のないものがあった。 (経営担当分野)</p> <p>(2) 不用物品処分決議書の出納簿記載欄に年月日の記載と押印のないものがあった。 (経営担当分野)</p> <p>(3) 郵券証紙類出納簿に受払いの累計が記録されていなかった。 (北勢水道事務所)</p> <p>(4) 受講済みの研修を申し込んだため、研修費（受講料）の歳出戻入を行っていた。 (中勢水道事務所)</p> <p>(5) 複写機賃貸借契約締結等の起案・決裁文書の校合欄に認印の押印がなかった。 (三重ごみ固形燃料発電所)</p> <p>(イ) 地域機関において積算誤り等により入札を中止した事案が2件見受けられたので、今後、工事の円滑な実施に向け、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。</p> <p>加えて、経営担当分野においては、このような誤りを未然に防止するために、チェックリストや事例集を作成し、注意喚起を行っているところであるが、今後も、一層、円滑かつ適切な発注業務ができるよう指導されたい。</p> <p>(1) 積算誤りにより入札を中止したものが1件あった。 (経営担当分野、北勢水道事務所)</p> <p>(2) 積算誤りにより入札を中止したものが1件あった。 (経営担当分野、三重ごみ固形燃料発電所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(ア) (1) 企業庁会計規程運用方針に基づき、年月日の記入と検査員印の押印及び資金前渡精算時の再確認を徹底しました。</p> <p>(2) 企業庁会計規程に基づき、年月日の記入と押印を徹底しました。また、決議書の決裁時に出納簿を添付し確認を徹底しました。</p> <p>(3) 累計記載欄を設け累計の記載を徹底しました。</p> <p>(4) 研修内容を十分に確認し、電話等による再確認を行うこととしました。</p> <p>(5) 三重県公文書管理規程に基づき校合欄への押印を徹底しました。</p> <p>(イ) 経営担当分野において、積算誤りについて、工事積算参考資料等を活用し、チェック機能を高めるとともに庁内担当者会議において水平展開を図りました。</p> <p>(1) 諸経費対象額の計上誤りによるもので、課内でのチェック体制を強化しました。</p> <p>(2) 事前に製造メーカーへ機器の仕様を確認することを徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>適正な事務処理に向けての意識の向上が図られました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>取組を継続し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故</p> <p>公用車等の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 48,825 円・相手 0 円） （事業担当分野）</p> <p>(2) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 104,023 円・相手 0 円） （北勢水道事務所）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>公用車の運行管理に関して、企業庁職員が交通事故を起こさないために、交通ルール・マナーを習得し、安全運転ができることを目指す「交通安全セミナー」を三重県交通安全研修センター（津市）において 4 回開催しました。（参加職員数 67 人）</p> <p>さらに、企業庁の緊急自動車を運転する職員を対象として、安全な運転を確保するために、「緊急自動車交通安全研修」を 1 回開催し、運転にあたってのルールや注意点などの必要な交通安全教育を実施しました。（参加職員数 21 人）</p> <p>なお、所属長会議等において、各所属での交通安全意識の向上とともに、県有財産の取り扱いに関する意識啓発を依頼し、各所属では全体会議等の際に意識啓発を行いました。</p> <p>また、三重県環境生活部主催の「無事故・無違反チャレンジ 123」に企業庁全体で 45 チーム 135 人の職員が参加し（職員参加率 57%）、事故防止の意識醸成に取り組んだ結果、無事故無違反達成率は 98%でした。（参考：県機関等の平均達成率は 94%）</p> <p>事業担当分野では、危機管理研修において、交通事故を題材とし所属職員の交通安全意識の向上を図りました。</p> <p>北勢水道事務所では、平成 24 年度当初に四日市南警察署へ講師を依頼し交通安全講習を 2 回実施し、交通安全セミナーに 17 人を参加させるとともに、職員の交通安全意識の向上について喚起しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記のとおり各種手法を通じて職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚に努めましたが、平成 24 年度において、企業庁全体で公用車事故が 4 件発生しました。今後も引き続き交通安全、交通事故防止の取組を一層強化していく必要があります。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、交通安全や県有財産の適正管理に対する意識の高揚に努めるとともに、企業庁職員を対象とした「交通安全セミナー」等を開催し、職員の交通安全意識の高揚に取り組みます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (平成23年度決算と新たな経営計画の策定等)</p> <p>(1) 平成23年度の病院事業会計の収益的収支における総収支は、約29億4,701万円の純損失となっており、前年度に比べ約23億9,217万円、赤字額は増加している。</p> <p>病院事業庁においては、公営企業として、こころの医療センター及び一志病院の経営改善に向け、中期経営計画における「平成24年度年度計画」の病院の収支改善等に関して設定された目標が達成できるよう、病院の支援等の取組を積極的に進められたい。</p> <p>また、24年度は中期経営計画の最終年度であり、県立病院がそれぞれの役割・機能を十分に発揮するために、県立病院改革の動向を踏まえつつ、複数年を見据えた新たな経営計画を策定されたい。 (県立病院課)</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県立病院課では、「三重県病院事業中期経営計画 平成 24 年度年度計画」に掲げた目標の達成に向け、こころの医療センターでの精神科医療における政策的・先進的医療や、一志病院での家庭医療を基本とした地域医療の実践などを積極的に支援しながら、それぞれの病院の経営健全化が図られるよう、収支改善、資金確保などに努めてきました。</p> <p>また、今後も県立病院に求められている役割・機能等を十分に踏まえつつ、医療政策の動向や取り巻く環境の変化に的確に対応していくため、新たな中期経営計画の策定作業を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 24 年度決算においては、こころの医療センターは 8 年連続の経常黒字を確保できる見込みですが、一志病院は主に入院患者の減少により経常赤字になる見込みです。</p> <p>新たな中期経営計画については、それぞれの病院と議論を重ねながら検討を進め、平成 25 年 3 月に「三重県病院事業 中期経営計画（平成 25 年度～平成 27 年度）」を策定・公表しました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 24 年度に策定した「三重県病院事業 中期経営計画（平成 25 年度～平成 27 年度）」に掲げた診療や人材育成、健全経営や業務改善等に関する目標の達成に向け、各病院と連携しながら病院事業の経営を中期的な観点から計画的に推進することにより、それぞれの病院が県民の皆さんに医療サービスを安定的かつ継続的に提供していきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (1) 平成23年度決算と新たな経営計画の策定等 ア 平成24年4月から地方独立行政法人化したところであるが、所管する健康福祉部と連携しながら、法人化のメリットを生かすことにより、刻々と変化する医療環境に柔軟かつ迅速に対応できるよう期待する。 (総合医療センター)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容 当院では、健康福祉部との連携協力のもと医療環境の変化や県民の多様化する医療ニーズに応えるため、法人化のメリットを効果的・効率的に活用し、県民に対して質の高い医療を提供してまいりました。 また、地域周産期母子医療センター、地域がん診療連携拠点病院などの政策的な役割・機能を担うため、「周産期母子センター」および「内視鏡センター」の拡充整備を進めてまいりました。</p> <p>2 取組の成果 「周産期母子センター」および「内視鏡センター」の拡充整備について、工程どおり順調に進み、「内視鏡センター」は平成 25 年 3 月から、「周産期母子センター」は平成 25 年 4 月から稼働しています。 また、NPO法人卒後臨床研修評価機構の認定取得の体制を整備することによって、研修医の研修環境の向上に努めることができました。</p> <p>※ 地方独立行政法人三重県立総合医療センターについては、平成 24 年度から健康福祉部が所管</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、医療サービスの一層の向上と経営基盤の強化を図ることで、中期計画に掲げた目標の達成に向けて取り組んでいきます。</p> <p>※ 地方独立行政法人三重県立総合医療センターについては、平成 24 年度から健康福祉部が所管しており、上記「講じた措置」は、病院事業庁でなく健康福祉部（総合医療センター）の取組内容</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 平成23年度決算と新たな経営計画の策定等</p> <p>イ 病院機能の再編検討の結果策定された外来・相談機能の整備等の取組を着実に進めることで、地域生活支援体制を強化するとともに、救急・急性期医療等を推進し、精神科医療の中核病院として求められる役割や機能の充実に図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(こころの医療センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>増加する外来患者への対応が急務であることから、外来患者受入システムを見直して、初診外来予約制を導入し、トリアージを行うとともに、リハビリ 4 病棟について、機能の明確化を図るための見直しを行い、3 病棟体制に移行しました。</p> <p>入院医療から地域生活支援といった流れを支えるシステムとして有効なアウトリーチサービスやデイケア・作業療法のプログラムなどについての検討を開始しました。</p> <p>また、精神科医療の中核病院として求められる救急・急性期医療や研修機会の提供に引き続き取り組みなど、役割や機能の充実に向けた取組を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>病院機能再編取組については、1 病棟休棟が完了し、地域生活支援を実施していくための体制づくりを整備しつつあります。</p> <p>また、こうした取組の結果、収支面においても、平成 23 年度に引き続き、経常収支の黒字が達成できる見込みとなっており、安定的な施設基準を維持・確保することができました。</p> <p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 25 年度においても、引き続き、施設基準の安定維持に努めるとともに、県立精神科病院としての役割・機能の充実に取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 平成23年度決算と新たな経営計画の策定等</p> <p>ウ 当分の間、県立県営で運営を行うこととされており、引き続き、家庭医療を提供するとともに、訪問診療・訪問看護の充実等、地域の医療ニーズに対応されたい。</p> <p>また、過疎化・高齢化が進むなか、さらに在宅医療の支援や予防医療に取り組むとともに、総合医（家庭医）の育成拠点として整備し医師の育成を図るなど、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域医療の推進に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（一志病院）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 家庭医の育成、家庭医療の提供について</p> <p>当院で研修を希望する初期研修医や医学生を積極的に受け入れ、三重大学の協力を得ながら、臨床実習のほか、訪問診療等の取組への参加を通じた実践的な研修を実施しました。また、家庭医育成拠点として院内に宿泊可能な研修施設の整備を進めました。</p> <p>さらに、津市による三重大学寄附講座の地域医療に関する研究が始まり、この取組を研修内容に取り入れることで研修内容の充実に取り組みました。</p> <p>(2) 地域の医療ニーズへの対応について</p> <p>当院が診療圏とする津市西部地域において要望がある在宅での療養を支援するため、訪問診療や訪問看護、訪問リハビリテーションに積極的に取り組みました。また、高齢者の健康維持と疾病等の早期発見を行うため、健康教室等を通じて住民の健康への意識啓発を図るとともに、住民健診やがん検診に積極的に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 家庭医の育成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当院での研修を希望する県内外の医師を積極的に受け入れることにより研修受入人数が増加しました。また、これまでの家庭医育成の取組が県内外で認められてきており、県外や海外からの視察も増加しました。 ・ 常勤の家庭医の増員により家庭医育成の指導体制を強化するとともに、寄附講座の取組を研修内容に取り込むなどした結果、研修内容を充実させることができました。 <p>(2) 地域の医療ニーズへの対応について</p> <p>訪問看護を担当する職員の人員体制を強化し積極的に取り組んだ結果、訪問看護の件数を増加させることができました。また、訪問診療、訪問リハビリテーションも地域に徐々に浸透してきており、それぞれ件数を増加させることができました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p>
<p>(1) 家庭医育成拠点として平成 25 年度当初に完成予定の研修施設を活用し、三重大学のほか県内の家庭医育成拠点と連携しながら家庭医の育成に取り組んでいきます。また、寄附講座の取組も研修内容に取り込むなどし、研修内容の一層の充実を図っていきます。</p> <p>(2) 地域の医療ニーズに応えるため、家庭医療の提供だけでなく、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション等に積極的に取り組むとともに、寄附講座による地域医療に関する研究等をもとに、地域にとって必要な医療サービスの提供に努めていきます。</p> <p>(3) 平成 25 年度からの中期経営計画に基づき、関係機関や地域住民とともに、保健、医療、福祉が切れ目なく連携した「包括的で全人的な医療」の体制づくりに取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 平成23年度決算と新たな経営計画の策定等</p> <p>エ 平成24年度から導入した指定管理者制度の特性を生かして、医師確保と運営体制の改善を図れるよう、病院事業庁においては、基本協定や業務報告等に基づきその運営状況を把握・評価しながら、指定管理者と連携しつつ、地域医療の確保・推進に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(志摩病院)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>指定管理者制度移行後は、以下のとおり指定管理者と情報共有・意見交換を行いながら協議・調整を進め、適正な病院運営の確保に努めました。</p> <p>(1) 管理運営協議会 管理業務に関する具体的な事項を協議するため、病院事業庁と指定管理者の代表者等で構成する「志摩病院管理運営協議会」を4月に設置し、第1回会議を7月に、第2回会議を11月にそれぞれ開催しました。</p> <p>(2) 毎月の業務報告等 指定管理者から毎月提出される「業務報告書」の聴き取りを中心に、管理業務の実施状況の確認や情報共有・意見交換を行うとともに、随時、具体的な事項についての協議・調整を行いました。</p> <p>(3) 地域の皆さんとの懇談会 地域の皆さんの意見等を今後の管理業務に反映させるため、病院事業庁主催の懇談会を1月に開催しました。</p> <p>(4) 関係機関との調整 地域医療関係機関との情報共有と課題の共通認識を図り、志摩地域における諸課題に対応していくため、医療関係機関の実務レベルによる会議を1月に開催しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>常勤医師について、移行直前の21人から3人増員し、24名体制でスタートしましたが、8月からの小児科常勤医師の配置などにより、現在は26人体制となっています。また、7月からはこれまで医師不足のため閉鎖してきた病棟を1棟再開するなど、順調に診療体制の回復が図られています。救急診療については、救急・総合診療科を設置して体制を再構築した結果、志摩広域消防管内の救急患者の受入数が伊勢赤十字病院を逆転するなどの成果が上がっており、運営状況は着実に改善しつつあります。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>志摩病院の診療体制が少しでも早く回復・充実し、地域の中核病院としての医療を安定的・継続的に提供していけるよう、今後も病院運営の状況を十分に把握しつつ、指定管理者に対して医師の確保を強く要請するとともに、必要に応じて指定管理者と連携して関係機関との調整を行うなど、病院事業庁として責任をもって対応していきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (資金収支の改善)</p> <p>(2) 平成23年度末の正味運転資本(内部留保資金)は約34億8,938万円となっているが、この内部留保資金には、総合医療センターの約27億1,918万円を含んでおり、これを除くと約7億7,020万円である。</p> <p>また、平成24年度からは資金収支が黒字の総合医療センターが病院事業会計から分離しており、今後、設備投資等に多額の資金が必要となった場合等には、資金収支がさらに悪化する場合も考えられる。さらに、病院間資金貸借解消等のために一般会計から約47億1,417万円の長期借入を新たに行っている。</p> <p>こうしたことから、将来の病院事業収支予測と資金計画及び改良計画等の整合のもと、より一層の資金収支の改善に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>病院事業庁では、「三重県病院事業 中期経営計画(平成 22～24 年度)」に基づく年度計画で設定した取組目標にそって経営改善を進め、資金収支の改善に努めました。</p> <p>また、将来の病院事業収支計画、投資計画、資金計画等を盛り込んだ「三重県病院事業 中期経営計画(平成 25 年度～平成 27 年度)」を策定しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 24 年度決算見込において、病院事業庁で直接運営を行っている、こころの医療センター、一志病院及び病院事業庁(県立病院課)の合計で経常黒字を確保できる見込みです。</p> <p>また、内部留保資金も平成 24 年度末に約 10 億 4,000 万円となり、平成 23 年度末から約 2 億 7,000 万円程度増加することを見込んでいます。</p>
<p>平成 25 年度以降(取組予定等)</p> <p>「三重県病院事業 中期経営計画(平成 25 年度～平成 27 年度)」に掲げた目標の達成に向けて取り組みながら、引き続き資金収支の改善に努めてまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (地方公営企業会計制度の見直しに係る対応)</p> <p>(3) 地方公営企業会計制度の見直しに伴い、病院事業庁においては、既にキャッシュフロー計算書の作成やセグメント情報(病院別損益計算書等)の開示を行っているところであるが、今後は、情報収集に努めるとともに、財務会計システムの改修等を計画的に行い、制度見直しに的確に対応されたい。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容 病院事業庁では、地方公営企業会計制度見直しの平成 26 年度予算・決算からの適用に向け、経理方法の変更に伴う財務諸表への影響の検証や、義務化される各種引当金の計上方法の検討など、作業スケジュールを立案し、計画的に準備作業を進めました。 また、現在使用している財務会計システムは、今回の制度変更に対応できないため改修を行う予定ですが、その仕様等についても併せて検討しました。</p> <p>2 取組の成果 制度見直しの影響を検討することで、移行時の作業に備えることができました。準備作業は、策定したスケジュールどおり順調に進めることができました。</p>
<p>平成 25 年度以降(取組予定等)</p> <p>引き続き、総務省から発信される情報等に十分留意し、会計制度の見直しに的確に対応するとともに、県民に分かりやすい情報提供ができるよう取り組んでいきます。 なお、財務会計システムについては、平成 25 年度中に改修を行う予定です。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 地域機関分</p> <p>(ア)平成 23 年度末における診療費自己負担金の未収金（過年度収入未済額）が、4 病院合計で 137,262,797 円となっている。</p> <p>未収金の回収については、電話、文書、訪問等による督促に加え、裁判所を通じての支払督促、弁護士法人への回収委託を行っており、23 年度中に 17,920,223 円を回収しているところであるが、引き続き回収に向けての取組を進められたい。</p> <p>また、23 年度においては、20,835,858 円の未収金が新たに発生しているため、早期の回収に努めるとともに、未収金発生防止に向けた取組を継続されたい。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>病院事業庁では、平成 21 年 2 月に、病院毎に作成していた未収金対策関係の方針・指針等を「過年度医業未収金対策の指針集」として取りまとめ、病院事業庁内で統一した対策を実施できるようにしました。</p> <p>平成 24 年度については、引き続き各病院で、各々の未収金の事情に応じた適切な対応を行うとともに、県立病院課から各病院に赴き、回収対策の進捗管理や情報共有を行いました。</p> <p>(1)回収対策</p> <p>①保証人を含め、文書及び電話による継続的な督促を行いました。</p> <p>②理由無く支払わないものについては、支払督促をはじめとする法的措置を行いました。</p> <p>③特に回収が困難な債権については、弁護士法人に回収業務を委託しました。</p> <p>(2)発生防止対策</p> <p>①入院患者に対し、「入院費用について」や「高額療養費制度について」等の説明書を配付し、入院費用に関する早期相談の呼びかけを行いました。</p> <p>②会計職員が、診療部や患者相談窓口など病院内で連携して、公費負担制度等の説明と申請のサポートを行いました。</p> <p>③入院病棟職員と会計職員との間で、未収金についての情報共有を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 3 月までに 32 件の法的措置を実施しました。(平成 23 年度は 39 件実施) ・平成 25 年 3 月までに約 4,783 万円の債権を、弁護士法人へ回収委託しました。
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>法的措置及び弁護士事務所への回収委託等の事務については、本庁（県立病院課）主体で行い、病院現場の限られた人的労力を可能な限り発生防止に振り向けることで、未収金の発生自体を抑制するよう努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 患者自己負担額の算定誤り等により歳入戻出を行っていた。 (総合医療センター)</p> <p>(2) 患者自己負担額の算定誤り等により歳入戻出を行っていた。 (こころの医療センター)</p> <p>(3) 各種使用料及び手数料を収納した際、現金受入票及び領収書が作成されていなかった。 (一志病院)</p> <p>(4) 患者自己負担額の算定誤り等により歳入戻出を行っていた。 (志摩病院)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) (2) (4) 患者の自己負担額の算定誤りの発生を防ぐため、関係職員による研修会を開催したり、複数人でチェックすることとしました。</p> <p>(3) 各種使用料、手数料等を収納した際には現金受入票及び領収書を作成するよう職員に周知徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>診療報酬や各種公費制度の理解を深め、適正な事務処理を実施しました。</p>
<p>平成 25 年度以降 (取組予定等)</p> <p>引き続き、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

<p>監査の結果</p>	
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【全身用X線CT装置管球保守業務委託】 (こころの医療センター) 契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。</p> <p>(2) 【全自動血球計算機保守点検業務委託】 (こころの医療センター) 契約書に添付されている旨の記載がある「業務仕様書」が添付されていなかった。</p> <p>イ 旅費</p> <p>(1) 【日本アルコール関連問題学会佐賀大会】 (こころの医療センター) 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。</p> <p>(2) 【アルコール依存症臨床医等研修】 (こころの医療センター) 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。</p> <p>(3) 【第2回アジア・太平洋アルコール嗜癖学会】 (こころの医療センター) 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。</p> <p>(4) 【理学療法士講習会】 (一志病院) 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。</p> <p>(5) 【院内感染対策講習会】 (一志病院) 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。</p> <p>(6) 【認定講習のための講習会】 (一志病院) 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。</p>	
<p>講じた措置</p>	
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア</p> <p>(1) 執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載をし、以後、同様の記載漏れがないよう周知徹底を図りました。</p> <p>(2) 業務仕様書を添付し、以後、同様の事が無いよう周知徹底を図りました。</p> <p>イ</p> <p>(1)～(6)総合文書管理システムの利用対象外職員の復命書について、平成24年度から運営調整部総務課において登録を行うようにしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>業務委託契約及び旅費に関する事務にあたって、正確な事務処理ができるように周知徹底しました。</p>	
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、適正な事務処理ができるよう、職員に対し注意喚起を行ってまいります。</p>	

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費 人件費について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 通勤届に所属の受付印のないもの、「確認及び決定事項」に金額・距離等の記載のないものがあった。</p> <p style="text-align: right;">(一志病院)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容 「確認事項および決定事項」に金額・距離等記載のないものについては届出内容を確認し決定事項を記載しました。</p> <p>2 取組の成果 指摘以降は、通勤届提出時に受付印を押印するとともに、確認及び決定について適切に事務処理を行っています。</p> <hr/> <p>平成 25 年度以降（取組予定等） 引き続き、必要な事務手続きに留意して、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 金品亡失</p> <p>(1) 公用車の損傷（修理代 19,425 円）</p> <p style="text-align: right;">(志摩病院)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>指定管理者に対して、適正な財産管理について職員に周知徹底するよう、指導・監督しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 24 年度については、適正に財産管理が行われました。</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き、指定管理者に対して、適切に指導・監督していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 課税仕入れとして整理すべき、業務補助職員賃金、指導員報酬の通勤費相当額が不課税仕入れとされていた。 (県立病院課)</p> <p>(2) 歳出戻入の際に、病院事業庁会計規程に定める返納決定書が作成されていなかった。 (県立病院課)</p> <p>(3) 歳出戻入の際に歳入科目を誤っていた。 (こころの医療センター)</p> <p>(4) 支払いの際に、消費税及び地方消費税の課税仕入れ、非課税仕入れ等の区分を誤っていた。 (こころの医療センター)</p> <p>(5) 研修に係る参加費を職員が立替払いしているものがあつた。 (こころの医療センター)</p> <p>(6) 歳出戻入の際に歳入科目を誤っていた。 (一志病院)</p> <p>(7) 支払いの際に、消費税及び地方消費税の課税仕入れ、非課税仕入れ等の区分を誤っていた。 (一志病院)</p> <p>(8) 購入した図書券が、郵券証紙類出納簿に記載されていなかった。 (一志病院)</p> <p>(9) 緊急払いに係る費用弁償を、資金前渡によらずに処理していた。 (一志病院)</p> <p>(10) 診療材料費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。 (志摩病院)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 課税仕入れ、不課税仕入れの整理について現状を確認し、今後同様の事案が生じないよう各病院、県立病院課ともに修正を行いました。 併せて各担当者に再度説明を行い、課税仕入れに該当することを周知しました。 なお、次年度決算に向けて各病院担当者に再度周知するとともに、『決算の手引き』(病院事業庁作成資料)にも、この処理について記載を行い、今後適正な処理が図れるようにしました。</p> <p>(2) 歳出戻入について、病院事業庁会計規程を再確認するとともに、返納決定書を作成しました。</p> <p>(3) (6) 歳入歳出科目について再確認するとともに決裁時に確実にチェックすることとしました。</p> <p>(4) (7) 支払区分を訂正し、システム上の支払い型登録を非課税となるように変更しました。また、課税仕入れ、非課税仕入れの区分について職員に周知徹底しました。</p> <p>(5) 立替払いはできない旨を院内に周知徹底しました。</p> <p>(8) 図書券購入時には郵券証紙類出納簿に記載するよう職員に周知徹底しました。</p> <p>(9) 緊急払いに係る費用弁償については資金前渡により処理するよう周知徹底しました。</p> <p>(10) 診療材料費の二重払いの発生を防ぐため、複数人でチェックすることとしました。</p> <p>2 取組の成果 事務管理体制について、チェック体制の強化を行い、必要な書類の作成や手続き等、適正な事務処理を行いました。</p>
<p>平成 25 年度以降 (取組予定等)</p> <p>引き続き、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(6) 交通事故	
公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。	
(1) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）	
（物損額：県 12,000 円・相手 145,116 円）	（こころの医療センター）
(2) 自損事故（物損額：県 11,340 円）	（一志病院）
(3) 物損事故（負担割合：県 10%・相手 90%）	
（物損額：県 10,017 円・相手 71,346 円）	（一志病院）
講じた措置	
平成 24 年度	
1 実施した取組内容	
(1)～(3)	
公用車のみならず、交通安全について院内の会議を通じて啓発を図り、自動車の運行管理について十分留意するよう指導しています。	
2 取組の成果	
平成 24 年度については、公用車の交通事故は発生していません。	
平成 25 年度以降（取組予定等）	
今後も安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図り、交通事故が発生しないよう努めてまいります。	

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (政務調査費の適正な執行)</p> <p>(1) 平成 23 年度分の収支報告書について、添付されている領収書等の写しをもとに、条例、施行規程及びガイドラインの規定に照らし内容を確認した結果、鉄道運賃や調査雑費の計上誤り等の返還を要する事例、証拠書類等の写しが添付されていないなど取扱いに改善を要する事例等が見受けられた。</p> <p>これらについて、議会事務局においては、所要の措置を講じるとともに、今後とも、政務調査費の適正な執行の確認に努められたい。</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>指摘をされた計上誤りなど返還を要する事例については、議員や会派と内容の確認を行い、修正届にもとづき収支報告書を修正するとともに、必要な金額が返還されました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>監査において指摘された部分の修正届のほか、独自に行った点検作業により、合計で 18 件の修正届を受理し、212,075 円が返還されました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>政務調査費収支報告書の確認作業については、漏れがないよう複数人で行うなどの措置を引き続き講じていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 【議場氏名標等作成業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初設計精査不足により変更契約をしていた。 <p>【平成 23 年度議会電波広報（番組制作、電波購入、放送等）事業委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約準備行為を行っているが、事業実施及び入札依頼伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容 委託業務等の執行にあたって、会計規則の運用について正しい解釈ができるよう再確認の指示をしました。</p> <p>2 取組の成果 担当者はもとより、会計職員がチェック項目としての意識を持ち、会計規則等に基づく適正な会計処理について徹底することができました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 支出に関する事務 引き続き適正な会計処理の執行を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 旅 費</p> <p>【健康福祉病院常任委員会県外調査（随行）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 <p>【沖縄「三重の塔」慰霊式、第11回都道府県議会議員研究交流大会（随行）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 <p>【全国都道府県議会議長会事務局との打合せ、第30次地方制度調査会第1回総会、近畿2府8県議会議長会議、三重県政府代表団河南省訪問（随行等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 ・復命書に用務時間が記載されていなかった。
<p>講じた措置</p> <p><u>平成24年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>作成した復命書を、総合文書管理システムに登録するよう指示をしました。 また、記載内容の適正化についても指示をしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>文書管理規程等に基づく適正な公文書管理について徹底することができました。</p> <hr/> <p><u>平成25年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 支出に関する事務</p> <p>引き続き適正な公文書管理に努めていきます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 財産管理等の状況 財産管理について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 金品亡失 ・議会図書室の図書の紛失(1冊、取得価格1,600円)
講じた措置
平成24年度 1 実施した取組内容 図書室職員において貸出手続の際の注意を徹底するとともに、貸出期限が満了した者に対し、図書の返却を呼びかけました。 2 取組の成果 図書の所在の不明防止につながっていると思われれます。
平成25年度以降(取組予定等) (2) 財産管理等の状況 引き続き、図書室における蔵書の適正な管理について徹底を図っていきます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ・購入した図書について、支払方法の誤りにより歳出戻入を行っていた。
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 使用できない振込書による支出誤りであり、平成 24 年度中に戻入手続きをとりました。再発防止に向け、再度担当職員への会計規則の取扱いについて確認徹底を図りました。 2 取組の成果 担当者はもとより、会計職員がチェック項目としての意識を持ち、会計規則等に基づく適正な会計処理について徹底することができました。
平成 25 年度以降（取組予定等） (3) 事務管理体制 引き続き適正な会計処理の執行を図っていきます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>・物損事故（負担割合：県 20%・相手 80%） （物損額：県 87,780 円・相手 44,419 円）</p>
講じた措置
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>交通事故の防止、安全運転の励行について、事務局職員に対して再度徹底を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図ることができました。</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(3) 事務管理体制</p> <p>引き続き安全運転についての意識高揚を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1)平成 23 年度職員採用試験にかかる採点業務委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 <p>(2)「職員の給与等に関する報告及び勧告」印刷及びPDFファイル化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 <p>(3)平成 24 年度版職員採用試験案内パンフレット作成及び発送業務委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 <p>イ 旅費</p> <p>(1)職務状況調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復命書に用務時間が記載されていなかった。 <p style="text-align: right;">(人事委員会事務局)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>予定価格設定に係る積算根拠について、起案に明確に記載するよう、周知徹底を図りました。</p> <p>イ 旅費</p> <p>復命書に用務時間を記載するよう、周知徹底を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記の取組により、職員の意識が向上し、適正な事務処理が図られました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、業務委託契約等の執行に関する知識・能力を高め、適正な事務処理に努めていきます。</p>